

広野町公共施設等個別施設計画

令和 3 年 3 月

福島県広野町

目 次

第1章 計画策定の背景と目的

1	公共施設等個別施設計画の目的	1
2	計画の対象施設	3
3	計画期間	4

第2章 広野町の現状と将来の見通し

1	総人口・年代別人口の現状と将来の見通し	5
(1)	人口・世帯	5
(2)	児童生徒数	7
2	財政の現状と将来の見通し	8
(1)	歳入の状況	8
(2)	歳出の状況	9
(3)	投資的経費の状況	11

第3章 公共施設マネジメントについて

1	公共施設マネジメントとは	12
2	上位計画等との関連	12
(1)	第五次広野町町勢振興計画 基本構想・基本計画	13
(2)	広野町復興計画(第二次)	13
(3)	広野町国土利用計画(第二次)	14
(4)	広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略	15
(5)	広野町公共施設等総合管理計画	15
(6)	広野町教育大綱	15
(7)	第二次広野町教育ビジョン	16
(8)	防災マップ(ハザードマップ)	16
3	公共施設の評価	17
(1)	評価の対象とする施設・建物	17
(2)	品質面：建物性能	18
(3)	財政面：維持管理コスト	23
(4)	供給面：利用状況	24
(5)	評価	25
(6)	公共施設カルテ	25
4	対策の優先順位の考え方	26

第4章 施設分類別から見る公共施設の状況について

1 施設分類別の状況と将来の見通しについて	28
（1）学校教育系施設	28
（2）文化系施設	34
（3）スポーツ・レクリエーション系施設	46
（4）子育て支援施設	52
（5）保健・福祉施設	56
（6）行政系施設	60
（7）行政系施設：消防・防災	64
（8）公園	76
（9）その他	84
2 公共施設の配置について	90

第5章 公共施設の維持保全について

1 公共施設の維持保全に向けた考え方について	93
（1）点検診断の実施に関する考え方	93
（2）長寿命化の対象施設の検討基準	94
2 目標耐用年数の考え方について	95
3 長寿命化等に基づく対策費用について	95
（1）既存施設をすべて維持・更新する場合の将来更新等費用の試算結果	95
（2）施設の再編、長寿命化する場合の将来更新等費用の試算結果	97
4 公共施設マネジメントによる将来世代の負担軽減効果	98

第6章 計画の推進に向けて

1 基本方針	99
（1）安全の確保	99
（2）維持管理等の実施方針	99
（3）統廃合や廃止の推進	99
2 計画推進のための体制構築について	100
3 個別施設計画の方針の実現に向けたアクションプランについて	101
4 施設ごとの今後の対策内容と実施時期について	102
（1）今後の対策内容	102
（2）対策の実施時期	112
5 計画のフォローアップ	124
6 情報の蓄積と管理	125

資料編

資料1	人口動態	1 2 8
(1)	本町における住民基本台帳人口・世帯・1世帯当たりの人員	1 2 8
(2)	現居住者人口・帰還率、将来推計人口	1 2 9
資料2	財政状況	1 3 0
(1)	歳入状況	1 3 0
(2)	歳出状況	1 3 0
資料3	各施設（施設分類別）の利用実績の推移	1 3 2
資料4	公共施設将来更新等費用試算の考え方	1 3 4
(1)	計算プログラム	1 3 4
(2)	計算条件	1 3 4
(3)	既存施設をすべて維持・管理する場合の将来更新等費用の試算結果	1 3 5
(4)	施設の再編、長寿命化する場合の対策費用の試算結果	1 3 5
資料5	個別施設計画・公共施設マネジメントに関する国の通知等について	1 3 6

第1章 計画策定の背景と目的

1 公共施設等個別施設計画の目的

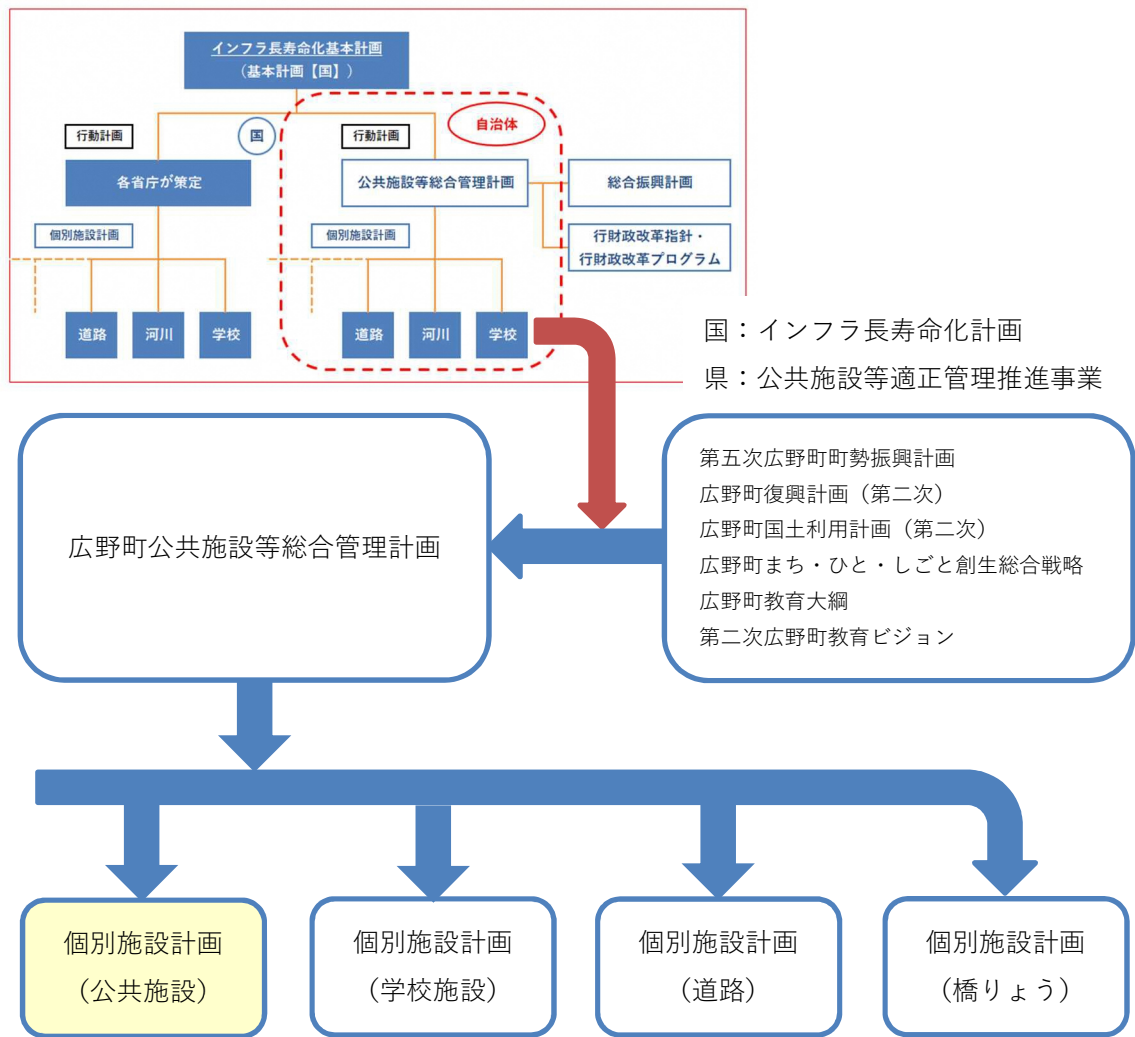
全国の地方公共団体においては、高度成長期から平成中盤にかけて多くの公共施設が建設され、地域住民の健康的で豊かな生活に資する施設として多くの方に利用されています。しかし、昨今では老朽化が顕在化しており、今後多くの公共施設が更新の時期を迎えることとなります。

総務省は2014年4月、全国の地方公共団体に対して公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を図るため、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であることから公共施設等総合管理計画策定の要請を行いました。これに基づき本町では2016年度に広野町公共施設等総合管理計画を策定致しました。

この計画を推進させるためには、保有する個別施設ごとに現況を把握するとともに今後の具体的な対応方針を定め、着実に実行させていく必要があります。

本計画は、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等にかかる対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定め、長期的な公共施設の維持管理を行っていくために策定するものであります。

図表 1－1 本計画の位置づけ



2 計画の対象施設

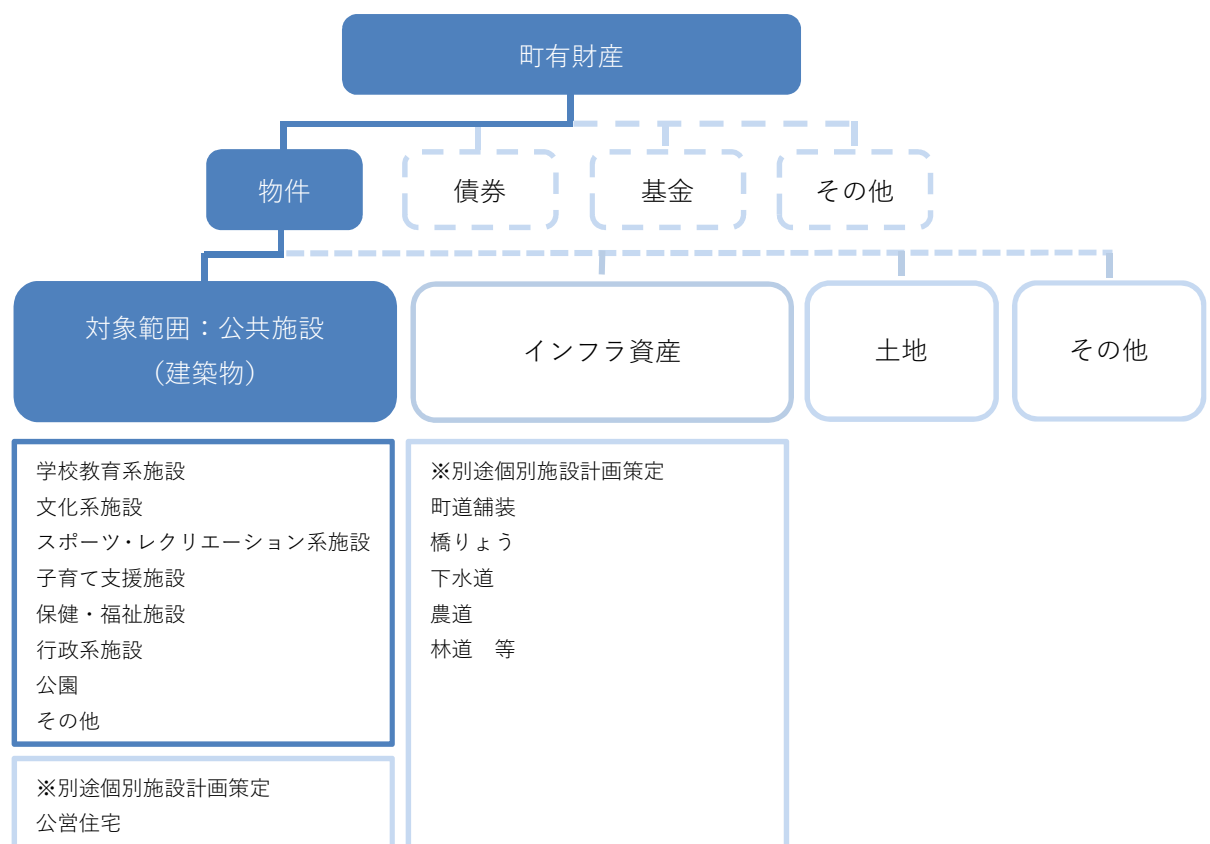
本計画の対象施設は、本町が所有する公共施設（建築物）とします。

ただし、以下の施設・資産を除きます。

① 別途長寿命化計画を策定・策定予定の施設

- ・公営住宅
- ・下水道施設

図表 1－2 本計画の対象施設の範囲



3 計画期間

公共施設等総合管理計画では計画期間を10年としていますが、本計画はより長期的な視点で施設をとらえ、適宜計画の見直しを図りながら維持管理を継続していく必要があることから、2021年度から2060年度までの40年間を計画期間とします。

また、取組の時期を明確にするため、計画期間は10年ごとに区切り第Ⅰ期～第Ⅳ期に細分し、基ごとに見直しを行っていきます。本計画では特に第Ⅰ期（2021年度から2030年度）に重点を置いています。

各期10年間の中では、毎年の日常点検や定期的な法定点検結果を記録し、施設カルテの更新や評価データの更新を継続することにより、5年経過時に中間見直しとして内容の全体精査を図り、情報の精度を高め、メンテナンスを加えていくこととします。さらに社会情勢の変化等にも臨機応変に対応していきます。

第2章 広野町の現状と将来の見通し

1 総人口・年代別人口の現状と将来の見通し

(1) 人口・世帯

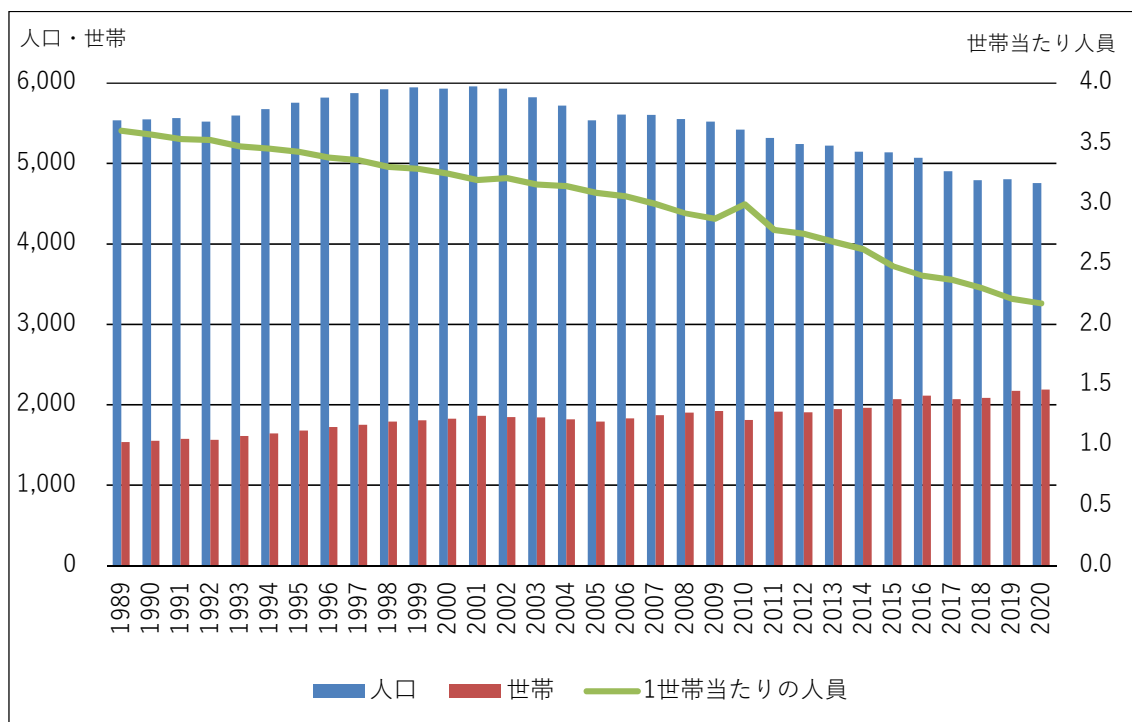
本町の住民基本台帳人口及び世帯数は、2001年の5,957人をピークとし、以降減少傾向が続いています。世帯数は増加傾向で推移しており、2015年には2,000世帯を超え、2020年には2,187世帯となっています。1世帯当たりの人員は2020年には2.2人まで減少しています。

また、現居住者数人口は2020年9月末日時点で4,247人であり、同日の住民基本台帳人口との割合を示した帰還率は89.3%となっています。

2016年3月に策定された広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の広野町将来推計人口によると、2025年には3,446人、2030年には3,167人と推計され、更なる人口減少が想定されています。

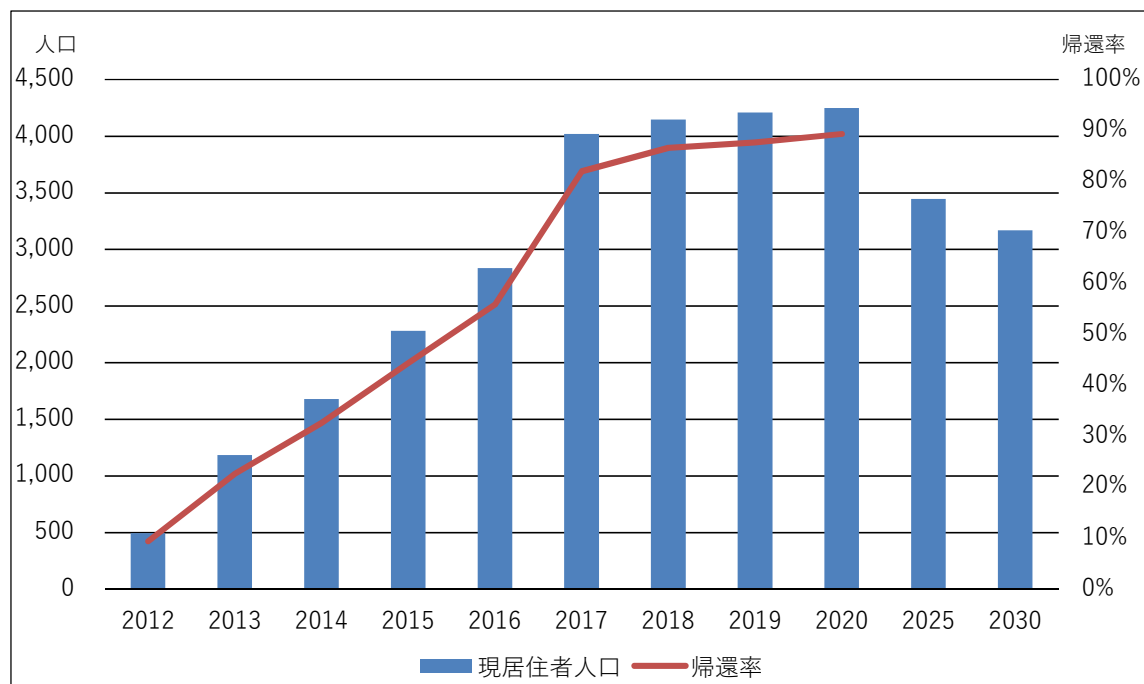
年齢層ごとに見てみると、65歳以上となる老年人口の割合が2015年の28.7%から2030年には36.1%と上昇し、そのうち75歳以上の割合は14.6%から20.4%と5.8%も高まることを見込まれ、超高齢化社会が現実となりつつあります。

図表2-1 住民基本台帳人口・世帯・1世帯当たりの人員の推移



出典：住民基本台帳人口 各年9月末日現在

図表 2－2 現居住者人口及び将来推計人口



出典 現居住者人口 各年 9 月下旬現在

帰還率は現居住者人口の各年 9 月末日時点住民基本台帳人口に占める割合

2025 年・2030 年は広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略 広野町将来人口推計結果

図表 2－3 年齢層別人口割合

	2015 年 4,002 人	2030 年 3,167 人	増減率 -20.9%
老年人口 (65 歳以上)	28.7%	36.1%	7.4%
うち 75 歳以上	14.6%	20.4%	5.8%
生産年齢人口 (15～64 歳)	59.2%	53.7%	-5.5%
年少人口 (0～14 歳)	12.0%	10.3%	-1.7%

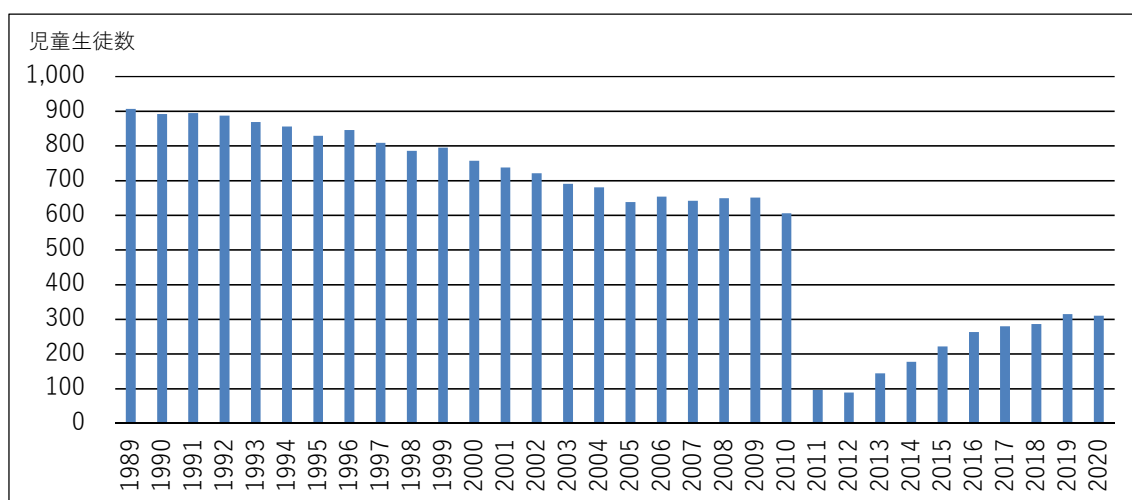
出典 広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略 広野町将来人口推計結果

2015 年の人口・割合は基準人口（居留意向あり）

(2) 児童生徒数

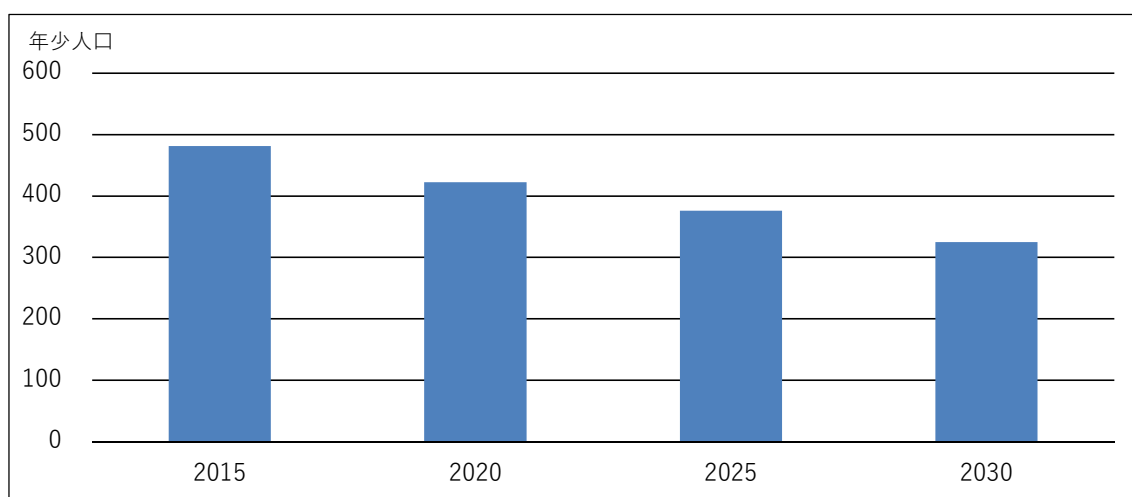
本町の児童生徒数は東日本大震災前までは人口の減少及び少子化の影響から減少傾向で推移していました。2011年の東日本大震災の影響により、県内外の避難先の学校に転校のため大幅に減少し、避難指示の解除以降は町へ戻る児童生徒が年を追うごとに増えてきていますが、震災前の2010年と比べるとその半分の水準にとどまっています。

図表2-4 児童生徒数の推移



広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の将来人口推計結果の0～14歳の年少人口を見ると、2015年の481人から2030年には325人に減少すると予測されており、児童生徒数の推移は今後減少となることが想定されます。

図表2-5 年少人口の予測



出典 広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略 広野町将来人口推計結果
2015年の人口・割合は基準人口（居住意向あり）

2 財政の現状と将来の見通し

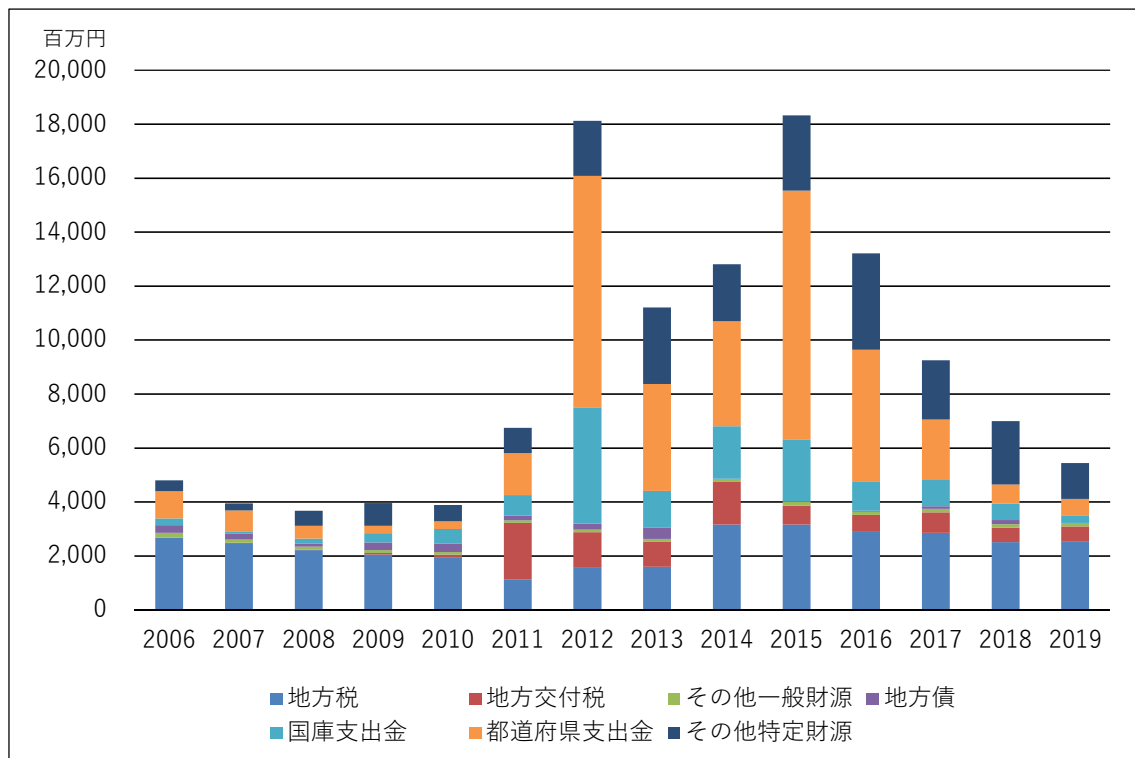
(1) 歳入の状況

本町の歳入状況は、東日本大震災前は約40億円で推移してきましたが、震災後は大幅に増加し約180億円規模となった年度もありました。2016年以後は復興事業が一段落したことから年々減少し、2019年度は約54億円となっています。

歳入の大幅な変動の要因は主に国庫支出金、都道府県支出金となっており、基幹的な収入である地方税は比較的安定しています。

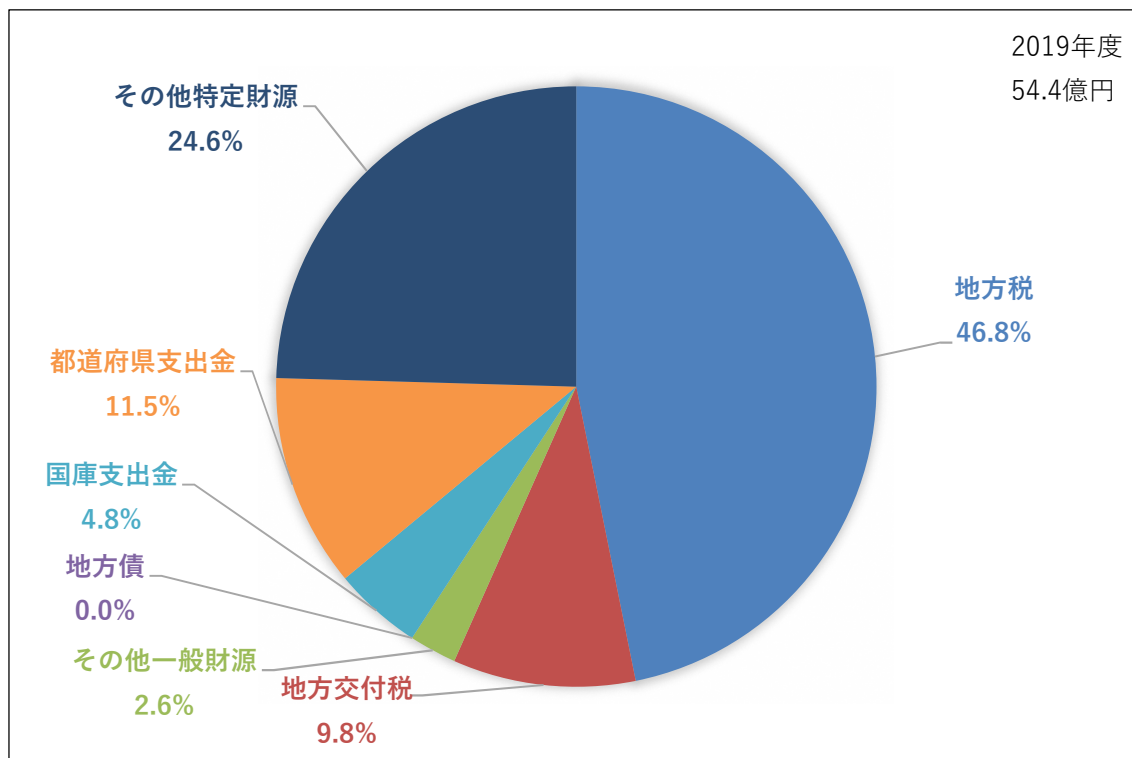
2019年度の内訳は地方税が46.8%と最も多く、次いでその他特定財源が24.6%、都道府県支出金が11.5%となっています。

図表2-6 歳入の推移



出典 広野町決算統計（各年度）

図表 2－7 2019年度歳入の内訳



出典 広野町令和元年度決算統計

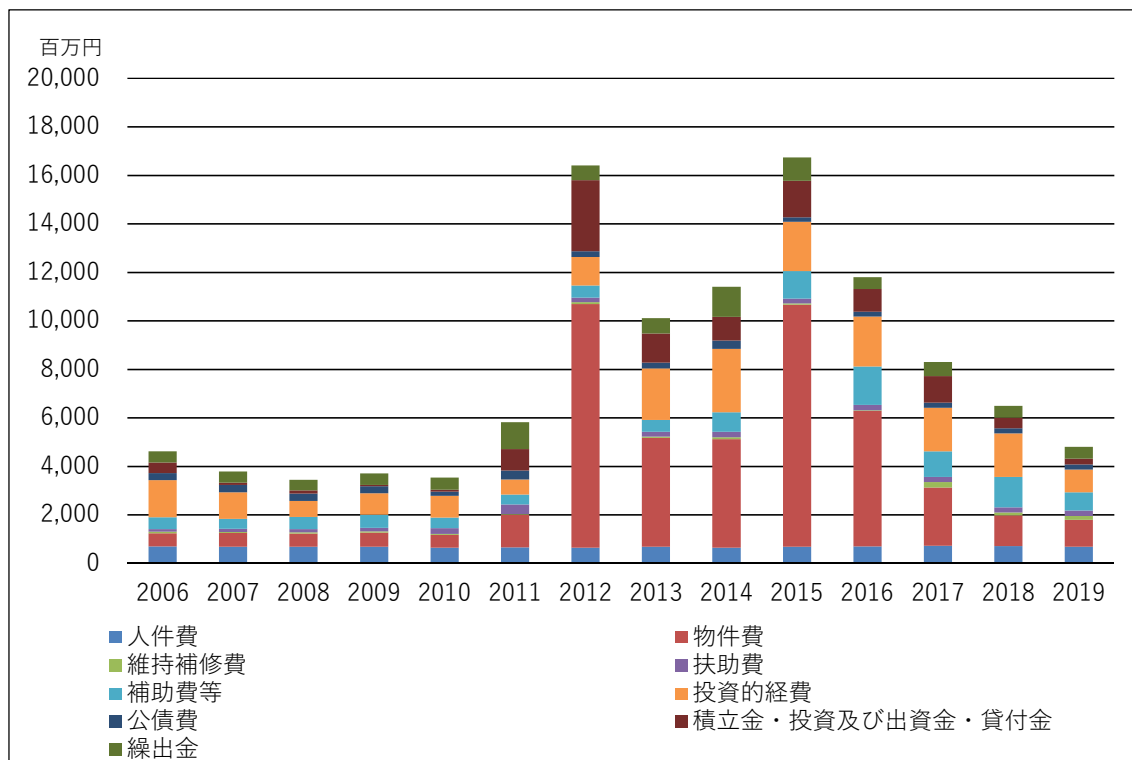
(2) 歳出の状況

本町の歳出状況は、歳出同様に東日本大震災後大幅に増加しましたが、2016年以後は年々減少し、2019年度は約48億円となっています。

内訳では物件費、補助費等、投資的経費が一時期大幅に増加となりましたが近年は震災前の水準に戻りつつあるのに対し、維持補修費が2017年度より大幅な増加をみせています。

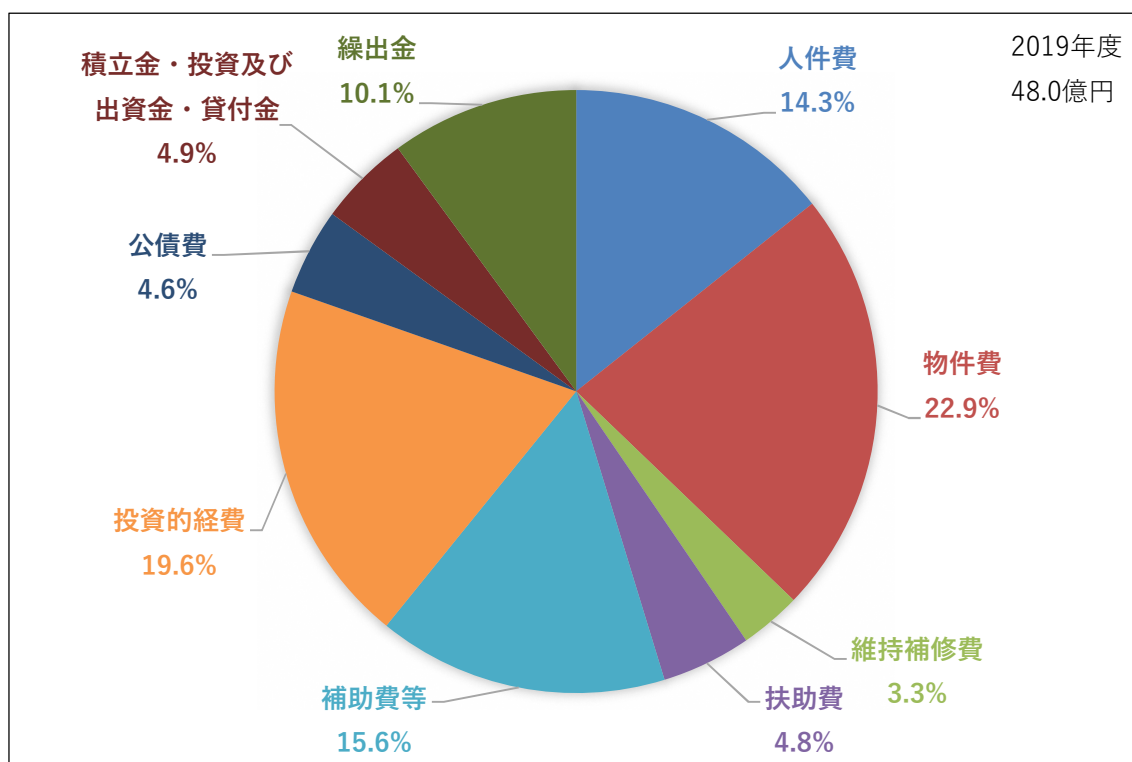
2019年度の内訳は物件費が22.9%と最も多く、次いで投資的経費が19.6%、補助費等が15.6%となっています。

図表 2－8 歳出の推移



出典 広野町決算統計（各年度）

図表 2－9 2019年度歳入の内訳



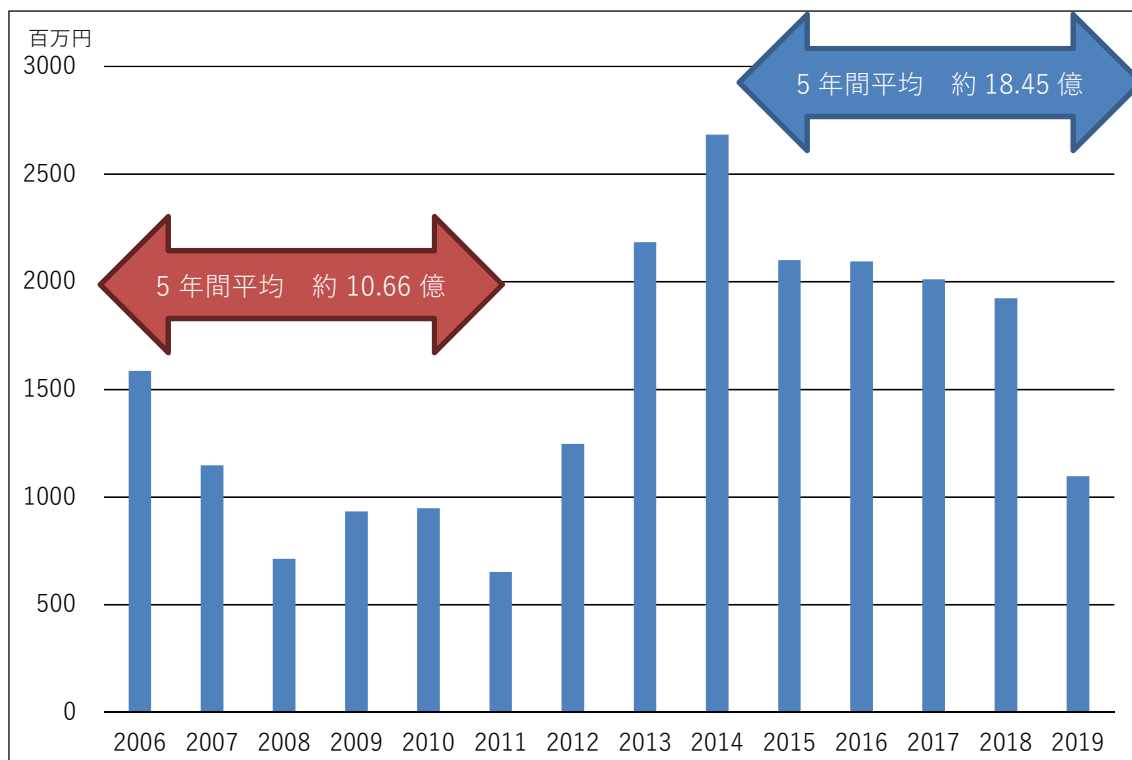
出典 広野町令和元年度決算統計

（３）投資的経費の状況

公共施設・インフラ施設の整備及び更新の財源となる投資的経費の過去５年間の推移を見ると、年間平均全体では約１８．４５億円となります。ただし、この数字は復興事業に伴う整備を含んでおり、東日本大震災前の５年間（２００６～２０１０年）の平均を見ると約１０．６６億円となります。

投資的経費については当面は高い水準で推移すると見込まれますが、長期的には震災前の水準に収束していくことが予想されることから、本計画では過去５年間の平均値と震災前の５年間の平均値の二つの数値で検証を行います。

図表２－１０ 投資的経費の推移



出典 広野町決算統計（各年度）

第3章 公共施設マネジメントについて

1 公共施設マネジメントとは

本町においては昭和50年代以降多くの公共施設が建設されたことにより充実したストックを有しています。

東日本大震災からの復興事業により新しい建物も増えている一方、築50年を経過する広野中学校校舎をはじめ集会施設など経年劣化が進んだ建物も目立っており、今後多くの施設において大規模改修または建て替えなどの検討が必要となります。

一方で財政は厳しい状況が続いており、今後の高齢化の進行により公共施設の利用需要の変化は避けられないものとなっています。

このことを考えると、保有する公共施設を継続的に維持管理していくためには、長期的な視点に立った老朽化対策、適切な維持管理・修繕の実施、トータルコストの削減・平準化、計画の不断の見直し、充実が欠かせず、施設の長寿命化や状況によっては施設の統廃合も進めていく必要があります。これらの一連の取組を公共施設マネジメントと呼んでいます。

2 上位計画等との関連

個別施設計画は、その上位となる計画と矛盾しないように進める必要があります。上位計画として位置づけられるものとして、「第五次広野町町勢振興計画基本構想・基本計画」、「広野町復興計画（第二次）」、「広野町国土利用計画」、「広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「広野町公共施設等総合管理計画」があります。

学校教育に関しては、「広野町教育大綱」「第二次広野町教育ビジョン」に基づき幼・小・中を通じた教育が進められています。

また、本計画は国が示した「インフラ長寿命化基本計画」（2013年11月）、総務省による「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（2014年4月）、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（2018年2月）を踏まえて策定します。

なお、計画の実行にあたっては、防災マップ（ハザードマップ）に示された災害が想定される区域についても十分留意する必要があります。

（１）第五次広野町町勢振興計画 基本構想・基本計画

２０１６年３月に策定された第五次広野町町勢振興計画基本構想では、「子どもの歓声とともに 新たな時代を拓くまち 広野」を将来像に２０２５年までを計画期間として町の将来ビジョン、そしてそれを実現するためのまちづくりの指針となる広野町の基幹となる計画がまとめられています。

基本計画は前期・中期・後期の三期に分け、行政が重点的に取り組む施策や実現のための工程を示した町政経営の指針となる行政計画となっています。

基本構想の「まちづくりの基本方向」で明らかにされた施策のうち、公共施設に関連する事項については以下の通りとなります。

「子どもたちを安心して育てることのできるまち」では、地域の子育て拠点の整備、学校や家庭、地域が連携し、学力や体力、社会性や豊かな人間性を養うことができる学校づくりが示されています。

「だれもが明るくいきいきと暮らせるまち」では、身近な地域での多世代交流サロンやコミュニティカフェ等の交流の場づくり、一時医療圏として町民の日常生活に密着した医療・保健・福祉サービスの確保・充実、生涯学習の拠点づくり、Ｊヴィレッジ等を拠点とするスポーツ交流の推進が打ち出されています。

「双葉郡復興の拠点となる環境と共生した利便性の高いまち」では、ＪＲ広野駅周辺地域の整備、コミュニティセンター（商業施設集積）を核としたＪＲ広野駅西側への生活関連サービスの集積、再生可能エネルギーやスマートコミュニティの普及促進が掲げられています。

「社会の要請に応え活気と活力のあるまち」では、公共施設等の情報通信環境の充実が、「顔の見えるネットワークやコミュニティがいきいきとしたまち」では、行政区等の再編見直しとともに地域コミュニティ育成支援に取り組み、町民一人一人が地域コミュニティの一員としてコミュニティ活動に積極的に参画できるまちづくりを進めるとあります。

（２）広野町復興計画（第二次）

町勢振興計画の策定後に発生した東日本大震災及び原発事故により生じた新たな課題等に対処するため、２０１２年３月に広野町復興計画が策定され、２０１４年３月に見直しを行いました。

町民一人ひとりの生活の復興を目的として、「みんなでやろう 広野復興プラン ～未来へつなぐ 子どもが夢と希望を～」を基本理念として「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「災害に強い都市基盤と心のネットワークによる安全・安心なまちづくり」「２１世紀の世界を担う新たな産業創出による賑わいのまちづくり」「双葉地域の復興を担うまちづくり」の４つの基本方針のもと、復興に向けた施策が計画されています。

町民生活復興のための施策では次の事項が掲げられています。

人づくり・教育の復興では地震による被害を受けた学校、社会教育施設の復旧、文教施設の

耐震補強、保育施設の整備、幼保一元化、使用不能となっている公園、社会教育・体育施設の再開のための整備を進めていくこととされています。

農林業の復興では農地・農業生産基盤施設等の整備の支援、効率的かつ安定的な農業経営に向けた国・県等関係機関が一体となった農業者への支援が、商業の復興では大手スーパー等の誘致がそれぞれ示されています。

新たな防災体制の確立では防災備蓄倉庫の整備が、地域コミュニティ、絆の再生では地域ごとの防災訓練の実施や自主防災組織の構築の促進、防災資機材等の確保など機能強化の支援、小さいエリアによる交流事業を促し、コミュニティの再生と、人と人との繋がりへの回復など、新たな取組に対しての支援などを行うとされました。

また、双葉地域復興のための施策では文教施設の拡充として中高一貫校の整備、双葉地域の広域的な機能を担っている文教施設の町内への立地、整備、高等教育機関との連携、双葉地域の復興として公共・公益機能の集約再編が打ち出されています。

新たな時代へ発展するための施策の中では公共施設をはじめ、住宅、事業所等へのスマートコミュニティの導入推進が取り上げられています。

復興計画の目標は2021年度となっており、これらの施策の取組は着実に進行しています。

(3) 広野町国土利用計画（第二次）

2016年6月に策定された広野町国土利用計画（第二次）では、利用区分別の町土利用の基本方向として、住宅地では生活関連施設の整備を計画的に進めながら、地震などの災害に強い良好な居住環境が整備されるよう周囲の自然的土地利用との調整と災害に対する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な町土利用に配慮しつつ必要な用地の確保を図るとあります。

その他の用地では広野駅西口の中心商業地を役場前に整備される公設商業施設と併せて広野駅と一体となった魅力ある商業地として必要な用地の確保を図るとされています。

またその他として学校教育施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設の用地については、町民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の計画的な確保を図るほか、避難施設、防災公園や備蓄倉庫など防災拠点の整備の強化推進とともに、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用を図ると記載されています。

地域別の該当では国道6号沿いの町役場周辺が公共公益施設が集積する町民生活の中心となるシビックゾーンとして位置づけられています。

また折木地区の国道6号沿いに大規模災害に備えた防災拠点・情報発信機能等を備えた多機能型となる道の駅の整備が予定されています。

（４）広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略

２０１６年３月策定の広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略で示された施策パッケージでは、「若い世代が働く場があるまち」の主な取組でニッ沼総合公園内温室等における植物（葉物野菜等）工場検討が挙げられ、現在国産バナナの栽培・販売が行われています。

「若い世代が安心して子育てができるまち」では、ゆとりをもって子育てができる環境づくり・子育てを支えるまちの実現のための主な取組の多くで広野こども園・広野町児童館などの施設がかかわっています。

「若い世代が愛着をもって住むことができるまち」では、Ｊヴィレッジ等を活用したスポーツ・文化交流事業等を促進するとあり、主な取組の中でもニッ沼総合公園等の自然環境を活かした地域づくりや新生Ｊヴィレッジ復興・再整備事業等を通じた広野町ブランドの訴求が進められており、２０２１年春よりＪＦＡアカデミー福島が再開の運びとなりました。

（５）広野町公共施設等総合管理計画

２０１７年３月に策定された広野町公共施設等総合管理計画では、２０１６年度から２０２５年度までの１０年間を計画期間として、今後の公共施設等の維持管理における方針が掲げられています。

具体的には安全の確保（旧耐震基準公共施設等の耐震診断・改修・更新、陥没損傷施設の立入制限、応急修繕など）、予防保全型の維持管理への移行、人口規模にあった公共施設等の統廃合、廃止検討、有効活用、施設更新時の機能集約・複合化の検討が示されています。

（６）広野町教育大綱

２０１５年７月に策定された広野町教育大綱では、広野町の学校教育の基本方針として幼・小・中一貫教育を柱に、学校・家庭・地域が一体となり、豊かな学びの環境を創造し、美しい自然や町民間の温かな人間関係の中で、子どもたちがのびのびと育ち、未来を切り拓く力を身につけることができる魅力ある教育の実現をめざすとされています。

また教育目標として学校教育では「夢や希望を抱き未来をたくましく生き抜く幅広い見識と創造性の育成」、生涯学習では「広く求めて 広がる知識 広い輪になる広野町」が掲げられ、重点施策が展開されています。

（７）第二次広野町教育ビジョン

広野町教育大綱に基づき、２０２０年４月に策定された第二次広野町教育ビジョンでは、教育目標である「夢や希望を抱き 未来をたくましく生き抜く 幅広い見識と創造性の育成」のもと、①確かな学力を育成する学校教育の推進 ②地域と学校が協働する学びの創造 ③グローバル人材を育成する教育の推進 ④学びのセーフティネットの構築の４つの体系に沿った施策が展開されています。主な施策として園・小・中の連携、学校・家庭・地域の協働、学びの場が保障される環境の整備などが掲げられています。

（８）防災マップ（ハザードマップ）

自然災害への対策として、２０２０年に広野町防災マップ（ハザードマップ）が作成されています。

防災マップには土砂災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害危険箇所の範囲、津波浸水想定範囲と浸水深が示されています。

公共施設の適正な配置を実現させるにあたっては、自然災害が想定される区域を考慮して検討を行う必要があります。

3 公共施設の評価

公共施設マネジメントを進めるためには、施設の現状を把握し、客観的に判断する指標が必要となります。本計画では客観的データとして、以下の情報を収集し、公共施設の評価を行っています。

施設評価は、個別施設の今後のあり方を検討するうえでの判断材料として使用しています。

(1) 評価の対象とする施設・建物

施設評価の対象とする施設・建物については次の通りとします。

①施設

学校教育系施設－学校、その他教育施設
文化系施設－集会施設
スポーツ・レクリエーション系施設－スポーツ施設
子育て支援施設－こども園、幼児・児童施設
保健・福祉施設－高齢福祉施設、保健施設
行政系施設－庁舎等、消防施設
公園－公園

② 建物

①の施設に分類される施設の建物とします。ただし、以下に該当するものを除きます。

広野小学校浄化槽ポンプ室・消火栓ポンプ室・プール附属棟
広野中学校プール更衣室
広野町学校給食共同調理場渡廊下・ボイラー室
広野町築地ヶ丘体育館
広桜荘車庫
ニッ沼公園フラワーパーク温室（3棟）・屋外トイレ

(2) 品質面：建物性能

建物性能にかかわる評価として、耐震性能、老朽化状況、主体構造、大規模改修状況、福祉性能、省エネ性能・建物点検結果の7項目に区分して評価を行っています。

図表3-1 評価基準

評価基準	
①耐震性能	5点：新耐震基準（建築年が1981年度以降） 4点：旧耐震基準（建築年が1981年度以前）であるが耐震性有（I s 値0.72以上） 3点：旧耐震基準であるが耐震性有（I s 値0.6以上） 2点：旧耐震基準であるが今後耐震改修の計画あり 1点：旧耐震基準であるが今後耐震改修の計画無し
②老朽化状況	法定耐用年数に対する建築経過年数の割合を以下の区分で評価。 5点：0%以上25%未満 4点：25%以上50%未満 3点：50%以上75%未満 2点：75%以上100%未満 1点：100%以上
③主体構造	5点：主体構造が鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、プレキャストコンクリートなど 3点：主体構造が鉄骨造、軽量鉄骨造など 1点：主体構造が木造、コンクリートブロックなど
④大規模改修状況	5点：建築後10年以内の建物（大規模改修が不要） 4点：建物本体の大規模修繕を実施 3点：設備の改修を実施 2点：未実施だが、改修計画あり 1点：未実施
⑤福祉性能	エレベーター、多目的トイレ、車いす用スロープ、自動ドア、手すり、点字ブロックの6項目のうち、対応している項目数に応じて評価。 ※不要な項目は対応済として評価。 5点：4項目以上対応済 4点：3項目対応済 3点：2項目対応済 2点：1項目対応済 1点：未対応

評価基準	
⑥省エネ性能	太陽光発電、ＬＥＤ照明、省エネエアコン、その他節電設備、節水トイレ、雨水・地下水利用、節水蛇口、その他節水設備の８項目のうち、対応している項目数に応じて評価。 ５点：４項目以上対応済 ４点：３項目対応 ３点：２項目対応 ２点：１項目対応 １点：未対応
⑦建物点検結果	図表３－２の項目について点検を実施し、以下の４段階で判定。 重度：施設の機能上又は使用上支障をきたす劣化状態であり、早急に修繕措置が必要である→０点 中度：劣化現象が顕在化している状態であるが、施設の機能上、使用上は支障がなく、修繕措置は次年度以降（２～３年後）に伸ばすことが可能である→２５点 軽度：劣化現象が顕在化している状態であるが、経過観察とする→５０点 良好：劣化はなく、修繕措置は当面必要ない→７５点 外構、屋上・屋根、外壁・開口部、内部仕上材、主要設備の５部位ごとに各部位の平均点を計算し、その合算値を評価点とし５段階で評価。 各部位の平均点：各部位の点検項目の合計点÷各部位の点検項目数 ５点：評価 325 点以上 ４点：評価 300 点以上 325 点未満 ３点：評価 275 点以上 300 点未満 ２点：評価 250 点以上 275 点未満 １点：評価 250 点未満

図表 3 - 2 建物点検項目

場所		調査、点検箇所・要点
建物外部	1 外構	① 建物周辺地盤の著しい沈下、隆起がないか
		② 舗装など建物周辺地盤の不陸や傾斜がないか
		③ 側溝や桟に著しい傾きや滞水、側溝蓋に損傷はないか
		④ 塀や擁壁に著しいひび割れ、傾斜はないか
		⑤ 校門、囲障（フェンス、植栽等）の破損はないか※
	2 屋上・屋根	① 全体にき裂、はがれ、ふくれなどがないか
		② パラペットに浮き、き裂、損傷、腐食、漏水痕がないか
		③ 排水溝、孔に損傷やごみの詰まりは見られないか
		④ 排水溝、孔に雑草などが見られないか
		⑤ 屋根材の塗装被膜に劣化剥離はないか
		⑥ 屋根にサビはないか
	3 外壁・開口部	① 建物に傾斜又は変形がないか
		② 鉄骨等にサビや腐食がないか
		③ 外壁仕上材にき裂や浮き等の劣化、はく落のおそれはないか (タイル、モルタル、石等)
		④ 外壁、外装の吹付材などの塗装に浮きはく落の恐れはないか
		⑤ 目地シーリング材のき裂等の劣化はないか
		⑥ 金属パネル材に変色、退色、ふくれ、はがれ腐食等がないか
		⑦ 広告板、空調整備等の支持部分に腐食や損傷はないか
		⑧ 外部階段や手すりに利用に支障のある腐食、損傷がたつきはないか
		⑨ 基礎コンクリートに鉄筋露出やひび割れ、白華、沈下、欠損はないか
		⑩ 窓廻りのシーリングにき裂、ふくれがないか
		⑪ 窓ガラスにき裂、損傷はないか
		⑫ 建具の開閉に著しいガタツキはないか
		⑬ 施錠、開錠に不具合はないか
		⑭ 外部照明に腐食や損傷はないか
		⑮ ガラスブロック壁に面外へのずれやせり出しはないか※
		⑯ ガラスブロックの欠損、ひび割れや目地部の損傷はないか※
建物内部	4 内部仕上材	① 柱、梁に変形やき裂がないか
		② 壁面にき裂やひび割れがないか
		③ 鉄骨に著しいサビ、腐食等がないか
		④ 鉄骨の耐火被覆の剥がれがないか
		⑤ 天井材に著しいずれ等がないか

場所		調査、点検箇所・要点
建物内部	4 内部 仕上材	⑥ 天井材、壁材にあばれ、き裂、浮き、はく離、雨漏り跡がないか
		⑦ 点検口本体及び枠に変形、腐食がないか
		⑧ 防煙壁にき裂、破損、変形等はないか
		⑨ スチール製、木製の窓枠に著しい腐食がないか
		⑩ 目地シーリング材等に腐食、き裂、硬化劣化がないか
		⑪ シャッターの作動状況は良好か
		⑫ シャッター（防火シャッター含む）にサビや腐食はないか
		⑬ 防火扉の作動状況は良好か
		⑭ 防火扉が障害物で作動を妨害されていないか
		⑮ 撤去された防火扉はないか
		⑯ 床面に損傷はないか
		⑰ 床面に傾斜はないか
	5 主要 設備	① 照明は点灯するか
		② 排気口、給気口等に通気不良となる塵埃障害物はないか
		③ 排気口、給気口等に割れ等の著しい損傷、変形、腐食がないか
		④ 防煙壁にき裂、破損、変形等はないか
		⑤ 便所、給湯室使用時に換気扇、送風機等が作動し排気しているか
		⑥ 非常用照明は点灯するか
		⑦ 非常用照明に著しい変形、損傷はないか
		⑧ コンセント、接続端子等に損傷、接続不良はないか
		⑨ 冷暖房設備は正常に作動するか
		⑩ 室外機に破損や腐食はないか
		⑪ 衛生設備（洗面台、水栓、便器等）に損傷はないか
		⑫ 水栓からの流量や水質（赤水など）に問題はないか
		⑬ トイレほか排水口の排水は良好か、異臭はないか
		⑭ 湯沸し器、コンロ、ガスボンベ等から異臭、発熱はないか
		⑮ 高架水槽及びその架台、基礎に損傷、変形、腐食などないか
		⑯ 自家発電設備、受変電設備から異音、異臭等ないか
		⑰ 照明器具の取付金具に変形、腐食、緩みは見当たらないか※
		⑱ 放送機器・体育器具の取付金具に変形、腐食、破損は見当たらないか※

※ 外構⑤、外壁・開口部⑮⑯、主要設備⑰⑱は学校施設のみ調査点検実施

上記の①～⑦までの各項目に対して、ランク1の1点～ランク5の5点までの点数化を行い、7項目の合計点を建物評価点としています。

さらに、各項目の評価結果から、下記に示す5類型に分類しています。

図表 3 - 3 類型一覧

区分	内容
【類型 5】	大きな課題のない施設 ■耐震性、老朽化、福祉性能、省エネ性能、建物点検結果がいずれも良好で、大きな課題が見られない施設 ・[耐震性能]がランク 3 以上、[老朽化状況][大規模改修状況]がランク 4 以上、[福祉性能][省エネ性能][建物点検結果]がともにランク 3 以上の施設 ・または、[耐震性能]がランク 3 以上、[老朽化状況]がランク 3 以下、[大規模改修状況]がランク 4 以上、[福祉性能][省エネ性能][建物点検結果]がともにランク 3 以上の施設
【類型 4】	機能面で改善の余地がある施設 ■耐震性、老朽化に問題はないが、福祉性能・省エネ性能に改善の余地があるまたは建物点検結果で対応を要する項目のある施設。 ・[耐震性能]がランク 3 以上、[老朽化状況][大規模改修状況]がランク 4 以上、[福祉性能][省エネ性能][建物点検結果]のいずれかがランク 2 以下の施設 ・または、[耐震性能]がランク 3 以上、[老朽化状況]がランク 3 以下、[大規模改修状況]がランク 4 以上、[福祉性能][省エネ性能][建物点検結果]のいずれかがランク 2 以下の施設
【類型 3】	大規模改修等の検討が必要となる施設 ■耐震性に問題はないが、老朽化が進行しつつあり、大規模修繕・改修または建て替えの検討が必要となる施設 ・[耐震性能]がランク 3 以上、[大規模改修]がランク 3 以下の施設
【類型 2】	耐震化の検討が必要となる施設 ■老朽化の進行はないが、または進行していても大規模修繕・改修が実施済であるが、耐震化の検討が必要となる施設 ・[耐震性能]がランク 2 以下、[老朽化状況]がランク 4 以上の施設 ・または、[耐震性能]がランク 2 以下、[老朽化状況]がランク 3 以下、[大規模改修]がランク 4 以上の施設
【類型 1】	耐震性の確保・老朽化対策が必要な施設 ■耐震性の確保に加えて、老朽化が進行し、大規模修繕・改修や建て替え等が必要な施設 ・[耐震性能]がランク 2 以下、[老朽化状況]がランク 3 以下、[大規模改修]がランク 3 以下の施設

（３）財政面：維持管理コスト

維持管理コストにかかる評価として、２０１７年度から２０１９年度までの過去３年間の事業運営や保有にかかる維持管理経費をもとに、年平均の延床面積１㎡当たりコスト及び利用者または利用回数当たりコストを算出し、比較を行っています。

図表３－４ 費用一覧

項目	内容
人件費	施設の運営等にかかる人件費
燃料・光熱水費	燃料、電気、ガス、水道料金等にかかる費用
修繕料	工事等大規模なものを除く施設の修繕にかかる費用
その他需用費	旅費、消耗品費、被服費、食糧費、印刷製本費、借地の賃借料等の費用
委託料	事業運営（事業委託料）にかかる費用や保有（保守点検等）にかかる費用
その他支出	補助金、賄材料費・飼料費、通信運搬費、手数料、保険料、原材料費、備品購入等にかかる費用

１㎡当たりコスト及び利用者または利用回数当たりコストは評価対象施設について全施設・同じ用途（大分類）でそれぞれ偏差値を求め、以下の通り点数化を行います。

偏差値はコストが低くなるほど高い値が出るように計算を行っています。

ただし、全体の中で数値に極端な差（外れ値）がある場合は、その値を除外したかたちで偏差値を求めます。

- ５点：偏差値６５以上（コストはかなり低い）
- ４点：偏差値５５以上６５未満（コストはやや低い）
- ３点：偏差値４５以上５５未満（コストは平均的）
- ２点：偏差値３５以上４５未満（コストはやや高い）
- １点：偏差値３５未満（コストはかなり高い）

(4) 供給面：利用状況

利用状況にかかわる評価として、原則として2017年度から2019年度までの利用状況を調査して過去3年間の平均利用者数から1㎡あたり利用人数または10㎡あたり利用回数を求めています。

図表3-5 供給面比較指標一覧

用途分類	比較指標
学校	過去3年間の児童・生徒・職員数×授業日数の平均
その他教育施設 (給食施設)	過去3年間の職員数×授業日数の平均
集会施設	過去3年間の施設利用回数の平均
スポーツ施設	過去3年間の施設利用者数の平均
こども園	2019年度の園児・職員数×開園日数
幼児・児童施設	過去3年間の施設利用者数の平均
高齢福祉施設	2016年度の施設利用者数
保健施設	過去3年間の施設利用者数の平均
庁舎等	過去3年間の町職員数×開庁日数の平均
消防施設	過去3年間の施設利用者数の平均
公園	過去3年間の施設利用者数の平均

1㎡あたり利用人数または10㎡あたり利用回数は評価対象施設について全施設・同じ用途（大分類）でそれぞれ偏差値を求め、以下の通り点数化を行います。

偏差値は利用者数が多くなるほど高い値が出るように計算を行っています。

ただし、全体の中で数値に極端な差（外れ値）がある場合は、その値を除外したかたちで偏差値を求めます。

- 5点：偏差値65以上（利用者はかなり多い）
- 4点：偏差値55以上65未満（利用者はやや多い）
- 3点：偏差値45以上55未満（利用者は平均的）
- 2点：偏差値35以上45未満（利用者はやや少ない）
- 1点：偏差値35未満（利用者はかなり少ない）

（５）評価

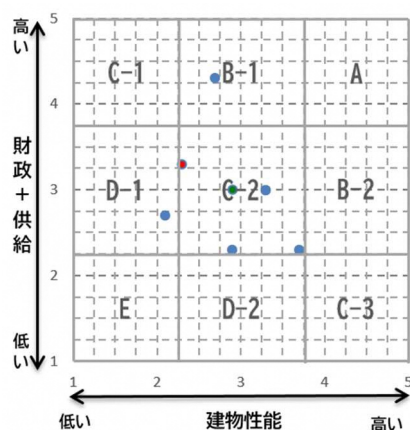
上記の基準で判定した評価点は、縦軸に財政と供給、横軸に品質（建物性能）を置いて二軸評価を行います。

縦横が同じ範囲となるように、各項目の合計点を項目数で割った値で評価を行います。

図表３－５ 二軸評価グラフ・区分一覧

縦軸：（財政評価点＋供給評価点）÷ 3

横軸：建物評価点 ÷ 7



区分	対応	方向性の考え方
A	継続	現状維持・長寿命化を基本とする
B1	向上	施設性能の向上を検討する
B2	向上	費用対効果の向上を検討する
C1	改善	施設性能の改善を検討する
C2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
C3	改善	費用対効果の改善を検討する
D1	見直し	施設性能の見直し（建て替え改修等）を検討する
D2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
E	要見直し	施設性能と費用対効果、両方の見直しが必要である

※右上のAが「良い」、左下のEが「悪い」という評価となります。

（６）公共施設カルテ

公共施設の現状を把握する資料として、施設の基本情報や評価結果、また機能や施設性能の両面から課題等を整理した公共施設カルテを作成します。

公共施設カルテは、本計画上の公共施設を対象に作成しています。

4 対策の優先順位の考え方

公共施設マネジメントの取組は、上位計画等との関連及び公共施設の評価に基づき、広野町公共施設等総合管理計画の公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針に沿って進めます。この中で取る対策の優先順位については、以下の通りとなります。

- ① 優先順位の設定は、施設の重要性や定期的な点検・診断などの結果を踏まえて行います。
- ② 耐震改修が未実施となっている施設については、優先的に対策を実施します。
- ③ 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所に指定されている施設については、優先的に対策を実施します。
- ④ 利用対象が年少者・障害者・高齢者となっている施設については、優先的に対策を実施します。
- ⑤ 防災マップで自然災害の発生が想定されているエリアに位置する施設については、優先的に対策を実施します。
- ⑥ 定期的な建物点検・診断の結果、評価が2点以下の施設については優先的に修繕の対象とします。
- ⑦ 上記の条件に複数該当する施設についてはより優先的に対策を実施することが必要な施設として対応します。

第4章 施設分類別から見る公共施設の状況について

1 施設分類別の状況と将来の見通しについて

ここでは、本計画の取組方針に基づき、施設分類別に施設の状況と点検結果、現状と課題について整理を行います。

(1) 学校教育系施設

施設数：3施設 延床面積：12,251.68㎡

① 現状と課題

- ・広野小学校・広野町学校給食共同調理場が中央台に各1施設、広野中学校が下浅見川に1施設あります。
- ・広野小学校は建築後30年超となり、全体的に経年劣化が進んでいます。

② 各施設の状況

図表4-1 品質面：建物性能

基礎情報			品質面：建物性能						
施設名称	施設用途 中分類	避難所 指定	耐震性能		老朽化状況				
			耐震 補強	評価	代表 建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	老朽化 状況	評価
広野小学校校舎 (校舎)	学校	緊・指	新	5.0	1985	34	47	72.3%	3.0
広野小学校校舎 (体育館)	学校	緊・指	新	5.0	1986	33	47	70.2%	3.0
広野中学校校舎 (校舎)	学校	緊・指	済	4.0	1970	49	47	104.3%	1.0
広野中学校校舎 (実習棟)	学校	緊・指	新	5.0	2012	7	47	14.9%	5.0
広野中学校校舎 (体育館)	学校	緊・指	新	5.0	1990	29	47	61.7%	3.0
広野町学校給食 共同調理場	その他教育施設	無	新	5.0	1987	32	41	78.0%	2.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)				4.3					2.6

避難所指定 緊：指定緊急避難場所 指：指定避難所

- ・広野中学校は校舎の耐震改修を2000年度に実施していますが、法定耐用年数を経過しており、コンクリートをはじめ全体的に劣化が進んでいます。
- ・広野町学校給食共同調理場は広野小学校・中学校の児童生徒向けの給食の調理を行っています。調理場設備が現行の学校給食施設及び設備の整備及び管理にかかる衛生管理基準に達していないため、設備を含めた早急な大規模改修が必要です。
- ・将来人口推計では年少人口は漸減傾向となっており、児童生徒数ともに減少が見込まれます。
- ・いずれも町内の子どもへの義務教育を行うために必要な施設であり、今後も継続して維持管理を行っていく必要があります。

品質面：建物性能												
主体構造		大規模改修状況		福祉性能		省エネ性能		建物点検結果		合計	類型	
主体構造	評価	状況	評価	対応	評価	対応	評価	結果	評価	評価	区分	内容
RC	5.0	設備	3.0	1項目	2.0	2項目	3.0	282.00	3.0	24.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
RC	5.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	307.00	4.0	22.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
SRC	5.0	設備	3.0	未対応	1.0	1項目	2.0	268.00	2.0	18.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
RC	5.0	不要	5.0	1項目	2.0	未対応	1.0	360.00	5.0	28.0	4	機能面で改善の余地がある施設
RC	5.0	未実施	1.0	未対応	1.0	未対応	1.0	321.00	4.0	20.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
SRC	5.0	未実施	1.0	未対応	1.0	未対応	1.0	309.00	4.0	19.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
	4.4		1.9		3.2		2.2		3.1	21.8		

主体構造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造

図表 4-2 財政面：施設コスト・供給面：利用状況

施設名称	財政面：施設コスト・供給面：利用状況					
	延床面積 <m ² >	施設 総コスト <千円>	過去3年の 平均利用者数 <人>	利用者当たり総コスト		
				利用者当たり 総コスト <円/人>	偏差値	評価
広野小学校校舎	5,901.13	12,665	34,510	367	61.8	4.0
広野中学校校舎	5,991.55	9,410	18,473	509	59.7	4.0
広野町学校給食 共同調理場*1	359.00	29,385	812	36,188	-	1.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)		17,039	13,252.9	1,157		2.3

*1 偏差値が - の箇所は外れ値のため算出対象外となります（平均値も対象外としています）

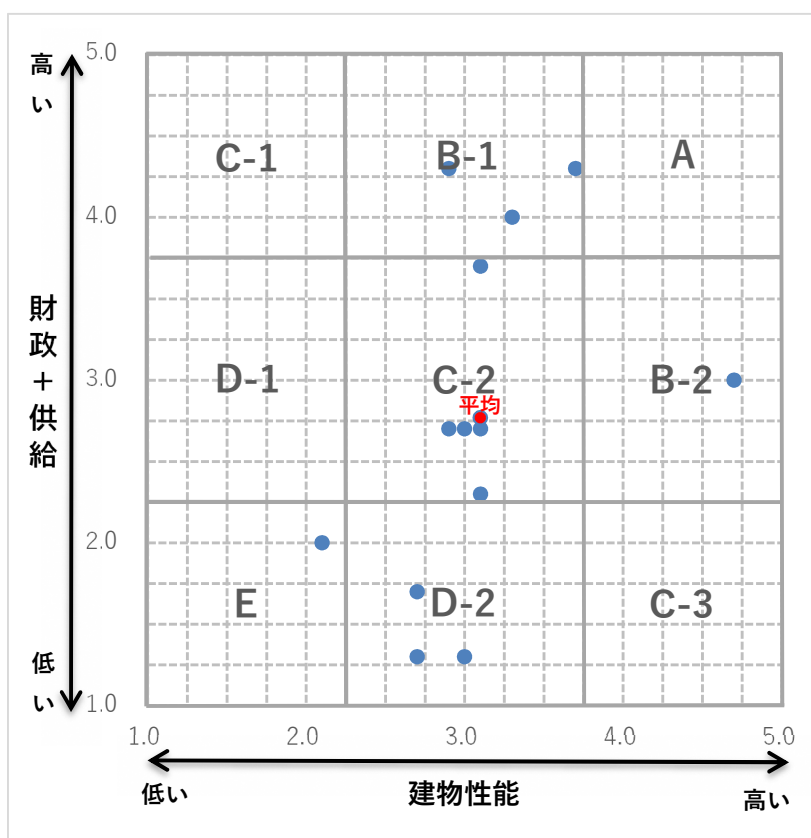
図表 4-3 二軸評価

施設名称	二軸評価				
	品質面	財政面・供給面	ランク	区分	内容
	評価 平均	評価平均			
広野小学校校舎*2	3.3	4.0	B-1	向上	施設性能の向上を検討する
広野中学校校舎*3	3.1	3.7	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
広野町学校給食 共同調理場	2.7	1.3	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)	3.1	2.8			

*2 広野小学校の品質面評価平均は校舎・体育館の平均点となります

*3 広野中学校の品質面評価平均は校舎・実習棟・体育館の平均点となります

財政面：施設コスト・供給面：利用状況						
1 m ² 当たりコスト			10 m ² 当たり利用者数			合計
1 m ² 当たり 総コスト <円/m ² >	偏差値	評価	10 m ² 当たり 利用者数 人/m ²	偏差値	評価	評価
2,146	59.1	4.0	58.48	60.2	4.0	12.0
1,571	59.8	4.0	30.83	48.1	3.0	11.0
81,852	-	1.0	22.62	44.6	2.0	4.0
10,146		2.6	35.12		3.4	8.3



図表 4-4 対策の優先順位の条件

施設名称	対策の優先順位の条件				
	指定 避難所	利用 対象	耐震 改修	自然災害	建物 点検
広野小学校校舎	○	○			
広野中学校校舎	○	○			△
広野町学校給食 共同調理場					



広野小学校校舎（校舎）

広野小学校校舎（体育館）



広野町学校給食共同調理場

施設の特徴
・ 町立唯一の小学校
・ 町立唯一の中学校 ・ J F A アカデミー福島所属の生徒の通学校
・ 児童生徒向けの給食共同調理場



広野中学校校舎（校舎）

広野中学校校舎（実習棟）



広野中学校校舎（体育館）

(2) 文化系施設

施設数：21施設 延床面積：3,287.41㎡

① 現状と課題

- ・地区集会所が19施設、生活改善センターが上浅見川に1施設、公民館が中央台に1施設あります。
- ・地区集会所は町内各地区に立地し、住民福祉の向上に資する施設となっていますが、いずれも老朽化が進行しています。今後の大規模改修・建て替えにあたっては、将来の人口推移および人口に対する施設数を考慮したうえで、慎重な検討が必要となります。
- ・生活改善センターは地区集会所と類似した機能を有しており、地区集会所と併せて今後のあり方を検討していく必要があります。
- ・公民館は2012年度に大規模改修が実施され、町民の文化の振興と福祉の増進の拠点として今後も大きな役割を果たすことが期待されます。
- ・すべての施設が指定避難所として指定されていますが、一部ハザードエリア内に位置する施設が含まれます。



折木地区集会所



上北迫地区集会所



亀ヶ崎地区集会所



広洋台地区集会所



小松地区集会所



桜田地区集会所



下浅見川地区集会所



下北迫地区集会所



正木内地区集会所



鶴地区集会所



田の神地区集会所



築地地区集会所



東下地区集会所



長畑地区集会所



苗代替地区集会所



二本櫛地区集会所



浜田地区集会所



箒平地区集会所



南沢地区集会所



広野町公民館



浅見生活改善センター

② 各施設の状態

図表 4 - 5 品質面：建物性能

基礎情報			品質面：建物性能						
施設名称	施設用途 中分類	避難所 指定	耐震性能		老朽化状況				
			耐震 補強	評価	代表 建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	老朽化 状況	評価
折木地区集会所	集会施設	指	未	1.0	1981	38	34	111.8%	1.0
上北迫地区集会所	集会施設	指	済	4.0	1980	39	34	114.7%	1.0
亀ヶ崎地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1985	34	22	154.5%	1.0
広洋台地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1996	23	22	104.5%	1.0
小松地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1985	34	22	154.5%	1.0
桜田地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1983	36	22	163.6%	1.0
下浅見川地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1982	37	22	168.2%	1.0
下北迫地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1982	37	22	168.2%	1.0
正木内地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1986	33	22	150.0%	1.0
館地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1998	21	22	95.5%	2.0
田の神地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1984	35	22	159.1%	1.0
築地地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1992	27	22	122.7%	1.0
東下地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1998	21	22	95.5%	2.0
長畑地区集会所	集会施設	指	新	5.0	2000	19	22	86.4%	2.0
苗代替地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1995	24	22	109.1%	1.0
二本櫛地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1984	35	22	159.1%	1.0
浜田地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1983	36	22	163.6%	1.0
箒平地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1984	35	22	159.1%	1.0
南沢地区集会所	集会施設	指	新	5.0	1987	32	22	145.5%	1.0
広野町公民館	集会施設	緊・指	済	4.0	1978	41	50	82.0%	2.0
浅見生活改善センター	集会施設	指	未	1.0	1980	39	34	114.7%	1.0
文化施設平均				4.5					1.2

避難所指定 緊：指定緊急避難場所 指：指定避難所

品質面：建物性能												
主体構造		大規模改修状況		福祉性能		省エネ性能		建物点検結果		合計	類型	
主体構造	評価	状況	評価	対応	評価	対応	評価	結果	評価	評価	区分	内容
S	3.0	設備	3.0	3項目	4.0	未対応	1.0	274.00	2.0	15.0	1	耐震性の確保・老朽化対策が必要な施設
S	3.0	未実施	1.0	3項目	4.0	未対応	1.0	346.00	5.0	19.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	設備	3.0	2項目	3.0	未対応	1.0	307.00	4.0	18.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	5項目	5.0	未対応	1.0	330.00	5.0	19.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	設備	3.0	2項目	3.0	未対応	1.0	276.00	3.0	17.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	設備	3.0	2項目	3.0	未対応	1.0	282.00	3.0	17.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	設備	3.0	2項目	3.0	未対応	1.0	315.00	4.0	18.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	3項目	4.0	未対応	1.0	255.00	2.0	15.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	設備	3.0	2項目	3.0	未対応	1.0	291.00	3.0	17.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	5項目	5.0	未対応	1.0	310.00	4.0	19.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	設備	3.0	2項目	3.0	未対応	1.0	266.00	2.0	16.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	設備	3.0	2項目	3.0	未対応	1.0	243.00	1.0	15.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	5項目	5.0	未対応	1.0	308.00	4.0	19.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	設備	3.0	5項目	5.0	未対応	1.0	323.00	4.0	21.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	設備	3.0	3項目	4.0	未対応	1.0	303.00	4.0	19.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	263.00	2.0	14.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	設備	3.0	2項目	3.0	未対応	1.0	290.00	3.0	17.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	302.00	4.0	16.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	設備	3.0	2項目	3.0	未対応	1.0	281.00	3.0	17.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
RC	5.0	大規模	4.0	3項目	4.0	4項目	5.0	318.00	4.0	28.0	5	大きな課題のない施設
S	3.0	設備	3.0	2項目	3.0	未対応	1.0	231.00	1.0	13.0	1	耐震性の確保・老朽化対策が必要な施設
	1.5		2.4		3.6		1.2		3.2	17.6		

主体構造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

図表４－６ 財政面：施設コスト・供給面：利用状況

施設名称	財政面：施設コスト・供給面：利用状況					
	延床面積 <m²>	施設 総コスト <千円>	過去３年の 平均利用回数 <回>	利用者当たり総コスト		
				利用回当たり 総コスト <円/回>	偏差値	評価
折木地区集会所	198.74	201	13.3	15,113	36.0	2.0
上北迫地区集会所*5	171.42	216	7.7	28,052	-	1.0
亀ヶ崎地区集会所*5	98.54	370	31.0	11,935	42.5	2.0
広洋台地区集会所	160.08	306	111.0	2,757	61.1	4.0
小松地区集会所	98.54	128	16.0	8,000	50.4	3.0
桜田地区集会所	98.54	97	81.7	1,187	64.2	4.0
下浅見川地区集会所	98.54	131	21.3	6,150	54.2	3.0
下北迫地区集会所	98.54	104	39.0	2,667	61.2	4.0
正木内地区集会所	98.54	159	15.3	10,392	45.6	3.0
舘地区集会所	68.52	111	13.3	8,346	49.7	3.0
田の神地区集会所*5	98.54	180	3.7	48,649	-	1.0
築地地区集会所	149.85	210	50.3	4,175	58.2	4.0
東下地区集会所	73.70	134	9.7	13,814	38.7	2.0
長畑地区集会所	100.40	107	8.0	13,375	39.6	2.0
苗代替地区集会所	126.98	92	19.3	4,767	57.0	4.0
二本櫛地区集会所	149.05	101	21.0	4,810	56.9	4.0
浜田地区集会所*5	98.54	328	121.0	2,711	61.2	4.0
箒平地区集会所*4*5	86.95	80	-	-	-	1.0
南沢地区集会所*4*5	98.54	198	-	-	-	1.0
広野町公民館*5	883.00	13,970	778.0	17,956	30.3	1.0
浅見生活改善センター	231.86	154	13.3	11,579	43.2	2.0
文化系施設平均		170	72.3	8,220		2.6

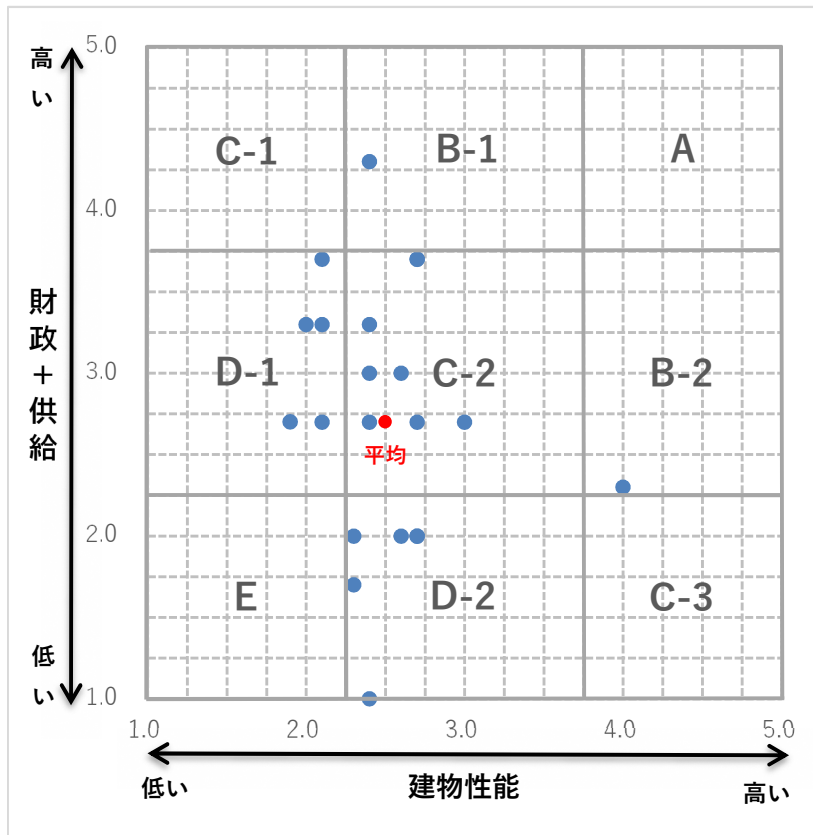
*4 箒平地区集会所、南沢地区集会所は利用回数の記録無し

*5 偏差値が - の箇所は外れ値のため算出対象外となります（平均値も対象外としています）

財政面：施設コスト・供給面：利用状況						
1 ㎡当たりコスト			10 ㎡当たり利用回数			合計
1 ㎡当たり 総コスト <円/㎡>	偏差値	評価	10 ㎡当り 利用回数 回/10 ㎡	偏差値	評価	評価
1,011	56.6	4.0	0.67	42.1	2.0	8.0
1,260	50.7	3.0	0.45	41.2	2.0	6.0
3,755	-	1.0	3.15	51.7	3.0	6.0
1,912	35.2	2.0	6.93	66.3	5.0	11.0
1,299	49.7	3.0	1.62	45.7	3.0	9.0
984	57.2	4.0	8.29	71.6	5.0	13.0
1,329	49.0	3.0	2.16	47.8	3.0	9.0
1,055	55.5	4.0	3.96	54.8	3.0	11.0
1,614	42.3	2.0	1.55	45.5	3.0	8.0
1,620	42.1	2.0	1.94	47.0	3.0	8.0
1,827	37.2	2.0	0.38	40.9	2.0	5.0
1,401	47.3	3.0	3.36	52.5	3.0	10.0
1,818	37.4	2.0	1.32	44.6	2.0	6.0
1,066	55.3	4.0	0.80	42.6	2.0	8.0
725	63.4	4.0	1.52	45.3	3.0	11.0
678	64.5	4.0	1.41	44.9	2.0	10.0
3,329	-	1.0	12.28	-	5.0	10.0
920	58.7	4.0	-	-	1.0	6.0
2,009	32.9	1.0	-	-	1.0	3.0
15,821	-	1.0	8.81	73.6	5.0	7.0
664	64.8	4.0	0.57	41.7	2.0	8.0
1,288		2.8	2.72		2.9	8.2

図表 4 - 7 二軸評価

施設名称	二軸評価				
	品質面	財政面・供給面	ランク	区分	内容
	評価平均	評価平均			
折木地区集会所	2.1	2.7	D-1	見直し	施設性能の見直し（建て替え改修等）を検討する
上北迫地区集会所	2.7	2.0	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
亀ヶ崎地区集会所	2.6	2.0	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
広洋台地区集会所	2.7	3.7	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
小松地区集会所	2.4	3.0	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
桜田地区集会所	2.4	4.3	B-1	向上	施設性能の向上を検討する
下浅見川地区集会所	2.6	3.0	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
下北迫地区集会所	2.1	3.7	D-1	見直し	施設性能の見直し（建て替え改修等）を検討する
正木内地区集会所	2.4	2.7	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
舘地区集会所	2.7	2.7	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
田の神地区集会所	2.3	1.7	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
築地地区集会所	2.1	3.3	D-1	見直し	施設性能の見直し（建て替え改修等）を検討する
東下地区集会所	2.7	2.0	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
長畑地区集会所	3.0	2.7	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
苗代替地区集会所	2.7	3.7	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
二本櫛地区集会所	2.0	3.3	D-1	見直し	施設性能の見直し（建て替え改修等）を検討する
浜田地区集会所	2.4	3.3	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
箒平地区集会所	2.3	2.0	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
南沢地区集会所	2.4	1.0	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
広野町公民館	4.0	2.3	B-2	向上	費用対効果の向上を検討する
浅見生活改善センター	1.9	2.7	D-1	見直し	施設性能の見直し（建て替え改修等）を検討する
文化系施設平均	2.5	2.7			



図表 4 - 8 対策の優先順位の条件

施設名称	対策の優先順位の条件					
	指定 避難所	利用 対象	耐震 改修	自然災害		建物 点検
折木地区集会所	○		○			○
上北迫地区集会所	○					
亀ヶ崎地区集会所	○					
広洋台地区集会所	○					
小松地区集会所	○					
桜田地区集会所	○			△	土砂災害ハザードエリア至近	
下浅見川地区集会所	○					
下北迫地区集会所	○					○
正木内地区集会所	○					
館地区集会所	○					
田の神地区集会所	○					○
築地地区集会所	○					○
東下地区集会所	○					
長畑地区集会所	○					
苗代替地区集会所	○			△	土砂災害ハザードエリア至近	
二本櫛地区集会所	○			△	土石流警戒区域至近	○
浜田地区集会所	○			△	土砂災害・津波浸水ハザードエリア至近	
箒平地区集会所	○					
南沢地区集会所	○			○	土石流警戒区域内	
広野町公民館	○			△	敷地内に急傾斜警戒区域一部含む	
浅見生活改善センター	○		○			○

施設の特徴
・ 第 5 分団屯所併設 ・ 近隣に大平未来団地、大平団地あり
・ 大規模改修済 ・ 広洋台集会所が至近距離にあり
・ 上北迫地区集会所が至近距離にあり
・ 二本櫛地区集会所が近接
・ 近隣に桜田住宅、マリンコーポ広野、桜田団地あり ・ 築地地区集会所が近接
・ 近隣に広野原団地あり
・ 他地区集会所と比べ駐車スペースが狭い
・ 桜田地区集会所が近接 ・ 避難所としてはほかに広野中学校が指定されている
・ 浅見生活改善センターが近接
・ 近隣に苗代替団地あり
・ 小松地区集会所が近接
・ 集会所の中で最も利用回数が多い施設である
・ 常平地区唯一の公共施設
・ 近隣に虻木団地あり 長畑地区集会所も近接 ・ 調理室、浴室の設備あり
・ 平成 2 4 年度に大規模改修済

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

施設数：5施設 延床面積：6,568.25㎡

① 現状と課題

- ・サッカー施設が下北迫に2施設、中央体育館・総合グラウンドが中央台、築地ヶ丘体育館が下浅見川にあります。
- ・サッカー施設は日本サッカー協会が行う「国際人の育成を目指した人材育成プログラム」を推進するために整備されています。2021年度より福島県での活動が再開されますが、東日本大震災による損傷や経年劣化が目立つことから早急な改修・修繕が必要となります。
- ・中央体育館、総合グラウンドは町民の心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活の形成に寄与するために設置され、多くの町民に利用されています。経年劣化が進んでおり、中央体育館は雨漏りやコウモリの侵入も確認されています。今後改修が必要となりますが、下北迫に同様の施設である二ツ沼公園広野勤労者総合スポーツ施設がありますので、機能の分担についても併せて検討を要します。
- ・築地ヶ丘体育館は施設の老朽化が進み、損傷が目立つため、解体の予定です。

② 各施設の状態

図表4-9 品質面：建物性能

基礎情報			品質面：建物性能						
施設名称	施設用途 中分類	避難所 指定	耐震性能		老朽化状況				
			耐震 補強	評価	代表 建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	老朽化 状況	評価
広野町サッカー場 クラブハウス	スポーツ施設	無	新	5.0	2006	13	47	27.7%	4.0
広野町サッカー場 サッカー支援センター	スポーツ施設	無	新	5.0	2006	13	47	27.7%	4.0
広野町中央体育館	スポーツ施設	緊・指	未	1.0	1978	41	47	87.2%	2.0
広野町築地ヶ丘体育館*6	スポーツ施設	無	未	1.0	1973	46	47	97.9%	2.0
総合グラウンド	スポーツ施設	無	新	5.0	1982	37	47	78.7%	2.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)				4.3					2.6

*6 広野町築地ヶ丘体育館は解体予定のため、類型内容の判定を行っていません。

避難所指定 緊：指定緊急避難場所 指：指定避難所



広野町サッカー場クラブハウス

広野町サッカー場サッカー支援センター



品質面：建物性能												
主体構造		大規模改修状況		福祉性能		省エネ性能		建物点検結果		合計	類型	
主体構造	評価	状況	評価	対応	評価	対応	評価	結果	評価	評価	区分	内容
RC	5.0	未実施	1.0	1項目	2.0	未対応	1.0	290.00	3.0	21.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
RC	5.0	未実施	1.0	3項目	4.0	未対応	1.0	207.00	1.0	21.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
SRC	5.0	未実施	1.0	3項目	4.0	4項目	5.0	256.00	2.0	20.0	1	耐震性の確保・老朽化対策が必要な施設
RC	5.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	243.75	1.0	14.0	-	-
RC	5.0	未実施	1.0	未対応	1.0	未対応	1.0	307.00	4.0	19.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
	4.4		1.9		3.2		2.2		3.1	21.8		

主体構造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造

図表４－１０ 財政面：施設コスト・供給面：利用状況

施設名称	財政面：施設コスト・供給面：利用状況					
	延床面積 <m²>	施設 総コスト <千円>	過去３年の 平均利用者数 <人>	利用者当たり総コスト		
				利用者当たり 総コスト <円/人>	偏差値	評価
広野町サッカー場 クラブハウス*7	312.69	不詳	不詳	-	-	-
広野町サッカー場 サッカー支援センター*7	3698.56	不詳	0.0	-	-	-
広野町中央体育館*9	1565.00	8,954	19,855.0	451	60.6	4.0
広野町築地ヶ丘体育館*8	738.00	-	-	-	-	-
総合グラウンド*9	254.00	5,126	70.0	73,229	-	1.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)		17,039	13,252.9	1,157		2.3

*7 広野町サッカー場各施設は施設総コスト不詳のため、算出対象外となります

*8 広野町築地ヶ丘体育館は解体予定のため、算出対象外となります

*9 偏差値が - の箇所は外れ値のため算出対象外となります（平均値も対象外としています）

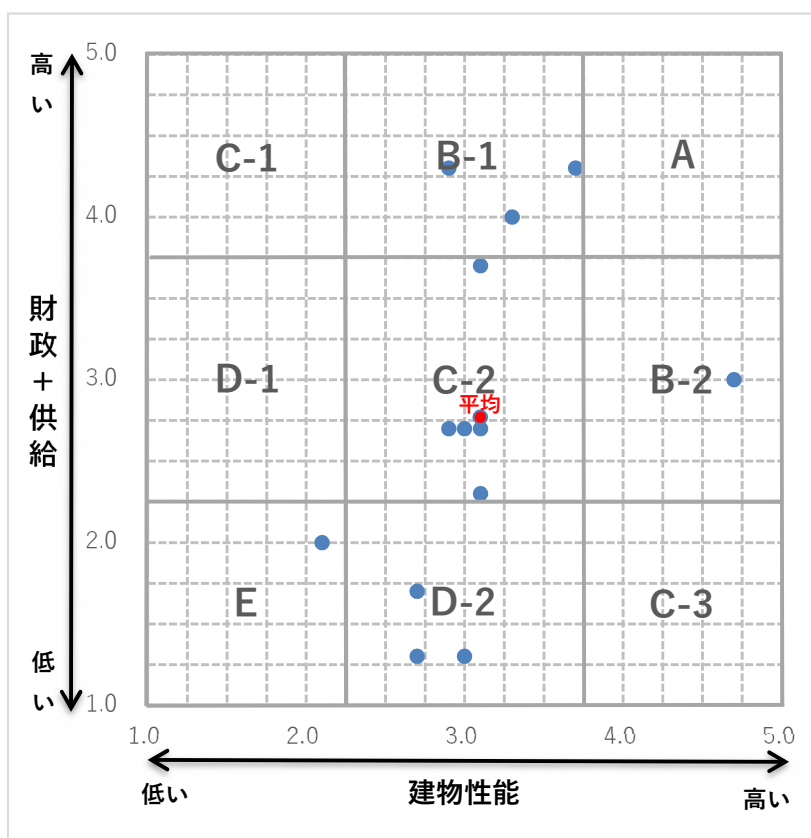
図表４－１１ 二軸評価

施設名称	二軸評価				
	品質面	財政面・供給面	ランク	区分	内容
	評価 平均	評価平均			
広野町サッカー場 クラブハウス*10	3.0	-	-	-	-
広野町サッカー場 サッカー支援センター*10	3.0	-	-	-	-
広野町中央体育館	2.9	4.3	B-1	向上	施設性能の向上を検討する
広野町築地ヶ丘体育館*11	-	-	-	-	-
総合グラウンド	2.7	1.7	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)	3.1	2.8			

*10 広野町サッカー場各施設は施設総コスト不詳のため、評価対象外となります

*11 広野町築地ヶ丘体育館は解体予定のため、評価対象外となります

財政面：施設コスト・供給面：利用状況						
1 m ² 当たりコスト			10 m ² 当たり利用者数			合計
1 m ² 当たり 総コスト <円/m ² >	偏差値	評価	10 m ² 当り 利用者数 人/10 m ²	偏差値	評価	評価
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	0.00	-	-	-
5,721	55.0	4.0	126.87	-	5.0	13.0
-	-	-	-	-	-	-
20,181	38.6	2.0	2.76	35.9	2.0	5.0
10,146		2.6	35.12		3.4	8.3



図表４－１２ 対策の優先順位の条件

施設名称	対策の優先順位の条件					
	指定 避難所	利用 対象	耐震 改修	自然災害		早急 補修
広野町サッカー場 クラブハウス		○				
広野町サッカー場 サッカー支援センター		○				○
広野町中央体育館	○		○	△	敷地内に急傾斜警戒区域一部含む	○
広野町築地ヶ丘体育館*12	-	-	-	-	-	-
総合グラウンド						

*12 広野町築地ヶ丘体育館は解体予定のため、対象外となります



広野町中央体育館

広野町築地ヶ丘体育館



施設の特徴
・ 2021年度よりJFAアカデミー福島利用再開予定
・ 2021年度よりJFAアカデミー福島利用再開予定 ・ JFAアカデミーが中高6年間から中学3年間に短縮されたため、施設の一部が遊休化するおそれがある
-



総合グラウンド
(メインスタンド)

(4) 子育て支援施設

施設数：2施設 延床面積：1,873.21㎡

① 現状と課題

- ・こども園・児童館が中央台にあります。
- ・こども園は小学校就学前の子どもに対する教育及び保育、保護者に対する子育て支援を目的として、2019年度に幼稚園と保育所を統合して設置されました。
- ・児童館は児童に対して集団的、個別的指導を行うとともに放課後児童健全育成事業を実施しています。建物は雨漏りや床のきしみ等劣化が顕著に見られ、設備も老朽化が進んでいます。改修にあたっては児童の安全確保という観点から優先的に実施する必要があります。
- ・少子化対策の必要性が叫ばれる昨今、その果たす役割は益々大きくなっており、今後も機能の充実が期待されます。



広野こども園

② 各施設の状態

図表4-13 品質面：建物性能

基礎情報			品質面：建物性能						
施設名称	施設用途 中分類	避難所 指定	耐震性能		老朽化状況				
			耐震 補強	評価	代表 建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	老朽化 状況	評価
広野こども園	幼保・こども園	緊・指	新	5.0	2018	1	34	2.9%	5.0
広野町児童館	幼保・児童施設	緊・指	新	5.0	1993	26	22	118.2%	1.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)				4.3					2.6

避難所指定 緊：指定緊急避難場所 指：指定避難所



広野町児童館

広野こども園
(園庭)



品質面：建物性能												
主体構造		大規模改修状況		福祉性能		省エネ性能		建物点検結果		合計	類型	
主体 構造	評価	状況	評価	対応	評価	対応	評価	結果	評価	評価	区分	内容
S	3.0	不要	5.0	5項目	5.0	5項目	5.0	369.00	5.0	33.0	5	大きな課題のない施設
W	1.0	設備	3.0	4項目	5.0	2項目	3.0	310.00	4.0	22.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
	4.4		1.9		3.2		2.2		3.1	21.8		

主体構造 S：鉄骨造 W：木造

図表４－１４ 財政面：施設コスト・供給面：利用状況

施設名称	財政面：施設コスト・供給面：利用状況					
	延床面積 <m ² >	施設 総コスト <千円>	過去３年の 平均利用者数 <人>	利用者当たり総コスト		
				利用者当たり 総コスト <円/人>	偏差値	評価
広野こども園*13	1303.49	30,734	26,663.0	1,153	50.1	3.0
広野町児童館*13	569.72	24,567	13,778.0	1,783	40.6	2.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)		17,039	13,252.9	1,157		2.3

*13 偏差値が - の箇所は外れ値のため算出対象外となります（平均値も対象外としています）

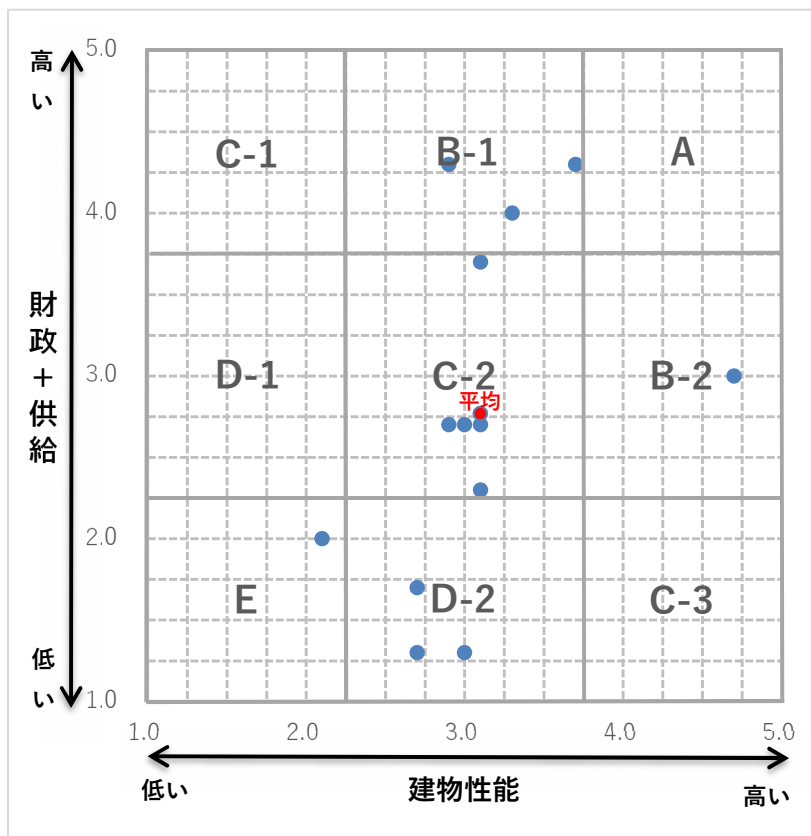
図表４－１５ 二軸評価

施設名称	二軸評価				
	品質面	財政面・供給面	ランク	区分	内容
	評価 平均	評価平均			
広野こども園	4.7	3.0	B-2	向上	費用対効果の向上を検討する
広野町児童館	3.1	2.7	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)	3.1	2.8			

図表４－１６ 対策の優先順位の条件

施設名称	対策の優先順位の条件					
	指定 避難所	利用 対象	耐震 改修	自然災害		早急 補修
広野こども園	○	○				
広野町児童館	○	○				

財政面：施設コスト・供給面：利用状況						
1㎡当たりコスト			10㎡当たり利用者数			合計
1㎡当たり 総コスト <円/㎡>	偏差値	評価	10㎡当たり 利用者数 人/10㎡	偏差値	評価	評価
23,578	34.7	1.0	204.55	-	5.0	9.0
43,121	-	1.0	241.84	-	5.0	8.0
10,146		2.6	35.12		3.4	8.3



施設の特徴
・屋根、内装など意匠を凝らした特徴的な建物である
・1997年度増築

(5) 保健・福祉施設

施設数：3施設 延床面積：2, 171. 06㎡

① 現状と課題

- ・老人福祉センターと保健センターが中央台、広桜荘が下浅見川にあります。
- ・老人福祉センターは老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等老人福祉の振興を図ることを目的に設置されています。建築後40年に迫っており、建物・設備ともに劣化がかなり進んでいます。また浴室は東日本大震災後使用を中止しています。このことから大規模改修が必要ですが、敷地内に急傾斜警戒区域が含まれていることから慎重な検討を要します。
- ・広桜荘は在宅の虚弱老人、寝たきり老人等に対し福祉の増進と自立を図るとともにその家族の負担の軽減を図るために設置されています。東日本大震災による地盤沈下や建物、外構の損傷が目立っており、高齢者が利用する施設であることから優先的かつ早急な大規模改修が望まれます。
- ・保健センターは町民の健康の保持及び増進を図るために設置されています。雨漏りなどの劣化や東日本大震災の影響と思われるき裂も目立っています。大規模改修にあたっては、トレーニングルームや調理実習室といった他施設に類似した機能を有している設備があるため機能分担を考慮しながら進める必要があります。
- ・いずれの施設も町民の健康・福祉の増進に大きな役割を担っており、継続した維持活用が望まれます。

② 各施設の状態

図4-17 品質面：建物性能

基礎情報			品質面：建物性能						
施設名称	施設用途 中分類	避難所 指定	耐震性能		老朽化状況				
			耐震 補強	評価	代表 建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	老朽化 状況	評価
広野町老人福祉センター	高齢福祉施設	福	済	4.0	1981	38	47	80.9%	2.0
広桜荘	高齢福祉施設	福	新	5.0	1998	21	34	61.8%	3.0
広野町保健センター	保健施設	緊・指	新	5.0	1993	26	47	55.3%	3.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)				4.3					2.6

避難所指定 緊：指定緊急避難場所 指：指定避難所 福：福祉避難所



広野町老人福祉センター



広桜荘



広野町保健センター

品質面：建物性能												
主体構造		大規模改修状況		福祉性能		省エネ性能		建物点検結果		合計	類型	
主体構造	評価	状況	評価	対応	評価	対応	評価	結果	評価	評価	区分	内容
SRC	5.0	未実施	1.0	4項目	5.0	1項目	2.0	250.00	2.0	21.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
RC	5.0	未実施	1.0	5項目	5.0	1項目	2.0	214.00	1.0	22.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
RC	5.0	設備	3.0	3項目	4.0	1項目	2.0	309.00	4.0	26.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
	4.4		1.9		3.2		2.2		3.1	21.8		

主体構造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造

図表４－１８ 財政面：施設コスト・供給面：利用状況

施設名称	財政面：施設コスト・供給面：利用状況					
	延床面積 <m²>	施設 総コスト <千円>	過去３年の 平均利用者数 <人>	利用者当たり総コスト		
				利用者当たり 総コスト <円/人>	偏差値	評価
広野町老人福祉センター *14	502.00	12,719	1,099.0	11,573	-	1.0
広桜荘	834.00	12,720	5,310.0	2,395	31.5	1.0
広野町保健センター	835.06	3,912	5,871.5	666	57.4	4.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)		17,039	13,252.9	1,157		2.3

*14 偏差値が - の箇所は外れ値のため算出対象外となります（平均値も対象外としています）

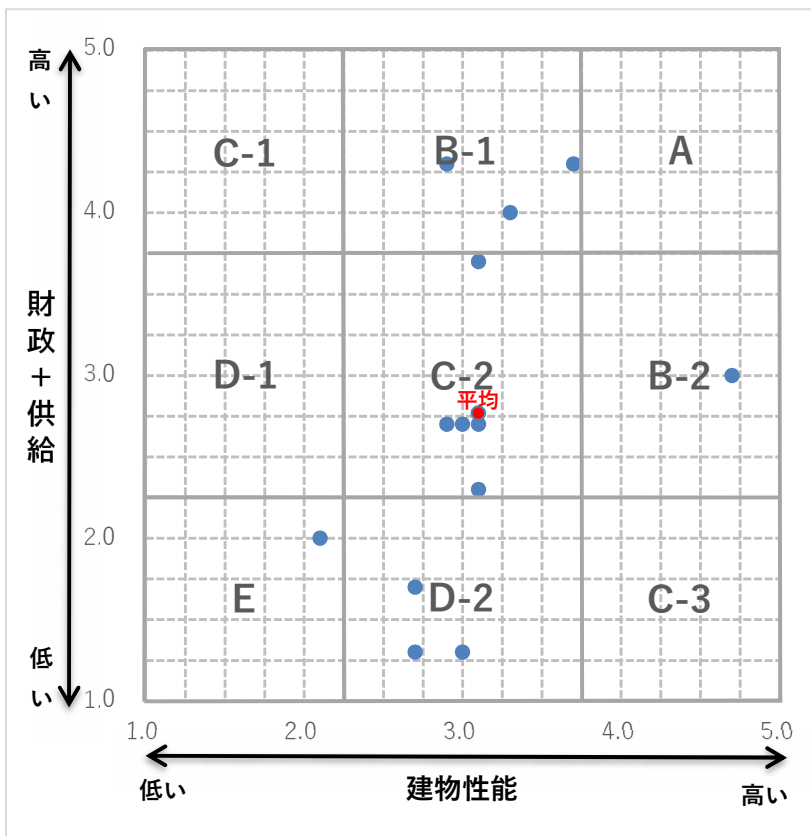
図表４－１９ 二軸評価

施設名称	二軸評価				
	品質面	財政面・供給面	ランク	区分	内容
	評価 平均	評価平均			
広野町老人福祉センター	3.0	1.3	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
広桜荘	3.1	2.3	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
広野町保健センター	3.7	4.3	B-1	向上	施設性能の向上を検討する
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)	3.1	2.8			

図表４－２０ 対策の優先順位の条件

施設名称	対策の優先順位の条件					
	指定 避難所	利用 対象	耐震 改修	自然災害		早急 補修
広野町老人福祉センター	○	○		△	敷地内に急傾斜警戒区域一部含む	○
広桜荘	○	○				○
広野町保健センター	○					

財政面：施設コスト・供給面：利用状況						
1㎡当たりコスト			10㎡当たり利用者数			合計
1㎡当たり 総コスト <円/㎡>	偏差値	評価	10㎡当たり 利用者数 人/10㎡	偏差値	評価	評価
25,337	32.7	1.0	21.89	44.2	2.0	4.0
15,252	44.2	2.0	63.67	62.4	4.0	7.0
4,685	56.2	4.0	70.31	65.3	5.0	13.0
10,146		2.6	35.12		3.4	8.3



施設の特徴
・浴室使用中止
・トレーニングルームは広野町中央体育館に類似機能あり ・調理実習室は浅見生活改善センターに類似機能あり

(6) 行政系施設

施設数：1施設 延床面積：5,238.90m²

① 現状と課題

- ・広野町役場庁舎が下北迫にあります。
- ・1972年度建築の旧庁舎、1987年度建築の新庁舎、1999年度建築の書庫の3棟から構成されています。
- ・広野町の執行機関、町民の各種行政手続の窓口として重要な役割を果たしています。また旧庁舎には図書室が設置されています。
- ・外構は地盤の崩れ、クラックが散見され、建物も新旧庁舎ともに劣化が進んでいます。長寿命化に向けた早急な大規模改修が必要です。

② 各施設の状態

図表4-21 品質面：建物性能

基礎情報			品質面：建物性能						
施設名称	施設用途 中分類	避難所 指定	耐震性能		老朽化状況				
			耐震 補強	評価	代表 建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	老朽化 状況	評価
広野町役場庁舎 (旧庁舎)	庁舎等	緊・指	未	1.0	1972	47	50	94.0%	2.0
広野町役場庁舎 (新庁舎)	庁舎等	緊・指	新	5.0	1987	32	50	64.0%	3.0
広野町役場庁舎 (書庫)	庁舎等	緊・指	新	5.0	1999	20	50	40.0%	4.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)				4.3					2.6

避難所指定 緊：指定緊急避難場所 指：指定避難所

図表4-22 財政面：施設コスト・供給面：利用状況

施設名称	財政面：施設コスト・供給面：利用状況					
	延床面積 <m ² >	施設 総コスト <千円>	過去3年の 平均利用者数 <人>	利用者当たり総コスト		
				利用者当たり 総コスト <円/人>	偏差値	評価
広野町役場庁舎	5238.90	31,322	19,924.7	1,572	43.8	2.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)		17,039	13,252.9	1,157		2.3



広野町役場旧庁舎（手前）・新庁舎（奥）



広野町役場書庫

品質面：建物性能												
主体構造		大規模改修状況		福祉性能		省エネ性能		建物点検結果		合計	類型	
主体構造	評価	状況	評価	対応	評価	対応	評価	結果	評価	評価	区分	内容
RC	5.0	未実施	1.0	3項目	4.0	未対応	1.0	258.00	2.0	16.0	1	耐震性の確保・老朽化対策が必要な施設
RC	5.0	未実施	1.0	5項目	5.0	4項目	5.0	241.00	1.0	25.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
RC	5.0	未実施	1.0	未対応	1.0	未対応	1.0	282.00	3.0	20.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
	4.4		1.9		3.2		2.2		3.1	21.8		

主体構造 RC：鉄筋コンクリート造

財政面：施設コスト・供給面：利用状況						
1㎡当たりコスト			10㎡当たり利用者数			合計
1㎡当たり 総コスト <円/㎡>	偏差値	評価	10㎡当り 利用者数 人/10㎡	偏差値	評価	評価
5,979	54.8	3.0	38.03	51.3	3.0	8.0
10,146		2.6	35.12		3.4	8.3

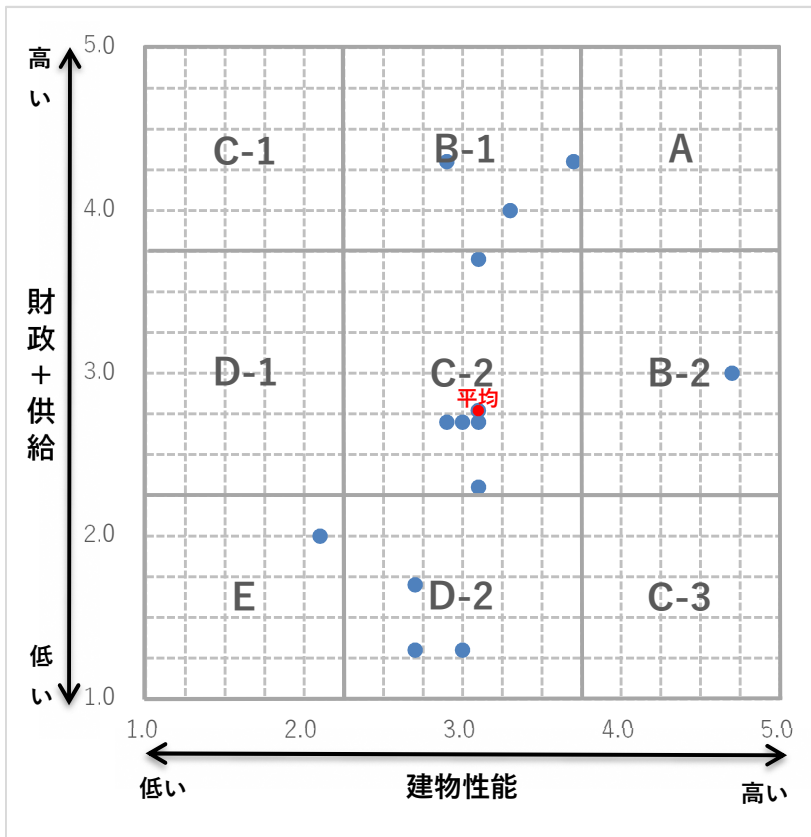
図表 4 - 2 3 二軸評価

施設名称	二軸評価				
	品質面	財政面・供給面	ランク	区分	内容
	評価 平均	評価平均			
広野町役場庁舎*15	2.9	2.7	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)	3.1	2.8			

*15 広野町役場庁舎の品質面評価平均は旧庁舎・新庁舎・書庫の平均点となります

図表 4 - 2 4 対策の優先順位の条件

施設名称	対策の優先順位の条件					
	指定 避難所	利用 対象	耐震 改修	自然災害		早急 補修
広野町役場庁舎	○		△	△	急傾斜特別警戒区域・警戒区域至近	△



施設の特徴

(7) 行政系施設：消防・防災

施設数：16施設 延床面積：1,411.52㎡

① 現状と課題

- ・消防事務の処理のため、消防団分団ごとに屯所とポンプ置き場が設置されています。
なお、屯所にはポンプ置き場が併設されています。
ポンプ分団（下浅見川）屯所1施設
第1分団（下北迫）屯所1施設
第2分団（上北迫）屯所1施設、ポンプ置き場2施設
第3分団（下浅見川）屯所1施設
第4分団（上浅見川）屯所1施設、ポンプ置き場3施設
第5分団（折木）屯所1施設、ポンプ置き場1施設
第6分団（折木）屯所1施設、ポンプ置き場1施設
- ・経年劣化の進んだ建物が多く見られます。第2分団屯所は外構、屋根など損傷が目立っており、プロパンガスボンベのサビがひどい状態です。また第6分団屯所は土石流警戒区域に隣接しており、災害発生時の対応に影響をおよぼすおそれがあります。
- ・防災備蓄倉庫と水防倉庫が下北迫にあります。
- ・防災備蓄倉庫は広野駅東側の津波被害を想定し、避難所へ迅速に水や食料等を供給できるよう整備された施設となります。
- ・水防倉庫は水害を最小限に防ぐための資機材の保管を目的としています。
- ・いずれの施設も災害時の活動拠点となることから、今後も継続して維持管理を行っていく必要があります。



ポンプ分団屯所



第1分団屯所



第1分団屯所（ポンプ置き場）



第2分団屯所



第2分団ポンプ置き場（2-2）



第2分団ポンプ置き場（2-3）



第3分団屯所



第4分団屯所



第4分団ポンプ置き場（4－2）



第4分団ポンプ置き場（4－3）



第4分団ポンプ置き場（4－4）



第5分団屯所



第5分団ポンプ置き場（5－2）



第6分団屯所



第6分団ポンプ置き場（6-2）



防災備蓄倉庫



水防倉庫

② 各施設の状態

図表４－２５ 品質面：建物性能

基礎情報			品質面：建物性能						
施設名称	施設用途 中分類	避難所 指定	耐震性能		老朽化状況				
			耐震 補強	評価	代表 建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	老朽化 状況	評価
ポンプ分団屯所	消防施設	無	新	5.0	1992	27	17	158.8%	1.0
第１分団屯所	消防施設	無	新	5.0	1984	35	31	112.9%	1.0
第２分団屯所	消防施設	無	新	5.0	1984	35	17	205.9%	1.0
第２分団ポンプ置き場（２-２）	消防施設	無	新	5.0	1984	35	17	205.9%	1.0
第２分団ポンプ置き場（２-３）	消防施設	無	新	5.0	1984	35	34	102.9%	1.0
第３分団屯所	消防施設	無	新	5.0	2016	3	31	9.7%	5.0
第４分団屯所	消防施設	無	新	5.0	1984	35	17	205.9%	1.0
第４分団ポンプ置き場（４-２）	消防施設	無	新	5.0	1984	35	34	102.9%	1.0
第４分団ポンプ置き場（４-３）	消防施設	無	新	5.0	1996	23	17	135.3%	1.0
第４分団ポンプ置き場（４-４）	消防施設	無	新	5.0	1983	36	17	211.8%	1.0
第５分団屯所	消防施設	無	新	5.0	1995	24	17	141.2%	1.0
第５分団ポンプ置き場（５-２）	消防施設	無	新	5.0	1996	23	17	135.3%	1.0
第６分団屯所	消防施設	無	新	5.0	1984	35	17	205.9%	1.0
第６分団ポンプ置き場（６-２）	消防施設	無	新	5.0	1984	35	34	102.9%	1.0
防災備蓄倉庫	防災施設	無	新	5.0	2016	3	31	9.7%	5.0
水防倉庫	防災施設	無	新	5.0	2000	19	38	50.0%	3.0
行政系施設：消防・防災 平均				5.0					1.6

品質面：建物性能												
主体構造		大規模改修状況		福祉性能		省エネ性能		建物点検結果		合計	類型	
主体構造	評価	状況	評価	対応	評価	対応	評価	結果	評価	評価	区分	内容
W	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	375.00	5.0	17.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
S	3.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	321.25	4.0	18.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	260.00	2.0	14.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	296.25	3.0	15.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
CB	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	341.25	5.0	17.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
S	3.0	不要	5.0	未対応	1.0	未対応	1.0	375.00	5.0	25.0	4	機能面で改善の余地がある施設
W	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	337.50	5.0	17.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
CB	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	341.25	5.0	17.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	281.25	3.0	15.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	333.75	5.0	17.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	366.25	5.0	17.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	311.25	4.0	16.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	273.75	2.0	14.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
CB	1.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	291.25	3.0	15.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
S	3.0	不要	5.0	2項目	3.0	未対応	1.0	358.75	5.0	27.0	4	機能面で改善の余地がある施設
RC	5.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	360.00	5.0	23.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
	1.6		1.5		2.9		1.0		4.1	17.8		

主体構造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 CB：コンクリートブロック W：木造

図表４－２６ 財政面：施設コスト・供給面：利用状況

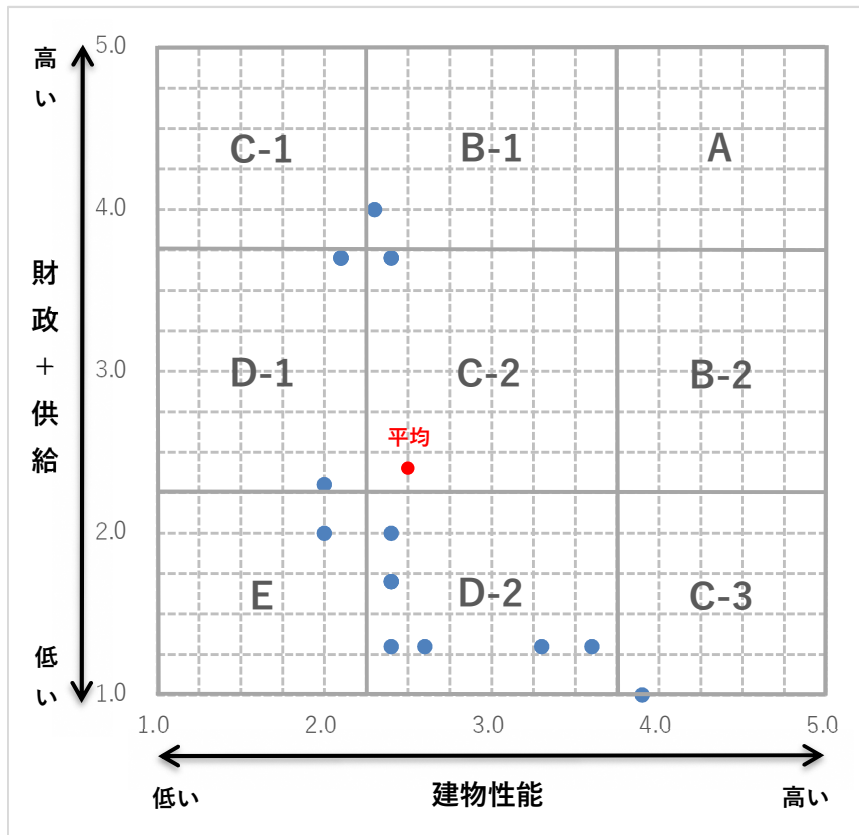
施設名称	財政面：施設コスト・供給面：利用状況					
	延床面積 <㎡>	施設 総コスト <千円>	過去３年の 平均利用者数 <人>	利用者当たり総コスト		
				利用者当たり 総コスト <円/人>	偏差値	評価
ポンプ分団屯所*16	77.00	1,154	9.0	128,222	-	1.0
第１分団屯所*16	74.00	3,478	14.7	236,599	-	1.0
第２分団屯所*16	34.00	169	17.0	9,941	-	1.0
第２分団ポンプ置き場 (2-2)	51.00	1	17.0	59	57.9	4.0
第２分団ポンプ置き場 (2-3)	34.00	1	17.0	59	57.9	4.0
第３分団屯所*16	56.52	6	8.0	750	-	1.0
第４分団屯所	67.00	3	13.0	231	31.2	1.0
第４分団ポンプ置き場 (4-2)	34.00	1	13.0	77	55.1	4.0
第４分団ポンプ置き場 (4-3)	39.00	1	13.0	77	55.1	4.0
第４分団ポンプ置き場 (4-4)	37.00	2	13.0	154	43.2	2.0
第５分団屯所*16	77.00	6	17.0	353	-	1.0
第５分団ポンプ置き場 (5-2)	39.00	1	17.0	59	57.9	4.0
第６分団屯所	67.00	3	14.7	204	35.4	2.0
第６分団ポンプ置き場 (6-2)	31.00	1	14.7	68	56.5	4.0
防災備蓄倉庫*16	605.00	165	5.0	33,000	-	1.0
水防倉庫*16	89.00	59	5.0	11,800	-	1.0
行政系施設 ：消防・防災 平均		2	13.0	110		2.3

*16 偏差値が - の箇所は外れ値のため算出対象外となります（平均値も対象外としています）

財政面：施設コスト・供給面：利用状況						
1 m ² 当たりコスト			10 m ² 当たり利用者数			合計
1 m ² 当たり 総コスト <円/m ² >	偏差値	評価	10 m ² 当り 利用者数 人/10 m ²	偏差値	評価	評価
14,987	-	1.0	1.17	39.4	2.0	4.0
47,000	-	1.0	1.99	44.7	2.0	4.0
4,971	-	1.0	5.00	64.5	4.0	6.0
20	63.2	4.0	3.33	53.5	3.0	11.0
29	54.7	3.0	5.00	64.5	4.0	11.0
106	-	1.0	1.42	41.0	2.0	4.0
45	39.7	2.0	1.94	44.4	2.0	5.0
29	54.7	3.0	3.82	56.8	4.0	11.0
26	57.5	4.0	3.33	53.5	3.0	11.0
54	31.2	1.0	3.51	54.7	3.0	6.0
78	-	1.0	2.21	46.2	3.0	5.0
26	57.5	4.0	4.36	60.3	4.0	12.0
45	39.7	2.0	2.19	46.1	3.0	7.0
32	51.9	3.0	4.74	62.8	4.0	11.0
273	-	1.0	0.08	32.2	1.0	3.0
663	-	1.0	0.56	35.4	2.0	4.0
34		2.1	2.79		2.9	7.2

図表４－２７ 二軸評価

施設名称	二軸評価				
	品質面	財政面・供給面	ランク	区分	内容
	評価平均	評価平均			
ポンプ分団屯所	2.4	1.3	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
第１分団屯所	2.6	1.3	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
第２分団屯所	2.0	2.0	E	要見直し	施設性能と費用対効果、両方の見直しが必要である
第２分団ポンプ置き場（2-2）	2.1	3.7	D-1	見直し	施設性能の見直し（建て替え改修等）を検討する
第２分団ポンプ置き場（2-3）	2.4	3.7	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
第３分団屯所	3.6	1.3	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
第４分団屯所	2.4	1.7	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
第４分団ポンプ置き場（4-2）	2.4	3.7	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
第４分団ポンプ置き場（4-3）	2.1	3.7	D-1	見直し	施設性能の見直し（建て替え改修等）を検討する
第４分団ポンプ置き場（4-4）	2.4	2.0	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
第５分団屯所	2.4	1.7	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
第５分団ポンプ置き場（5-2）	2.3	4.0	B-1	向上	施設性能の向上を検討する
第６分団屯所	2.0	2.3	D-1	見直し	施設性能の見直し（建て替え改修等）を検討する
第６分団ポンプ置き場（6-2）	2.1	3.7	D-1	見直し	施設性能の見直し（建て替え改修等）を検討する
防災備蓄倉庫	3.9	1.0	C-3	改善	費用対効果の改善を検討する
水防倉庫	3.3	1.3	D-2	見直し	費用対効果の見直し（機能移転等）を検討する
行政系施設 ：消防・防災 平均	2.5	2.4			



図表４－２８ 対策の優先順位の条件

施設名称	対策の優先順位の条件					
	指定 避難所	利用 対象	耐震 改修	自然災害		早急 補修
ポンプ分団屯所						
第１分団屯所						
第２分団屯所						○
第２分団ポンプ置き場（２-２）						
第２分団ポンプ置き場（２-３）				○	土石流警戒区域内	
第３分団屯所				○	津波浸水ハザードエリア内	
第４分団屯所						
第４分団ポンプ置き場（４-２）						
第４分団ポンプ置き場（４-３）						
第４分団ポンプ置き場（４-４）						
第５分団屯所						
第５分団ポンプ置き場（５-２）						
第６分団屯所				△	土石流警戒区域隣接	○
第６分団ポンプ置き場（６-２）						
防災備蓄倉庫						
水防倉庫						

施設の特徴
・ 2019年度改修済
・ 屯所部分は2017年度建築
・ 田の神地区集会所と隣接
・ 屯所機能は2階にあり
・ 敷地内に折木地区集会所併設

(8) 公園

施設数：1施設 延床面積：6,091.21㎡

① 現状と課題

- ・ニッ沼総合公園が下北迫にあります。
- ・住民福祉の向上、住民の余暇の活用、健康の増進、観光、産業の振興等地域活性化を図ることを目的として設置されています。
- ・公園内には管理棟（パークギャラリー）、フラワーパーク、リフレッシュ施設、ふるさと広野館、宿泊棟、広野勤労者総合スポーツ施設、清明館、直売所、サイクルセンター、屋外トイレといった複数の建物があります。
- ・管理棟は展示施設として利用されているほか、大学・高等専門学校の復興研究拠点としても活用されています。
- ・フラワーパークは新たな町の特産品として国産バナナ栽培を行っています。
- ・リフレッシュ施設のうち1階はパークゴルフの受付窓口として活用されていますが、2階の浴場は休止しています。
- ・ふるさと広野館は1階が事務室、2階がカフェレストランとして利用されています。展望台は東日本大震災以降立入禁止となっています。全体的に雨漏り、腐食など劣化の進行が目立っています。
- ・宿泊棟は合宿利用者向けの宿舎として利用され、食堂棟・浴室棟が併設されています。
- ・広野勤労者総合スポーツ施設は宿泊合宿などの用途で利用されており、指定緊急避難場所・指定避難所にも指定されています。
- ・清明館はニッ沼地区の交流施設として利用されています。茶室を備えているのが特徴です。
- ・直売所は地元の農産物の販売施設として利用されています。
- ・サイクルセンターはかつて自転車の貸出しを行っていたときの受付窓口として機能していましたが、現在は利用提供が廃止されたため、倉庫として利用されています。
- ・屋外トイレはふれあいドーム付近に2005年度に建築されましたが、それ以外にも公園内には5つの屋外トイレが存在しますが、いずれも劣化が進んでいます。
- ・全般的に劣化の進行が目立っており、東日本大震災による損傷が残存している箇所も見られます。各施設の利用状況、近隣の類似施設との機能分担を考慮しながら、大規模改修の検討を進めていく必要があります。



管理棟（パークギャラリー）



フラワーパーク交流館



フラワーパーク果菜温室



フラワーパーク鉢花温室



フラワーパーク切り花温室



リフレッシュ施設



ふるさと広野館



宿泊棟



広野勤労者総合スポーツ施設



清明館



直売所



サイクルセンター



屋外トイレ

② 各施設の状態

図表４－２９ 品質面：建物性能

基礎情報			品質面：建物性能						
施設名称	施設用途 中分類	避難所 指定	耐震性能		老朽化状況				
			耐震 補強	評価	代表 建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	老朽化 状況	評価
広野町ニッ沼総合公園 (管理棟)	公園	無	新	5.0	1991	28	47	59.6%	3.0
広野町ニッ沼総合公園 (フラワーパーク交流館)	公園	無	新	5.0	2000	19	34	55.9%	3.0
広野町ニッ沼総合公園 (フラワーパーク果菜温室)	公園	無	新	5.0	2000	19	24	79.2%	2.0
広野町ニッ沼総合公園 (フラワーパーク鉢花温室)	公園	無	新	5.0	2000	19	24	79.2%	2.0
広野町ニッ沼総合公園 (フラワーパーク切り花温室)	公園	無	新	5.0	2000	19	24	79.2%	2.0
広野町ニッ沼総合公園 (リフレッシュ施設)	公園	無	新	5.0	2003	16	47	34.0%	4.0
広野町ニッ沼総合公園 (ふるさと広野館)	公園	無	新	5.0	1999	20	34	58.8%	3.0
広野町ニッ沼総合公園 (宿泊棟)	公園	無	新	5.0	1990	29	47	61.7%	3.0
広野町ニッ沼総合公園 (広野勤労者総合スポーツ施設)	公園	緊・指	新	5.0	1995	24	34	70.6%	3.0
広野町ニッ沼総合公園 (清明館)	公園	無	新	5.0	1999	20	22	90.9%	2.0
広野町ニッ沼総合公園 (直売所)	公園	無	新	5.0	1998	21	50	42.0%	4.0
広野町ニッ沼総合公園 (サイクルセンター)	公園	無	新	5.0	1990	29	47	61.7%	3.0
広野町ニッ沼総合公園 (屋外トイレ)	公園	無	新	5.0	2005	14	31	45.2%	4.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)				4.3					2.6

避難所指定 緊：指定緊急避難場所 指：指定避難所

品質面：建物性能												
主体構造		大規模改修状況		福祉性能		省エネ性能		建物点検結果		合計	類型	
主体構造	評価	状況	評価	対応	評価	対応	評価	結果	評価	評価	区分	内容
RC	5.0	未実施	1.0	5項目	5.0	未対応	1.0	296.00	3.0	23.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
S	3.0	未実施	1.0	5項目	5.0	未対応	1.0	324.00	4.0	22.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
軽鉄	3.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	353.33	5.0	20.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
軽鉄	3.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	318.33	4.0	19.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
軽鉄	3.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	333.33	5.0	20.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
RC	5.0	未実施	1.0	4項目	5.0	未対応	1.0	297.00	3.0	24.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
S	3.0	未実施	1.0	5項目	5.0	未対応	1.0	248.00	1.0	19.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
RC	5.0	未実施	1.0	3項目	4.0	未対応	1.0	299.00	3.0	22.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
S	3.0	未実施	1.0	4項目	5.0	未対応	1.0	280.00	3.0	21.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
W	1.0	未実施	1.0	5項目	5.0	未対応	1.0	322.00	4.0	19.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
RC	5.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	307.00	4.0	23.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
RC	5.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	227.50	1.0	19.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
S	3.0	未実施	1.0	2項目	3.0	未対応	1.0	342.00	5.0	22.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
	4.4		1.9		3.2		2.2		3.1	21.8		

主体構造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 軽鉄：軽量鉄骨造 W：木造

図表４－３０ 財政面：施設コスト・供給面：利用状況

施設名称	財政面：施設コスト・供給面：利用状況					
	延床面積 <㎡>	施設 総コスト <千円>	過去３年の 平均利用者数 <人>	利用者当たり総コスト		
				利用者当たり 総コスト <円/人>	偏差値	評価
広野町二ツ沼総合公園 *17	6,091.21	39,327	25,921.7	1,517	44.6	2.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)		17,039	13,252.9	1,157		2.3

*17 偏差値が - の箇所は外れ値のため算出対象外となります（平均値も対象外としています）

図表４－３１ 二軸評価

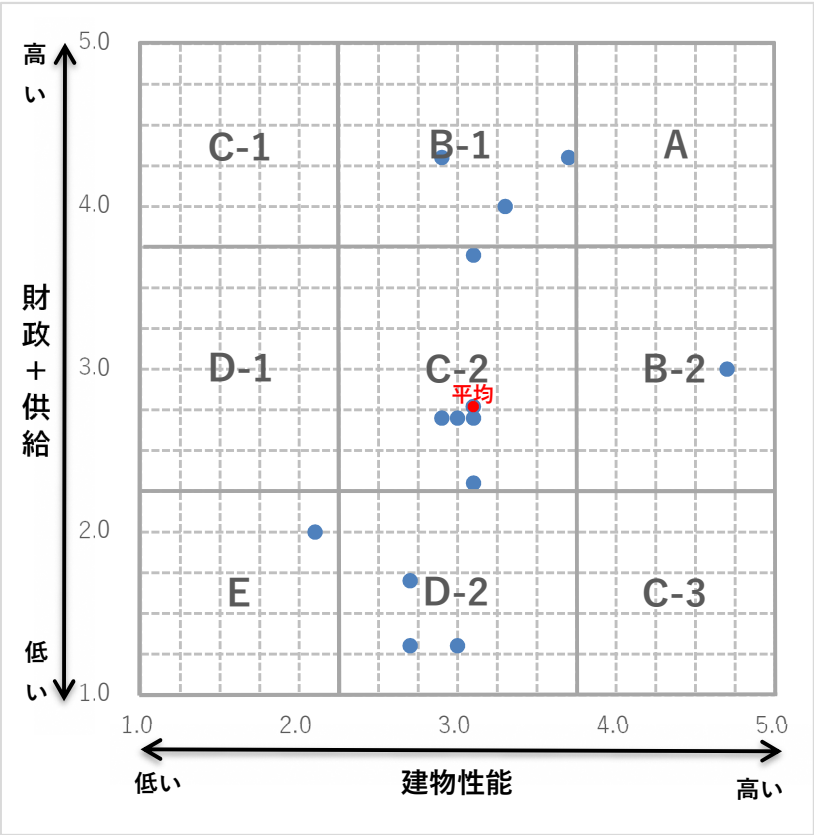
施設名称	二軸評価				
	品質面	財政面・供給面	ランク	区分	内容
	評価 平均	評価平均			
広野町二ツ沼総合公園 *18	3.0	2.7	C-2	改善	施設性能と費用対効果、両方の改善を検討する
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)	3.1	2.8			

*18 広野町二ツ沼総合公園の品質面評価平均は建物の平均点となります

図表４－３２ 対策の優先順位の条件

施設名称	対策の優先順位の条件					
	指定 避難所	利用 対象	耐震 改修	自然災害		早急 補修
広野町二ツ沼総合公園	○					△

財政面：施設コスト・供給面：利用状況						
1 m ² 当たりコスト			10 m ² 当たり利用者数			合計
1 m ² 当たり 総コスト <円/m ² >	偏差値	評価	10 m ² 当たり 利用者数 人/10 m ²	偏差値	評価	評価
6,456	54.2	3.0	42.56	53.2	3.0	8.0
10,146		2.6	35.12		3.4	8.3



施設の特徴

(9) その他

施設数：7施設 延床面積：4,442.00㎡

① 現状と課題

- ・農産物加工施設は農産物の加工により農業振興に資することを目的として下北迫に設置されています。比較的新しい施設のため、更なる有効活用の検討が必要となります。
- ・仮設宿泊施設は東日本大震災被災事業者の事業再興の場として下北迫に設置されています。復旧復興の作業に携わる方々の宿泊施設として利用されており、今後の方向は復旧復興作業の状況を踏まえて検討していく必要があります。
- ・公設商業施設は商業環境維持に資することを目的として下北迫に設置されています。イオンをメインテナントとして多くの住民に利用されています。
- ・公衆トイレは五社山への観光客、籌平地区の地域振興、広野駅を中心としたまちづくりを目的としてそれぞれ設置されています。広野駅西口トイレ以外は町の中心部から離れた場所にあるため、清掃等の日常的な管理が課題となっています。
- ・文化交流複合施設は下浅見川に設置されていた旧広野幼稚園園舎の有効活用策として、新たなコミュニティの場、町民の憩いの場として整備するものです。ただし建物は劣化がかなり進んでおり、一部地盤の沈下、屋上の滞水が顕著に見られます。設備も便所など使用禁止とされている箇所もあります。また敷地は急傾斜特別警戒区域・警戒区域内となっているため、継続的な利用には慎重な検討が必要です。



広野町農産物加工施設



広野町仮設宿泊施設（ホテルリーブス）



公設商業施設（ひろのテラス）



五社山トイレ



箒平地区トイレ



広野駅西口トイレ



文化交流複合施設（旧広野幼稚園）

② 各施設の状態

図表 4 - 3 3 品質面：建物性能

基礎情報			品質面：建物性能						
施設名称	施設用途 中分類	避難所 指定	耐震性能		老朽化状況				
			耐震 補強	評価	代表 建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	老朽化 状況	評価
広野町農産物加工施設	産業系施設	無	新	5.0	2010	9	24	37.5%	4.0
広野町仮設宿泊施設	産業系施設	無	新	5.0	2014	5	22	22.7%	5.0
公設商業施設	産業系施設	無	新	5.0	2015	4	50	8.0%	5.0
五社山トイレ	産業系施設	無	新	5.0	2013	6	31	19.4%	5.0
箒平地区トイレ	産業系施設	無	新	5.0	2010	9	15	60.0%	3.0
広野駅西口トイレ	産業系施設	無	新	5.0	2018	1	38	2.6%	5.0
文化交流複合施設 (旧広野幼稚園)	その他	無	済	3.0	1975	44	47	93.6%	2.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)				4.3					2.6

図表 4 - 3 4 財政面：施設コスト・供給面：利用状況

施設名称	財政面：施設コスト・供給面：利用状況					
	延床面積 <m²>	施設 総コスト <千円>	過去 3 年の 平均利用者数 <人>	利用者当たり総コスト		
				利用者当たり 総コスト <円/人>	偏差値	評価
広野町農産物加工施設*19	275.00	不詳	不詳	-	-	-
広野町仮設宿泊施設*19	1,996.00	不詳	不詳	-	-	-
公設商業施設*19	1,154.00	24,637	不詳	-	-	-
五社山トイレ*19	25.00	不詳	不詳	-	-	-
箒平地区トイレ*19	25.00	不詳	不詳	-	-	-
広野駅西口トイレ*19	20.00	不詳	不詳	-	-	-
文化交流複合施設 (旧広野幼稚園) *20	947.00	662	0.0	-	-	1.0
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)		17,039	13,252.9	1,157		2.3

*19 文化交流複合施設以外は平均利用者数不詳のため、算出対象外となります

*20 偏差値が - の箇所は外れ値のため算出対象外となります（平均値も対象外としています）

品質面：建物性能												
主体構造		大規模改修状況		福祉性能		省エネ性能		建物点検結果		合計	類型	
主体構造	評価	状況	評価	対応	評価	対応	評価	結果	評価	評価	区分	内容
軽鉄	3.0	不要	5.0	2項目	3.0	未対応	1.0	314.00	4.0	25.0	4	機能面で改善の余地がある施設
W	1.0	不要	5.0	1項目	2.0	未対応	1.0	335.00	5.0	24.0	4	機能面で改善の余地がある施設
RC	5.0	不要	5.0	4項目	5.0	未対応	1.0	331.25	5.0	31.0	4	機能面で改善の余地がある施設
鉄骨	5.0	不要	5.0	2項目	3.0	未対応	1.0	343.00	5.0	29.0	4	機能面で改善の余地がある施設
W	1.0	不要	5.0	4項目	5.0	未対応	1.0	375.00	5.0	25.0	4	機能面で改善の余地がある施設
RC	5.0	不要	5.0	3項目	4.0	未対応	1.0	375.00	5.0	30.0	4	機能面で改善の余地がある施設
SRC	5.0	計画有	2.0	未対応	1.0	未対応	1.0	132.00	1.0	15.0	3	大規模改修等の検討が必要となる施設
	4.4		1.9		3.2		2.2		3.1	21.8		

主体構造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 鉄骨：鉄骨コンクリート造

軽鉄：軽量鉄骨造 W：木造

財政面：施設コスト・供給面：利用状況						
1㎡当たりコスト			10㎡当たり利用者数			合計
1㎡当たり 総コスト <円/㎡>	偏差値	評価	10㎡当たり 利用者数 人/10㎡	偏差値	評価	評価
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
21,380	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
699	60.8	4.0	0.00	34.7	1.0	6.0
10,146		2.6	35.12		3.4	8.3

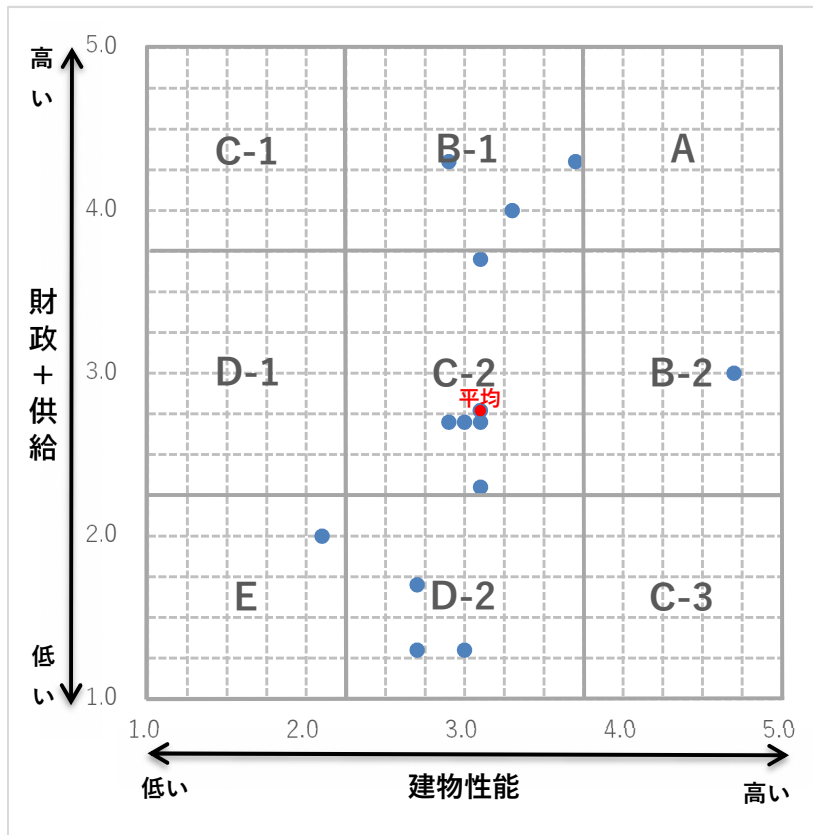
図表４－３５ 二軸評価

施設名称	二軸評価				
	品質面	財政面・供給面	ランク	区分	内容
	評価平均	評価平均			
広野町農産物加工施設*21	3.6	-	-	-	-
広野町仮設宿泊施設*21	3.4	-	-	-	-
公設商業施設*21	4.4	-	-	-	-
五社山トイレ*21	4.1	-	-	-	-
箒平地区トイレ*21	3.6	-	-	-	-
広野駅西口トイレ*21	4.3	-	-	-	-
文化交流複合施設 (旧広野幼稚園)	2.1	2.0	E	要見直し	施設性能と費用対効果、両方の見直しが必要である
施設平均 (集会施設・消防・防災除く)	3.1	2.8			

*21 文化交流複合施設以外は平均利用者数不詳のため、評価対象外となります

図表４－３６ 対策の優先順位の条件

施設名称	対策の優先順位の条件					
	指定 避難所	利用 対象	耐震 改修	自然災害		早急 補修
広野町農産物加工施設						
広野町仮設宿泊施設						
公設商業施設 (ひろのテラス)						
五社山トイレ						
箒平地区トイレ						
広野駅西口トイレ						
文化交流複合施設 (旧広野幼稚園)				○	急傾斜特別警戒区域・警戒区域内	○



施設の特徴
・ 農産物加工のための厨房・加工室等を設置
・ ホテルリブス
・ ひろのテラス（イオン広野店）
・ 五社山登山口付近にあり
・ 第4分団ポンプ置き場（4-4）、箒平地区集会所に隣接
・ 広野駅西口にあり
・ 園庭跡には遊具が残っています

2 公共施設の配置について

広野町の公共施設の配置については以下の通りとなっています。

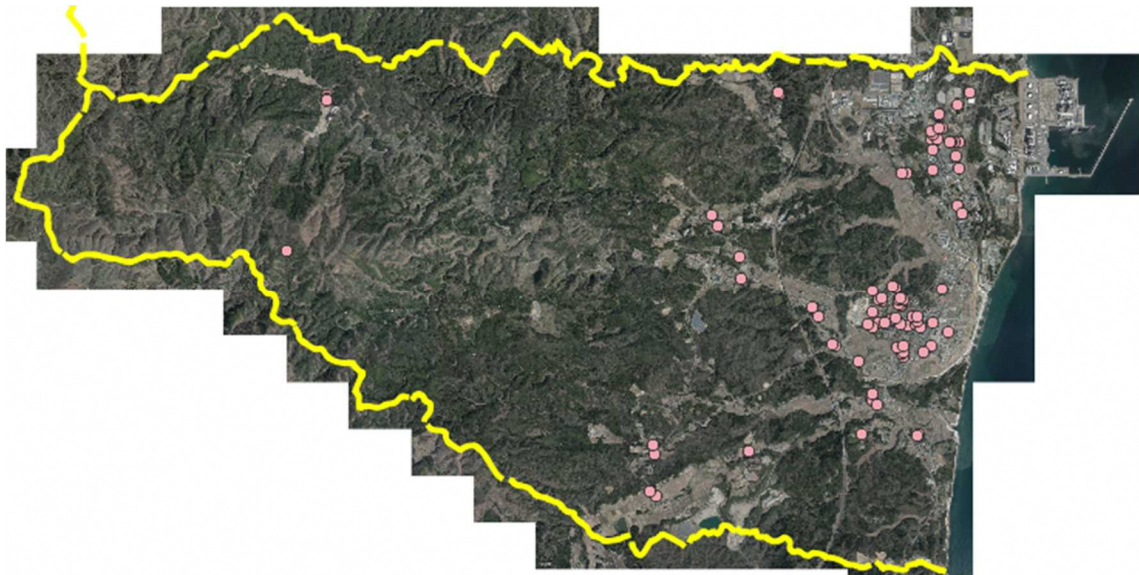
町の主要な公共施設は役場を中心として下北迫南部、中央台、下浅見川に集中しており、コンパクトにまとまったかたちとなっています。

また町の北東部にある二ツ沼公園にはレクリエーション施設が点在しており、檜葉町にまたがるＪヴィレッジにはサッカー場クラブハウス、サッカー支援センターがあります。

町内各地区には集会所と消防団屯所・ポンプ小屋が立地しており、地区におけるコミュニティと消防活動の拠点として機能しています。ただし集会所については一部地区で近接しているところも見られます。

ハイキングや観光などを目的とする来訪者の利便を図るため、公衆便所が町内に３か所設けられています。

図表４－３７ 広野町全域



[illegible]

Map of Hirano City, Japan, showing various public facilities and landmarks. The map is overlaid with numerous red dots and Japanese text labels identifying specific locations. The city is situated in a valley, surrounded by hills and agricultural fields. Key features include schools, sports facilities, community centers, and residential areas. The map is oriented with North at the top.

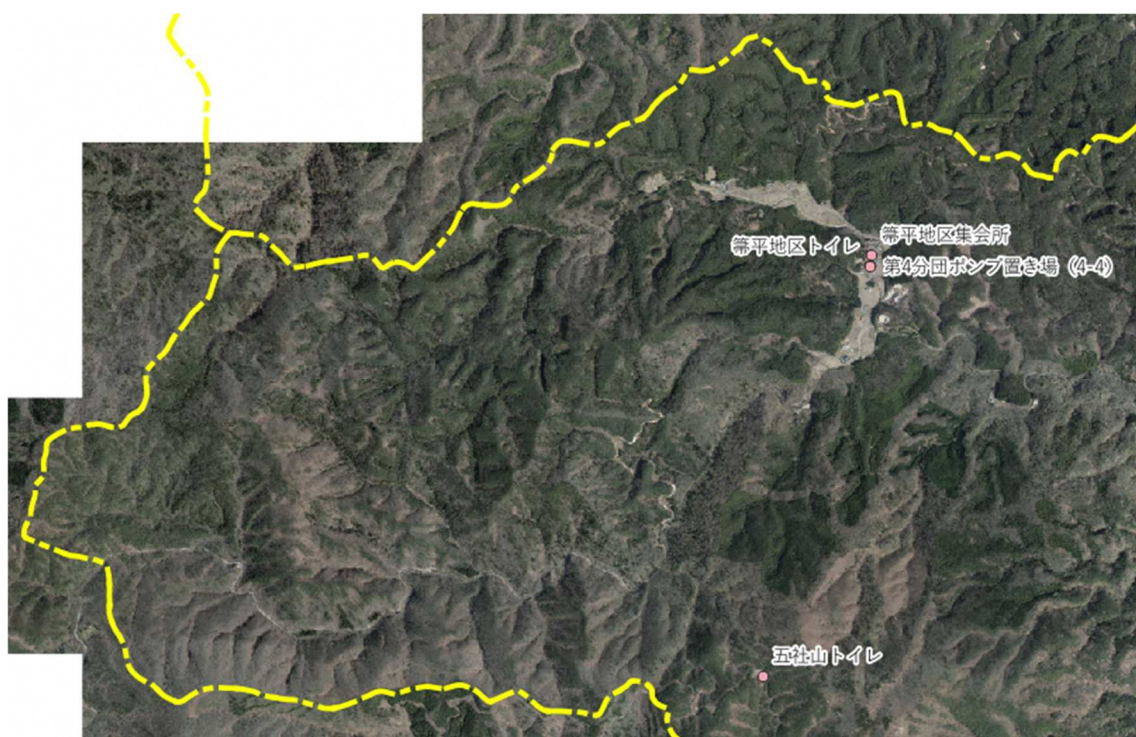
Labels on the map include:

- 防災備蓄倉庫
- 苗代替地区集会所
- 水防倉庫
- 苗代替地区集会所
- 苗代替団地
- 苗代替団地 (その他住宅)
- 苗代替役場書庫
- 苗代替役場旧庁舎
- 苗代替役場新庁舎
- ひろのテラス
- 総合グラウンドメーンスタンド
- 広野町学校給食共同調理場
- 広野小学校体育館
- 広野小学校校舎
- 広野中学校校舎
- 広野中学校実習棟
- 広野中学校体育館
- 広野中央体育館
- 広野町公民館
- 旧広野幼稚園
- 広野老人福祉センター
- 広野こども園
- 広野町保健センター
- 長畑地区集会所
- 第4分団ポンプ置き場 (4-2)
- 蛇木団地
- 浅見生活改善センター
- 第4分団屯所
- 第3分団屯所
- 下浅見川地区集会所
- 松田住宅
- 松田地区集会所
- マリノコ・広野
- 松田団地
- 松田地区集会所
- 第4分団屯所
- 第3分団屯所
- 下浅見川地区集会所
- 松田住宅
- 松田地区集会所
- マリノコ・広野
- 松田団地
- 松田地区集会所

図表 4 - 4 0 公共施設の配置図（南部）



図表 4 - 4 1 公共施設の配置図（山間部）



第5章 公共施設の維持保全について

1 公共施設の維持保全に向けた考え方について

(1) 点検診断の実施に関する考え方

建築物・機械設備に関しては、法定点検（官公庁施設の建設等に関する法律第12条・建築基準法第12条に基づく定期点検）が義務付けられていますが、本町が保有するすべての建物が対象ではなく、また点検周期も建築物の敷地及び構造については3年以内ごととなっています。

このため、予防保全を適切に実施していくためには、法定点検に加え、各施設所管部署の職員による簡易的な定期点検を行うことが必要になります。

簡易的な定期点検は、点検項目とその評価のための点検マニュアルに沿って行います。マニュアルは、職員が目視で各施設の現状を調査できるようにポイントをまとめており、調査後はその結果を基に評価を行い、修繕・改修実施の優先順位を決定します。

本計画の各公共施設の状況でも建物性能評価の一項目として点検結果を反映させていますが、今後も継続的に定期点検を重ね、事後予防保全を実施し、修繕履歴・費用等を蓄積することで公共施設マネジメントを着実に実行していくこととしています。

図表5-1 定期点検の主な対象項目

主な項目	点検診断の対象部位等
屋上・屋根	屋上表面、排水口、屋上設置物、雨樋等
外壁・軒裏・庇	仕上げ材、塗装、タイル、シーリング等
基礎・土台	基礎コンクリート、土台等
外部建具	窓、扉、門等
内部	天井、内壁、床、点検口、アスベスト等
外部・外構	バルコニー、階段・廊下、舗装、側溝、フェンス等
電気設備	発電設備、受変電設備、コンセント、照明器具等
給排水	トイレ、洗い場、受水槽等
ガス	コンロ、ガスポンペ、ガス管等
空調	室内機、室外機、本体等
排煙	排煙窓、排煙窓操作器等
消防	誘導灯、防火扉、シャッター等
昇降機	昇降機

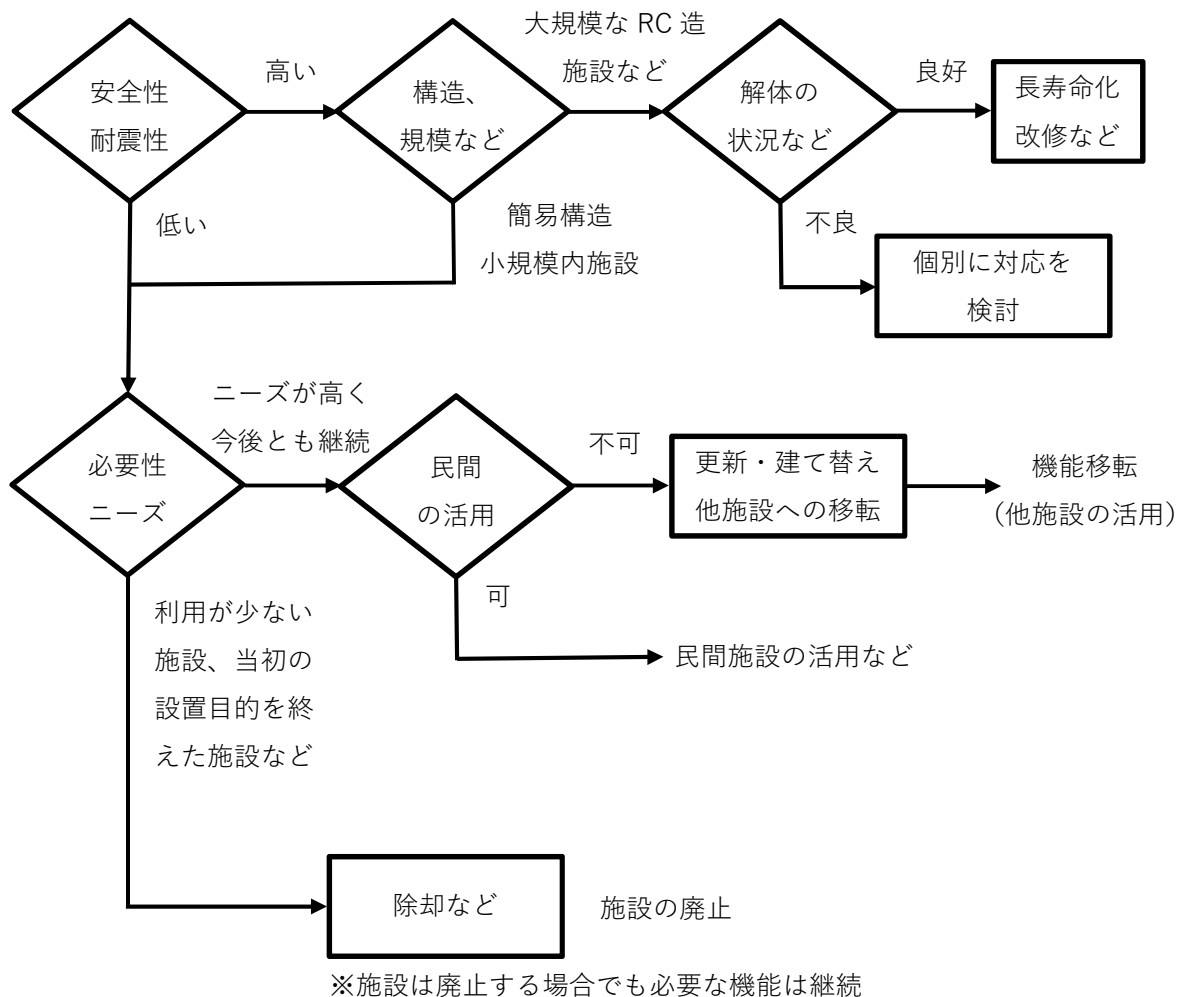
（２）長寿命化の対象施設の検討基準

公共施設の建物については、これまで施設が劣化して不具合が発生してから修繕を行う「事後保全」方式の維持管理を行ってきました。しかし「事後保全」方式は、老朽化が顕在化してから、あるいは施設が使用不可となってから対応することから、経年による劣化が速く、標準的な使用可能期間よりも改修や建て替えまでの期間が短くなる傾向があります。

今後は定期点検の実施と適切な時期に修繕・改修を行う「予防保全」方式の維持管理に移行することで施設を長寿命化していくことを目指します。

長寿命化の対象施設については、施設の点検・診断結果等に基づき不具合の状況に加えて、施設の安全性や必要性、構造や規模等を踏まえた検討を行います。

図表５－２：長寿命化の対象施設の検討フロー（例）



2 目標耐用年数の考え方について

国土交通省が官庁施設に対して行っている「長寿命化に向けた取組」では、「長寿命化改修」の推進として、既存施設の平均使用年数について、現状の約40年から65年程度へ伸ばすことを目指すとされています。

本町ではこの考え方に基づき、公共施設の建物については65年を目標耐用年数として設定します。

3 長寿命化等に基づく対策費用について

本計画期間内に要する対策費用の概算については、次の通りとなります。

この対策費用については、平成31年版建築物のライフサイクルコスト第2版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (一財) 建築保全センター) LCC計算プログラムを用いて試算を行っています。

(1) 既存施設をすべて維持・更新する場合の将来更新等費用の試算結果

既存施設をすべて維持し続け、建物の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令)で更新を行った場合、2060年度までに公共施設の修繕・建て替え等に必要な将来更新等費用は、平均約6.44億円/年と試算されます。

将来更新等費用と東日本大震災前5年間・直近5年間のそれぞれの平均投資額(将来更新可能額)を比較すると、東日本大震災前5年間と比較した場合、2060年度までに平均6.44億円/年－平均10.66億円/年＝平均4.22億円の差額が生じます。直近5年間と比較すると、2060年度までに平均6.44億円/年－平均18.45億円/年＝平均12.01億円の差額が生じます。なお、いずれの5年間の平均投資額ともに道路などのインフラ資産を含んだ額であることに留意が必要です。

また、将来更新等費用の状況を期別に見ると、第I期に平均約7.08億円/年の将来更新等費用が必要になると試算されます。

図表5－3：東日本大震災前5年間の平均投資額

年度	2006	2007	2008	2009	2010	平均
維持補修費	57,460	49,403	46,460	52,011	47,603	50,587
投資的経費	1,528,730	1,098,589	667,523	881,972	899,898	1,015,342
合計	1,586,190	1,147,992	713,983	933,983	947,501	1,065,930

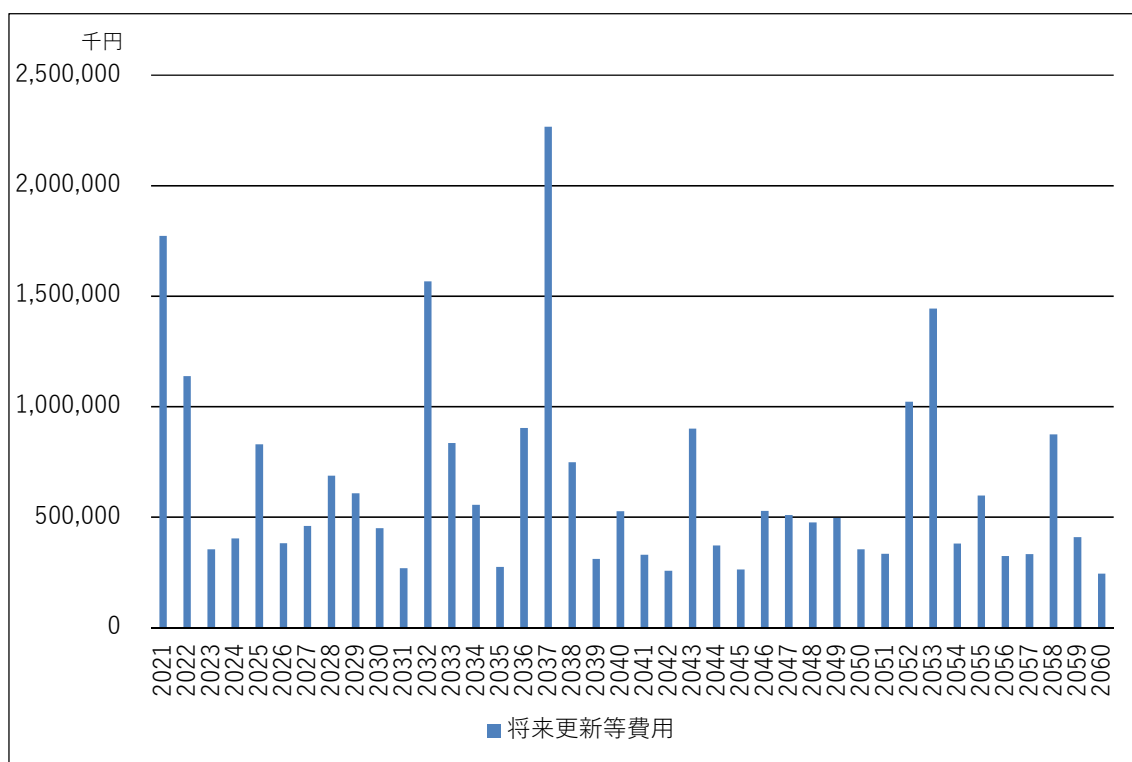
出典 広野町決算統計(各年度) 単位：千円

図表 5 - 4 : 直近 5 年間の平均投資額

西暦	2015	2016	2017	2018	2019	平均
維持補修費	61,235	32,388	217,700	127,795	158,529	119,529
投資的経費	2,039,352	2,061,735	1,793,452	1,795,892	938,820	1,725,850
合計	2,100,587	2,094,123	2,011,152	1,923,687	1,097,349	1,845,380

出典 広野町決算統計（各年度） 単位：千円

図表 5 - 5 既存施設をすべて維持、更新する場合の将来更新等費用の試算結果



※耐用年数が経過している施設は2021年度にすべて建て替えるものとして試算

図表 5 - 6 期別将来更新等費用

期	期間	将来更新等費用 (千円)	年平均
第Ⅰ期	2021～2030 年	7,080,128	約 7.08 億円/年
第Ⅱ期	2031～2040 年	8,252,192	約 8.25 億円/年
第Ⅲ期	2041～2050 年	4,481,166	約 4.48 億円/年
第Ⅳ期	2051～2060 年	5,959,316	約 5.96 億円/年
通期	2021～2060 年	25,772,803	約 6.44 億円/年

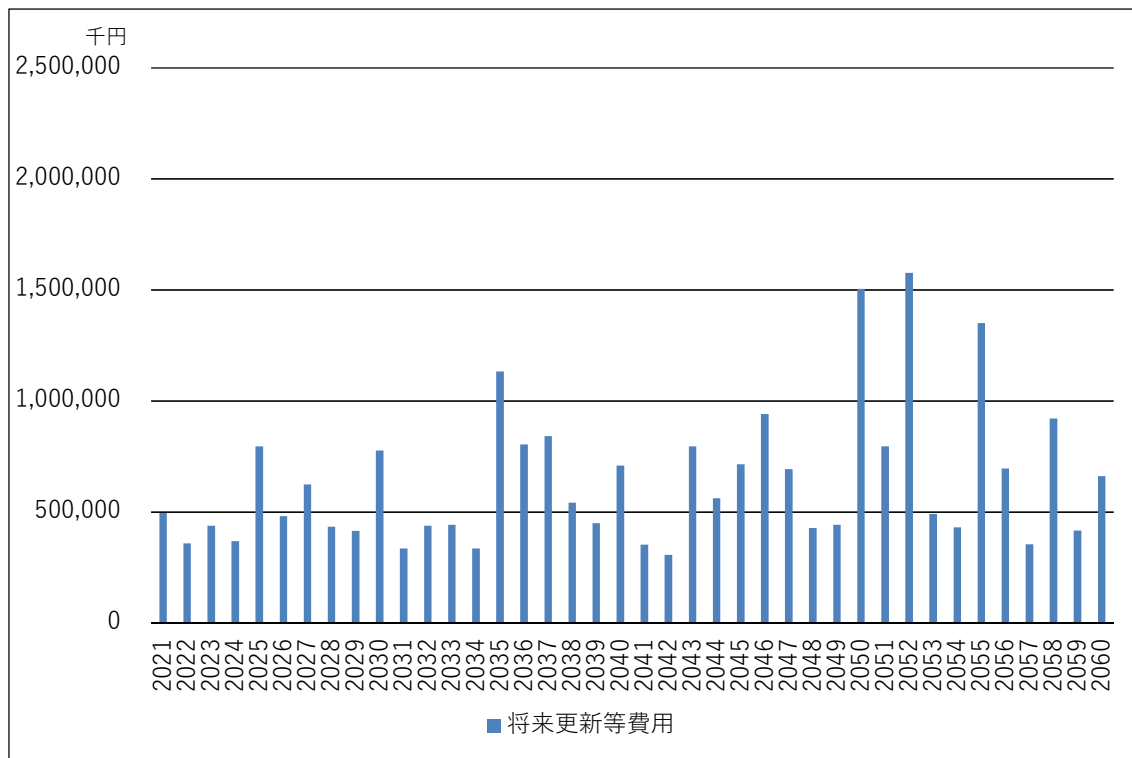
（２）施設の再編、長寿命化する場合の将来更新等費用の試算結果

将来更新等費用の削減に向けて、施設分類別の再編に向けた方針に沿った施設の再編を実施し、さらに前述の考え方に基づく長寿命化を図る場合、2060年度までに平均約0.04億円／年の将来更新等費用の削減が見込まれます。

また、各期別に見ると、第Ⅰ期に平均約5.18億円／年の将来更新等費用が必要になり、長寿命化前と比べ約1.90億円／年の削減が見込まれます。

今後の対策としては、長寿命化を実施することで対策費用を削減し、将来の人口動態を見据えつつ、施設の縮小、複合化・集約化、統廃合による建て替え対象建物の削減についての検討を長期的な視点で着実に進めていきます。

図表５－７ 施設の再編、長寿命化を実施した場合の将来更新等費用の試算結果



図表５－８ 期別将来更新等費用

期	期間	将来更新等費用 (千円)	年平均	削減効果
第Ⅰ期	2021～2030年	5,181,604	約5.18億円/年	約1.90億円/年減
第Ⅱ期	2031～2040年	6,023,888	約6.02億円/年	約2.23億円/年減
第Ⅲ期	2041～2050年	6,735,980	約6.74億円/年	約2.25億円/年増
第Ⅳ期	2051～2060年	7,688,705	約7.69億円/年	約1.73億円/年増
通期	2021～2060年	25,630,177	約6.41億円/年	約0.04億円/年減

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

4 公共施設マネジメントによる将来世代の負担軽減効果

東日本大震災前5年間・直近5年間と今後10年間の将来更新等費用の年平均額を、東日本大震災前5年間・直近5年間のそれぞれの人口の平均値と、広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の将来人口推計結果で示されている人口推計値を使い、町民一人当たりの負担額を試算してみると、施設の再編、長寿命化を実施した場合、実施しない場合と比較して約5万3千円の負担減が見込まれます。

図表5－9 一人当たり将来更新等費用（東日本大震災前5年間平均との比較）

	2006～2010 年度の年平均	2021～30 年度の年平均	差額
実施しない	約19万2千円	約19万6千円	約4千円増
実施	約19万2千円	約14万3千円	約4万9千円減
差額	-	約5万3千円減	-

図表5－10 一人当たり将来更新等費用（直近5年間平均との比較）

	2015～2019 年度の年平均	2021～30 年度の年平均	差額
実施しない	約37万4千円	約19万6千円	約17万8千円減
実施	約37万4千円	約14万3千円	約23万1千円減
差額	-	約5万3千円減	-

第6章 計画の推進に向けて

1 基本方針

本計画は、上位計画である「第五次広野町町勢振興計画」「広野町公共施設等総合管理計画」等に基づき、以下の事項を基本方針とします。

(1) 安全の確保

公共施設等は、安全を最優先とした整備と管理運営に努める必要があります。

旧耐震基準の公共施設については、計画的に耐震診断・耐震改修、更新などを進めます。

また、法定点検に加え各施設所管部署の職員による簡易的な定期点検を実施し、陥没、損傷など、生命・身体に危険をおよぼす可能性が判明した公共施設は速やかに立入制限、応急修繕などの措置を図ります。

(2) 維持管理等の実施方針

旧耐震基準建築物については、耐震診断を実施し、診断結果を踏まえ、費用や利用状況等を考慮して耐震改修や大規模改修を実施します。耐震性を保有していない建物については、耐震化にかかる費用や利用状況等も考慮しながら複合化や統合・廃止、規模縮小等を検討します。

耐震性の認められた施設や既に耐震化が行われている施設は機能維持に向けた定期点検を行い、その結果に基づき評価後優先順位を決定し計画的な修繕・改修を実施します。

新耐震基準建築物については、定期点検結果に基づき評価後優先順位を決定し、計画的な修繕・改修を実施する「予防保全型の維持管理」を行います。

既に大規模改修の実施時期を迎えている施設や利用者の多い施設など優先順位の高い施設は劣化調査を実施のうえ、修繕や大規模改修を検討します。また修繕の実施や劣化状況に応じて建築後30年を目安に大規模改修を検討するとともに、利用状況等も考慮しながら複合化の可能性を併せて検討します。

建築後15～20年が経過している施設については屋上防水や外壁の劣化を目安に劣化調査を検討し、長期使用を前提とした定期点検、修繕・改修を実施します。

(3) 統廃合や廃止の推進

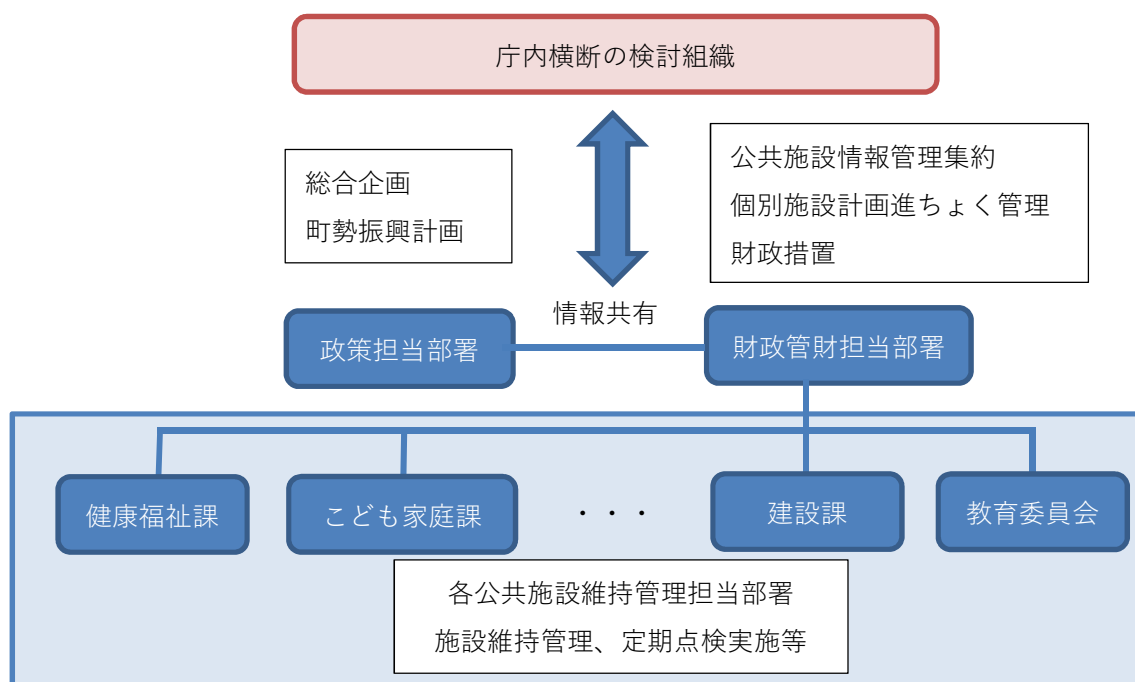
将来推計人口を踏まえ、人口規模にあった公共施設の統廃合や廃止による健全財政の推進と懸念される町民サービス低下に対し、定期点検の結果で得られた施設の状況や利用者数の動向などを総合的に勘案し、統廃合や廃止を適宜検討し施設の有効活用を図ります。施設更新の際は、単一機能での施設の建て替えではなく、機能集約・複合化を検討します。

2 計画推進のための体制構築について

本計画の着実な推進のためには、定期的な施設の点検の実施とその評価、計画的な修繕・改修の実施、施設の維持管理コスト・利用状況の動向を把握することが欠かせません。これらの事項を考慮し、担当課だけではなく全庁的な情報共有体制、取組体制の構築を行います。

具体的には、予防保全型の維持管理を実施するために必要とされる公共施設維持補修基金や町債などを活用した中長期的な財政措置や、定期的な点検調査の継続した実施、点検調査の結果に基づく対策や今後の方向を検討するための仕組みづくりに向けて、各公共施設を維持管理する担当部署、政策担当部署と財政担当部署との情報の共有化と連携を図るために部局横断的な取組の検討や計画の評価、改訂を行う庁内横断の検討組織づくりを推進します。また財政管財担当部署では公共施設等の情報を管理・収集し、本計画の進ちょく管理・評価等を集約します。また、職員一人ひとりの意識啓発にも努めていきます。

図表 6－1 体制のイメージ



3 個別施設計画の方針の実現に向けたアクションプランについて

個別施設計画の方針の実現に向けたアクションプランは、計画策定→維持保全→再編・建替検討の3段階で進めることを想定しています。

第1段階として本計画で策定された内容について、庁内・町民・議会で課題を共有することで本計画の趣旨と目的の理解を得られるよう周知を図ります。第2段階として、定期的な点検調査による施設の状態の把握や修繕対応を進め、長寿命化を推進していくとともに、発生コスト・利用者数の推移など財政・供給面からの現状把握を進めていきます。第3段階として、再編が必要と考えられる施設、建替時期が近付いた施設について今後の方向性を検討し、町民との合意形成を図るとともに、現状に基づいた本計画の時点修正等を含めた見直しに取り組みます。

4 施設ごとの今後の対策内容と実施時期について

施設ごとの今後の対策内容と実施時期については次の通りとなります。

(1) 今後の対策内容

図表 6－2 施設ごとの今後の対策内容

区分	施設名称	所管課の意見		
学校教育系	広野小学校校舎	継続	増築改修	1 校舎全体の外壁改修 外壁に使用している貼りタイルが経年で壁から浮き上がっており、落下の可能性が高まっているため、タイルを貼っている壁を重点的に改修する。 2 グラウンド 風でグラウンド表土が少しずつ削られてきており、現在表面全体が堅く締まった状態となっており、児童が怪我をしやすい状態にある。表土を重機でかき起こし、土入れを行うことで左記の状態を解消する。 3 プール 材質がFRPで出来ており、経年劣化が著しい。割れ、穴が大きくなり修繕不能になる前に他材質に変更し、給排水機能も変更する。
	広野中学校校舎	継続	建替	1 校舎全体 建物の材質であるコンクリートの寿命が限界を迎えており、軒天等からコンクリート片が大きく崩れてくるようになった。大規模改修での抜本的な解決は見込めず、要所的な修繕にとどまるため、将来的には建替を検討する。
	広野町学校給食共同調理場	継続	改修	改修を検討する。（内部の改修） - 調理室全体の配水方式をドライ式に変更する。 現在、給食施設の床は水や湯を機器から床下の配水管へ直接流し配水するドライ方式が主流となっており、食中毒並びに害虫の発生防止、調理員の転倒防止等の効果が見込める。 - 施設内水栓を自動水栓に変更する。 直接手で触れないため、二次汚染を防止できる。
文化系	折木地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める。
	上北迫地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める。
	亀ヶ崎地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める。

施設の更新に関する方針		
建物の性能維持に関する 考え方・方向性	維持管理経費の節減に関する 考え方・方向性	利用者数、稼働率等の向上に関する 考え方・方向性
大規模改修を実施し、建物・施設の安全性を担保する。	節水設備などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	児童の安全安心に最大限配慮した施設の整備、維持管理を行う。
1 校舎 天井に係る防水処理を実施する。 (過去に実施済みのため、再度実施となる。) その他、修繕が必要な箇所が発生次第、適宜修繕対応し、大規模な修繕は実施しない。	建替え時には高断熱化、再生可能エネルギーの活用、雨水・排水再利用など環境性能を高めた建物・設備の導入を検討し、省エネ性能の向上を目指す。	生徒の安全安心に最大限配慮した施設の整備、維持管理を行う。
内部改修を適宜実施することで、施設の最適化を図るとともに外壁等が寿命に到達するまで使用可能な状態を確保する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	安全な給食の提供のため、引き続き衛生的な施設の整備、維持管理を行う。
耐震改修含め今後の大規模改修に向けた検討を行う。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。

区分	施設名称	所管課の意見		
文化系	広洋台地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	小松地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	桜田地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	下浅見川地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	下北迫地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	正木内地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	舘地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	田の神地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	築地地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	東下地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	長畑地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	苗代替地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	二本柵地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	浜田地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	箒平地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	南沢地区集会所	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	広野町公民館	継続	維持管理	2014 年度に大規模改修実施、引き続き施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める

施設の更新に関する方針		
建物の性能維持に関する 考え方・方向性	維持管理経費の節減に関する 考え方・方向性	利用者数、稼働率等の向上に関する 考え方・方向性
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	省エネエアコンなどの導入により省エネ性能の向上を目指す。	町民の文化の振興と福祉の増進の拠点として引き続き町民が利用しやすい環境整備に努める。

区分	施設名称	所管課の意見		
文化系	浅見生活改善センター	継続	維持管理	施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
スポーツ・レクリエーション系	広野町サッカー場 クラブハウス	継続	改修	JFA アカデミー福島の広野町での活動再開に対応した改修を実施する
	広野町サッカー場 サッカー支援センター	継続	改修	JFA アカデミー福島の広野町での活動再開に対応した改修を実施する
	広野町中央体育館	継続	維持管理	2013 年度に大規模改修実施、引き続き維持管理を進める
	広野町築地ヶ丘体育館	廃止	取壊し	解体に向けた準備を進める
	総合グラウンド	継続	維持管理	引き続き維持管理を進める
子育て支援	広野こども園	継続	現状維持	維持・保安全管理を徹底し、現状維持を図る
	広野町児童館	継続	現状維持	維持・保安全管理を徹底し、現状維持・長寿命化を図る
保健・福祉	広野町老人福祉センター	継続	維持管理	利用者の安全性や利便性を確保するため、施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	広桜荘	継続	維持管理	利用者の安全性や利便性を確保するため、施設や設備の老朽化部分の改修と維持管理を進める
	広野町保健センター	継続	維持管理	引き続き予防保全的な維持管理を推進するとともに、認定こども園や児童館が隣接している状況も踏まえ、複合的な機能活用と維持管理に努める
行政系	広野町役場庁舎	継続	維持管理	引き続き役場庁舎の耐震性の確保を図るとともに、適切な維持管理に努める
	ポンプ分団屯所	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	第 1 分団屯所	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	第 2 分団屯所	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	第 2 分団ポンプ置き場 (2-2)	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	第 2 分団ポンプ置き場 (2-3)	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う

施設の更新に関する方針		
建物の性能維持に関する 考え方・方向性	維持管理経費の節減に関する 考え方・方向性	利用者数、稼働率等の向上に関する 考え方・方向性
耐震改修含め今後の大規模改修に向けた検討を行う。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	地域コミュニティ活動の拠点として引き続き地区住民が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	JFA アカデミー福島の活動に資するために必要な整備を行う。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	JFA アカデミー福島の活動に資するために必要な整備を行う。
耐震改修含め経年劣化に対応した対策を検討する。	引き続き光熱水費の低減に努める	スポーツ施設として引き続き町民が利用しやすい環境整備に努める。
—	—	—
維持・保全管理を徹底し、現状維持を図る	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	スポーツ施設として引き続き町民が利用しやすい環境整備に努める。
維持・保全管理を徹底し、現状維持を図る	引き続き光熱水費の低減に努める	子育て支援施設として安心して利用できる環境整備に努める。
維持・保全管理を徹底し、現状維持を図る	照明器具の LED 化を進める	子育て支援施設として安心して利用できる環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	利用者が安心して利用できる環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	利用者が安心して利用できる環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	近隣施設と複合的な機能活用を目指した取り組みを行う。
耐震改修含め今後の大規模改修に向けた検討を行う。	引き続き光熱水費の低減に努める	執行機関・行政手続窓口として引き続き利用者が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。

区分	施設名称	所管課の意見		
行政系	第 3 分団屯所	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	第 4 分団屯所	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	第 4 分団ポンプ置き場 (4-2)	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	第 4 分団ポンプ置き場 (4-3)	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	第 4 分団ポンプ置き場 (4-4)	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	第 5 分団屯所	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	第 5 分団ポンプ置き場 (5-2)	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	第 6 分団屯所	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	第 6 分団ポンプ置き場 (6-2)	継続	維持管理	災害・火災時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	防災備蓄倉庫	継続	維持管理	災害時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
	水防倉庫	継続	維持管理	災害時の重要な防災機能拠点として適切な維持管理を行う
公園	広野町ニツ沼総合公園	継続	維持管理	適切に修繕、維持管理していくとともに、本町のシンボルの一つとして魅力ある公園施設としての運用を図る
その他	広野町農産物加工施設	継続	維持管理	引き続き現状の施設を適切に修繕、維持管理していく
	広野町仮設宿泊施設	縮小	譲渡	「ふたばプロジェクト」への譲渡を検討していく
	公設商業施設	継続	維持管理	引き続き現状の施設を適切に修繕、維持管理していく
	五社山トイレ	継続	維持管理	引き続き現状の施設を適切に修繕、維持管理していく
	箒平地区トイレ	継続	維持管理	引き続き現状の施設を適切に修繕、維持管理していく

施設の更新に関する方針		
建物の性能維持に関する 考え方・方向性	維持管理経費の節減に関する 考え方・方向性	利用者数、稼働率等の向上に関する 考え方・方向性
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害・火災発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	引き続き光熱水費の低減に努める	災害発生時に迅速に対応できるよう機能を維持する。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	イベントの実施や既存施設の活用などにより魅力ある施設を目指す。
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	設備の有効活用の検討を進める。
—	—	—
予防保全型の維持管理を推進する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	引き続き利用者が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	節水設備などの導入により省エネ性能の向上を目指す	引き続き利用者が利用しやすい環境整備に努める。
予防保全型の維持管理を推進する。	節水設備などの導入により省エネ性能の向上を目指す	引き続き利用者が利用しやすい環境整備に努める。

区分	施設名称	所管課の意見		
その他	広野駅西口トイレ	継続	維持管理	引き続き現状の施設を適切に修繕、維持管理していく
	文化交流複合施設 (旧広野幼稚園)	継続	用途変更	学校教育施設から社会教育施設に変更する。

施設の更新に関する方針		
建物の性能維持に関する 考え方・方向性	維持管理経費の節減に関する 考え方・方向性	利用者数、稼働率等の向上に関する 考え方・方向性
予防保全型の維持管理を推進する。	節水設備などの導入により省エネ性能の向上を目指す	引き続き利用者が利用しやすい環境整備に努める。
施設利用目的を集約し、目的にあった施設内部を構築する。	LED 照明などの導入により省エネ性能の向上を目指す。	多くの利用が見込めるような施設となるよう検討を進める。

(2) 対策の実施時期

図表 6-3 施設ごとの対策の実施時期

大規模改修実施時期（建築後 20・30・40 年）

区分	施設名称	第Ⅰ期（2021～2030 年度）										第Ⅱ期（2031～2040 年度）									
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
学校教育系	広野小学校校舎（校舎）																				
	広野小学校校舎（体育館）																				
	広野中学校校舎（校舎）											検討・判断→ 建替・改修等									
	広野中学校校舎（実習棟）																				
	広野中学校校舎（体育館）																				
	広野町学校給食 共同調理場																				
文化系	折木地区集会所																				
	上北迫地区集会所																				
	亀ヶ崎地区集会所																				
	広洋台地区集会所																				
	小松地区集会所																				
	桜田地区集会所																				
	下浅見川地区集会所																				

大規模改修実施時期（建築後 20・30・40 年）

区分	施設名称	第Ⅰ期（2021～2030 年度）										第Ⅱ期（2031～2040 年度）									
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
文化系	下北迫地区集会所																				
	正木内地区集会所																				
	館地区集会所																				
	田の神地区集会所																				
	築地地区集会所																				
	東下地区集会所																				
	長畑地区集会所																				
	苗代替地区集会所																				
	二本櫛地区集会所																				
	浜田地区集会所																				
	箒平地区集会所																				
	南沢地区集会所																				
	広野町公民館																				
	浅見生活改善センター																				

検討
・判断

[illegible]

大規模改修実施時期（建築後 20・30・40 年）

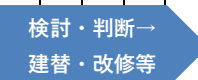
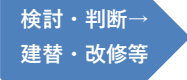
区分	施設名称	第Ⅰ期（2021～2030 年度）										第Ⅱ期（2031～2040 年度）									
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
スポーツ・レクリエーション系	広野町サッカー場 クラブハウス	改修																			
	広野町サッカー場 サッカー支援センター	改修																			
	広野町中央体育館																		検討・判断		
	広野町築地ヶ丘 体育館	取壊																			
	総合グラウンド																				
子育て支援	広野こども園																				
	広野町児童館																				
保健・福祉	広野町老人福祉 センター																				
	広桜荘																				
	広野町保健 センター																				
行政系	広野町役場庁舎 （旧庁舎）																				
	広野町役場庁舎 （新庁舎）																				
	広野町役場庁舎 （書庫）																				
	ポンプ分団屯所																				

大規模改修実施時期（建築後 20・30・40 年）

区分	施設名称	第Ⅰ期（2021～2030 年度）										第Ⅱ期（2031～2040 年度）									
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
行政系	第 1 分団屯所																				
	第 2 分団屯所																				
	第 2 分団ポンプ置き場（2-2）																				
	第 2 分団ポンプ置き場（2-3）																				
	第 3 分団屯所																				
	第 4 分団屯所																				
	第 4 分団ポンプ置き場（4-2）																				
	第 4 分団ポンプ置き場（4-3）																				
	第 4 分団ポンプ置き場（4-4）																				
	第 5 分団屯所																				
	第 5 分団ポンプ置き場（5-2）																				
	第 6 分団屯所																				
	第 6 分団ポンプ置き場（6-2）																				
	防災備蓄倉庫																				

大規模改修実施時期（建築後 20・30・40 年）

区分	施設名称	第Ⅰ期（2021～2030 年度）										第Ⅱ期（2031～2040 年度）									
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
行政系	水防倉庫																				
公園	広野町ニツ沼総合公園（管理棟）																				
	広野町ニツ沼総合公園（フラワーパーク交流館）																				
	広野町ニツ沼総合公園（フラワーパーク果菜温室）																				
	広野町ニツ沼総合公園（フラワーパーク鉢花温室）																				
	広野町ニツ沼総合公園（フラワーパーク切り花温室）																				
	広野町ニツ沼総合公園（リフレッシュ施設）																				
	広野町ニツ沼総合公園（ふるさと広野館）																				
	広野町ニツ沼総合公園（宿泊棟）																				
	広野町ニツ沼総合公園（広野勤労者総合スポーツ施設）																				
	広野町ニツ沼総合公園（清明館）																				
	広野町ニツ沼総合公園（直売所）																				
	広野町ニツ沼総合公園（サイクルセンター）																				
	広野町ニツ沼総合公園（屋外トイレ）																				

建て替え実施										取壊し実施										
第Ⅲ期（2041～2050 年度）										第Ⅳ期（2051～2060 年度）										備考
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
																				2065 年度 建築後 65 年経過
										検討・判断→ 建替・改修等										
																				2065 年度 建築後 65 年経過
																				2065 年度 建築後 65 年経過
																				2065 年度 建築後 65 年経過
																				2065 年度 建築後 65 年経過
																				2064 年度 建築後 65 年経過
										検討・判断→ 建替・改修等										
																				
																				2064 年度 建築後 65 年経過
																				2063 年度 建築後 65 年経過
										検討・判断→ 建替・改修等										

大規模改修実施時期（建築後 20・30・40 年）

区分	施設名称	第Ⅰ期（2021～2030 年度）										第Ⅱ期（2031～2040 年度）									
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
その他	広野町農産物加工施設																				
	広野町仮設宿泊施設																				
	公設商業施設																				
	五社山トイレ																				
	箒平地区トイレ																				
	広野駅西口トイレ																				
	文化交流複合施設 （旧広野幼稚園）	改修																			
検討・判断→ 建替・改修等																					

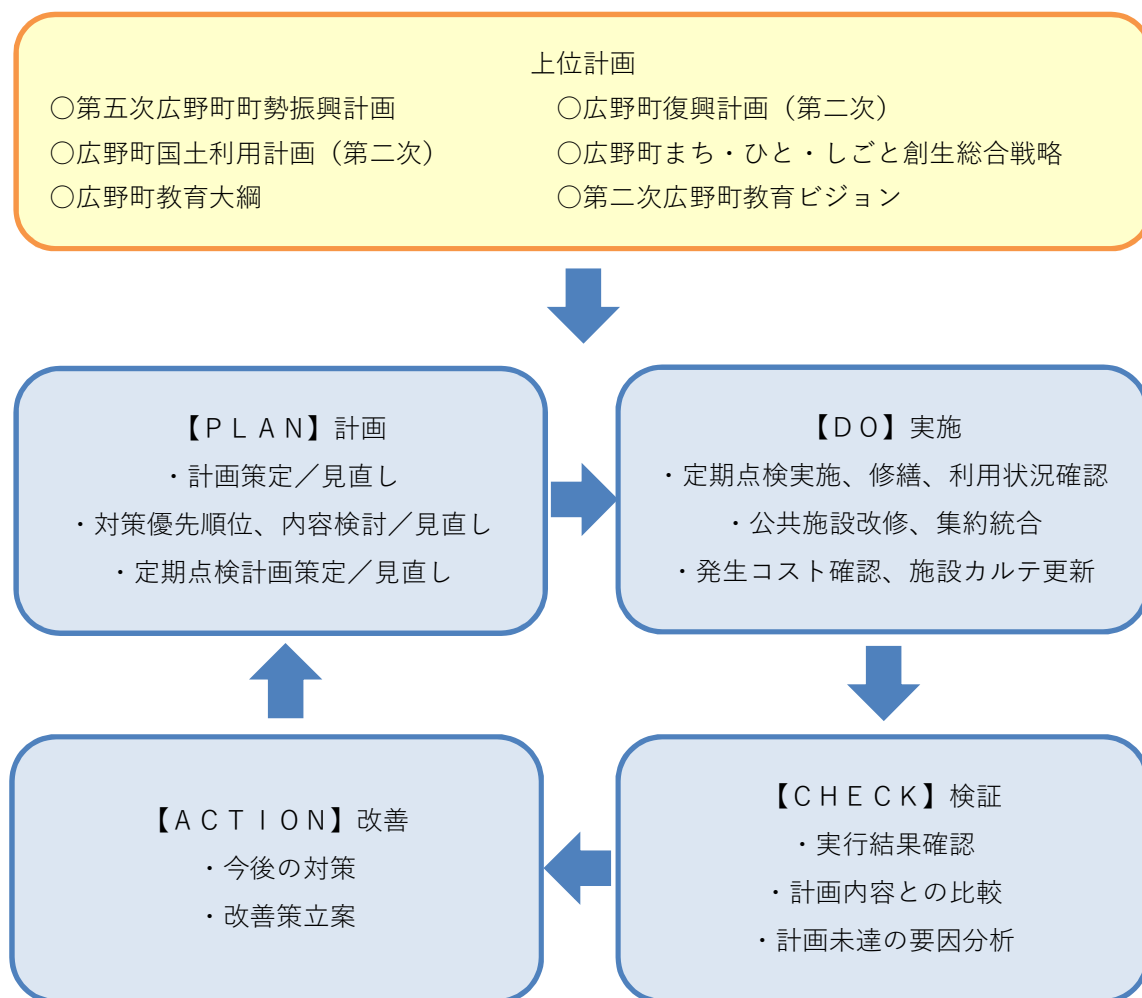
[illegible]

5 計画のフォローアップ

本計画は計画（PLAN）→実施（DO）→検証（CHECK）→改善（ACTION）のPDCAサイクルに沿って進め、その内容に基づき随時計画のフォローアップ（進行管理）を実施します。

定期点検、維持補修は毎年度の予算に基づき実施されることから、PDCAサイクルは1年間で1つのサイクルとして考えて実施します。また「広野町町勢振興計画」「広野町公共施設等総合管理計画」の見直しや定期的な点検調査結果、発生コスト・利用者数の推移や社会情勢等の変化も考慮しながら必要に応じて計画の見直しを行います。

図表6-4 フォローアップ（進行管理）の実施方針



6 情報の蓄積と管理

本計画の実施に伴い収集された情報は、計画のフォローアップおよび今後の施設の管理を行ううえで重要な資料となりますので、次の通り管理を行います。

施設の定期点検結果は、点検シートに記録を行い、修繕が必要な箇所についてとりまとめ対処を行います。

修繕、大規模改修、増改築、取壊しを行った際には保全計画シートに実施年度と費用を記録します。

施設にかかる維持管理コスト、利用者数については年度ごとにその数値を施設カルテに記載します。

また、施設の所在や情報については地理情報システム（G I S）で管理を行い、航空写真などほかの地図と合わせて参照できるようにします。

資料編

資料1 人口動態

(1) 本町における住民基本台帳人口・世帯・1世帯当たりの人員

年	住民基本台帳人口	世帯	1世帯当たりの人員
1989	5,533	1,535	3.6
1990	5,545	1,552	3.6
1991	5,564	1,574	3.5
1992	5,517	1,564	3.5
1993	5,594	1,610	3.5
1994	5,676	1,642	3.5
1995	5,754	1,677	3.4
1996	5,817	1,720	3.4
1997	5,874	1,748	3.4
1998	5,921	1,791	3.3
1999	5,945	1,807	3.3
2000	5,930	1,825	3.2
2001	5,957	1,863	3.2
2002	5,930	1,846	3.2
2003	5,823	1,843	3.2
2004	5,719	1,818	3.1
2005	5,533	1,791	3.1
2006	5,607	1,831	3.1
2007	5,603	1,870	3.0
2008	5,551	1,901	2.9
2009	5,519	1,920	2.9
2010	5,418	1,810	3.0
2011	5,315	1,911	2.8
2012	5,242	1,906	2.8
2013	5,220	1,944	2.7
2014	5,143	1,961	2.6
2015	5,136	2,069	2.5
2016	5,071	2,110	2.4
2017	4,901	2,069	2.4
2018	4,790	2,083	2.3
2019	4,802	2,170	2.2
2020	4,754	2,187	2.2

各年9月末日現在

(2) 現居住者人口・帰還率、将来推計人口

年	現居住者人口 将来推計人口	帰還率	住民基本台帳人口	現居住者人口時点
2012	493	9.4%	5,242	2012/9/20
2013	1,183	22.7%	5,220	2013/9/26
2014	1,679	32.6%	5,143	2014/9/23
2015	2,281	44.4%	5,136	2015/9/17
2016	2,834	55.9%	5,071	2016/9/28
2017	4,019	82.0%	4,901	2017/9/25
2018	4,147	86.6%	4,790	2018/9/30
2019	4,209	87.7%	4,802	2019/9/30
2020	4,247	89.3%	4,754	2020/9/30
2025	3,446			
2030	3,167			

出典

現居住者人口（2012～2020年）：広報ひろの

帰還率：現居住者人口÷住民基本台帳人口

将来推計人口（2025・2030年）：広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略

資料2 財政状況

(1) 歳入状況

年度	地方税	地方交付税	その他一般財源	地方債	国庫支出金
2006	2,660,935	10,566	179,179	286,000	250,048
2007	2,467,504	15,533	118,431	219,000	61,958
2008	2,212,013	15,000	109,565	113,900	189,447
2009	2,038,606	68,312	105,446	288,000	333,583
2010	1,951,976	88,902	103,431	297,400	556,243
2011	1,124,860	2,087,823	106,311	168,600	761,091
2012	1,585,960	1,289,554	95,764	223,000	4,301,973
2013	1,588,881	939,598	96,069	422,300	1,355,072
2014	3,155,452	1,578,360	101,737	16,400	1,951,950
2015	3,160,800	698,130	144,985	0	2,307,614
2016	2,891,535	622,804	123,116	34,800	1,061,306
2017	2,856,614	758,838	126,782	92,300	970,310
2018	2,511,210	531,241	132,012	146,500	604,157
2019	2,547,139	535,259	138,904	0	259,420

出典 広野町決算統計（各年度） 単位：千円

(2) 歳出状況

年度	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等
2006	696,828	540,733	57,460	106,578	494,581
2007	682,399	560,708	49,403	128,303	408,818
2008	682,495	542,623	46,460	137,371	493,922
2009	680,833	577,016	52,011	147,673	541,861
2010	635,685	531,508	47,603	227,506	440,795
2011	660,286	1,340,211	31,297	397,409	402,314
2012	642,184	10,048,920	71,163	191,295	502,934
2013	685,272	4,487,465	48,519	196,146	487,662
2014	634,700	4,488,122	69,946	227,996	811,187
2015	677,881	9,978,889	61,235	197,525	1,127,665
2016	698,335	5,580,610	32,388	222,976	1,580,975
2017	719,364	2,408,468	217,700	208,944	1,064,151
2018	702,738	1,266,571	127,795	206,217	1,254,151
2019	686,519	1,097,457	158,529	229,874	747,332

出典 広野町決算統計（各年度） 単位：千円

都道府県支出金	その他特定財源	合計
1,009,351	401,547	4,797,626
797,845	264,358	3,944,629
469,861	562,637	3,672,423
276,472	843,248	3,953,667
274,720	604,700	3,877,372
1,553,546	940,487	6,742,718
8,589,108	2,034,375	18,119,734
3,963,006	2,843,065	11,207,991
3,885,076	2,113,293	12,802,268
9,228,169	2,778,215	18,317,913
4,901,123	3,577,636	13,212,320
2,250,158	2,185,922	9,240,924
718,881	2,352,026	6,996,027
624,625	1,335,817	5,441,164

投資的経費	公債費	積立金・投資及び 出資金・貸付金	繰出金	合計
1,528,730	290,848	436,159	465,380	4,617,297
1,098,589	306,454	81,387	462,526	3,778,587
667,523	303,490	124,128	447,910	3,445,922
881,972	292,309	55,475	477,106	3,706,256
899,898	170,516	78,641	498,899	3,531,051
621,545	371,070	882,080	1,104,490	5,810,702
1,176,318	234,301	2,926,959	609,927	16,404,001
2,135,585	235,075	1,193,499	641,114	10,110,337
2,613,329	336,927	980,459	1,239,982	11,402,648
2,039,352	184,387	1,503,977	960,945	16,731,856
2,061,735	189,609	946,528	481,808	11,794,964
1,793,452	207,458	1,096,579	583,695	8,299,811
1,795,892	214,278	439,597	479,370	6,486,609
938,820	221,964	236,689	482,878	4,800,062

資料3 各施設（施設分類別）の利用実績の推移

区分	施設名称	2017 年度	2018 年度	2019 年度	平均
学校教育系	広野小学校校舎	32,277	34,307	36,946	34,510.0
	広野中学校校舎	20,300	16,646	18,473	18,473.0
	広野町学校給食共同調理場	812	812	812	812.0
文化系	折木地区集会所	0	34	6	13.3
	上北迫地区集会所	0	13	10	7.7
	亀ヶ崎地区集会所	39	40	14	31.0
	広洋台地区集会所	0	164	169	111.0
	小松地区集会所	0	23	25	16.0
	桜田地区集会所	0	124	121	81.7
	下浅見川地区集会所	23	23	18	21.3
	下北迫地区集会所	38	42	37	39.0
	正木内地区集会所	0	23	23	15.3
	館地区集会所	14	16	10	13.3
	田の神地区集会所	0	7	4	3.7
	築地地区集会所	0	113	38	50.3
	東下地区集会所	12	7	10	9.7
	長畑地区集会所	0	0	24	8.0
	苗代替地区集会所	0	15	43	19.3
	二本柵地区集会所	25	20	18	21.0
	浜田地区集会所	197	166	0	121.0
	籌平地区集会所	不詳	不詳	不詳	不詳
	南沢地区集会所	不詳	不詳	不詳	不詳
	広野町公民館	865	766	703	778.0
	浅見生活改善センター	13	17	10	13.3
レクリエーション・スポーツ	広野町サッカー場クラブハウス	不詳	不詳	不詳	不詳
	広野町サッカー場サッカー支援センター	0	0	0	0.0
	広野町中央体育館	19,290	27,948	12,327	19,855.0
	広野町築地ヶ丘体育館	0	0	0	0.0
	総合グラウンド	60	60	90	70.0
支援・子育て	広野こども園*1	-	-	26,663	26,663.0
	広野町児童館*2	13,636	13,920	不詳	13,778.0
福祉・保健	広野町老人福祉センター*3	不詳	不詳	不詳	1,099.0
	広桜荘*3	不詳	不詳	不詳	5,310.0

区分	施設名称	2017 年度	2018 年度	2019 年度	平均
保健福祉	広野町保健センター*2	5,978	5,765	不詳	5,871.5
行政系	広野町役場庁舎	20,570	20,086	19,118	19,924.7
	ポンプ分団屯所	9	9	9	9.0
	第 1 分団屯所	15	14	15	14.7
	第 2 分団屯所	18	17	16	17.0
	第 2 分団ポンプ置き場 (2-2)	18	17	16	17.0
	第 2 分団ポンプ置き場 (2-3)	18	17	16	17.0
	第 3 分団屯所	8	8	8	8.0
	第 4 分団屯所	13	13	13	13.0
	第 4 分団ポンプ置き場 (4-2)	13	13	13	13.0
	第 4 分団ポンプ置き場 (4-3)	13	13	13	13.0
	第 4 分団ポンプ置き場 (4-4)	13	13	13	13.0
	第 5 分団屯所	17	17	17	17.0
	第 5 分団ポンプ置き場 (5-2)	17	17	17	17.0
	第 6 分団屯所	14	15	15	14.7
	第 6 分団ポンプ置き場 (6-2)	14	15	15	14.7
	防災備蓄倉庫	5	5	5	5.0
	水防倉庫	5	5	5	5.0
公園	広野町ニツ沼総合公園	26,478	25,060	26,227	25,921.7
その他	広野町農産物加工施設	不詳	不詳	不詳	不詳
	広野町仮設宿泊施設	不詳	不詳	不詳	不詳
	公設商業施設（ひろのテラス）	不詳	不詳	不詳	不詳
	五社山トイレ	不詳	不詳	不詳	不詳
	箒平地区トイレ	不詳	不詳	不詳	不詳
	広野駅西口トイレ	不詳	不詳	不詳	不詳
	文化交流複合施設（旧広野幼稚園）*4	11,977	14,616	0	0.0

※数値は利用人数 ただし文化系施設は利用回数

*1 2019 年度開園のため平均値は 2019 年度の数値とする

*2 2019 年度の利用実績不詳のため平均値は 2017・2018 年度の 2 か年とする

*3 2017～2019 年度の利用実績不詳のため平均値は 2016 年度の利用実績とする

*4 2017・2018 年度は広野幼稚園の利用実績のため、文化交流複合施設としての平均値は 2019 年度の数値とする

資料4 公共施設将来更新等費用試算の考え方

本計画で行った公共施設更新等費用試算の考え方については、次の通りとなります。

(1) 計算プログラム

公共施設更新等費用の試算は、平成31年版建築物のライフサイクルコスト第2版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(一財)建築保全センター)LCC計算プログラムを用いて行っています。

(2) 計算条件

計算条件は、次の通りとなります。

- ・使用年数 : 65年
- ・モデル建物 : 用途と延床面積に応じて4つのモデルを使用

①学校(校舎)

学校施設及びそれに準ずる施設に適用

- ・広野小学校校舎
- ・広野中学校校舎、実習棟
- ・広野町学校給食共同調理場
- ・広野こども園
- ・文化交流複合施設(旧広野幼稚園)

②学校(体育館)

体育館に適用

- ・広野小学校体育館
- ・広野中学校体育館
- ・広野町中央体育館
- ・広野町築地ヶ丘体育館
- ・広野町ニッ沼総合公園広野勤労者総合スポーツ施設

③小規模事務庁舎

上記以外で延床面積が1,500㎡未満の建物に適用

④中規模事務庁舎

上記以外で延床面積が1,500㎡以上の建物に適用

- ・計算方式 : 床面積入力法
- ・保全方式 : 既存施設をすべて維持・更新する場合の対策費用
→ (予防保全+事後保全) - 予防保全のみ
施設の再編、長寿命化する場合の対策費用
→ (予防保全+事後保全)
- ・外部足場 : 加算する
- ・閾値 : 20%
- ・共通費率 : 30%

- ・地域別工事費指数：福島県 103
 - ・消費税率：10%
 - ・割引率：0.00%
 - ・新築コスト：各建物の税抜取得価額÷延床面積
 - ・光熱水コスト：建物の規模、機械設備の状況に応じ設定
集会所、消防防災施設は過去3年の実績値平均を設定
集会所716円/㎡、消防防災施設37円/㎡
 - ・修繕等コスト：施設の建築・電気設備・機械設備の設置状況に応じ設定
 - ・維持管理コスト：建物の規模、施設の建築・電気設備・機械設備の設置状況に応じ設定
- ※上記以外は既定値を使用

（３）既存施設をすべて維持・管理する場合の将来更新等費用の試算結果

このケースでは事後保全のみを実施し、建物の法定耐用年数が到達した時点で建て替えを行った場合の費用を試算しています。

事後保全のみを実施したときの費用は、予防保全＋事後保全の金額から予防保全のみの金額を控除した額となります。

なお、2020年度の時点で既に法定耐用年数が到達している建物については、すべて2021年度に建て替えを実施したものと試算を行っています。

（４）施設の再編、長寿命化する場合の対策費用の試算結果

このケースでは予防保全と事後保全により、建物の長寿命化を実施し、建築から65年が経過した時点で建て替えを行った場合の費用を試算しています。

このときの費用は、予防保全＋事後保全の金額としています。

資料5 個別施設計画・公共施設マネジメントに関する国の通知等について

個別施設計画・公共施設マネジメントに関する国の通知等については、次の通りとなります。

①インフラ長寿命化基本計画

(2013年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)

②公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について(2014年4月22日総務省)

③公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について

(2014年4月22日 総務省)

④公共施設マネジメントの一層の推進について(2016年11月7日 総務省)

目 次

I. はじめに	1
II. 目指すべき姿	2
III. 基本的な考え方	3
IV. インフラ長寿命化計画等の策定	5
V. 必要施策の方向性	8
VI. 国と地方公共団体の役割	16
VII. 産学界の役割	17
VIII. その他	18
(別添) ロードマップ	19

平成25年11月

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

I. はじめに

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられている。

我が国では、昭和39年に開催された東京オリンピックと同時期に整備された首都高速1号線など、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に高齢化する。例えば、今後20年で、建設後50年以上経過する道路橋（橋長2m以上）の割合は現在の約16%から約65%となるなど、高齢化の割合は加速度的に増加する。

これらのインフラの中には、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など、維持管理に必要な情報が不明な施設も多く存在している。また、維持管理に係る基準やマニュアル等は管理者間でばらつきが存在するほか、国・地方を通じ職員定数の削減が進む中、地方公共団体の中には維持管理を担当する技術職員が不在、若しくは不足している団体も存在するなど、制度や体制についても、我が国全体として十分とは言えないという指摘もある。このような現状に至った背景には、戦後、短期間で集中的にインフラ整備を進める必要があったことや、経年劣化や疲労等に伴う損傷はその進行速度が遅く、問題が顕在化するまでに長期間を要するため必要な措置が講じられてこなかったことなどが考えられ、一刻も早く取組を開始する必要がある。

一方、インフラ長寿命化に資する新技術の研究開発・実証やその導入も重要であり、国として戦略的に推進していく必要がある。センサーやロボット、非破壊検査技術等、劣化や損傷状況等の様々な情報を把握・蓄積・活用する技術は、研究機関や産業界を中心に開発が進められており、これらを維持管理に活用することで、インフラの安全性・信頼性や業務の効率性の向上等が図られることが期待される。

今後、約80兆円に及ぶインフラストックの高齢化に的確に対応するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、成長著しいアジアの新興国との競争に打ち勝ちながら世界の先進国として存続けるためには、国土、都市や農山漁村を形成するあらゆる基盤を広く「インフラ」として捉え、これまで以上に戦略的に取組を進めることが重要である。

このため、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する。

II. 目指すべき姿

戦略的な維持管理・更新等が行われた将来の目指すべき姿を示すとともに、年次目標等を設定し、その達成に向けたロードマップを明らかにする。

（ロードマップは別添）

（1）安全で強靱なインフラシステムの構築

我が国は、戦後の厳しい社会経済情勢の中、度重なる大規模災害等の経験を踏まえつつ、困難な地形条件を克服し、多様な気象条件に適応するための取組を進めてきた。その過程において、必要なインフラ整備を推進し、新技術を開発・導入することで、安全性や利便性に係るインフラの機能や建設技術の高度化が図られてきた。

今後は、これまでに整備したインフラの老朽化や、切迫する首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応し、国民の安全・安心を確保することが求められる。

未成熟の維持管理・更新に係る技術（メンテナンス技術）の基盤強化を図り、建設から維持管理・更新に至る一連のサイクルにおいて世界最先端の技術を開発・導入するなど、将来にわたって安全で強靱なインフラを維持・確保するためのシステムを構築することで、国土の脆弱性に対応する。

〔目標〕

- ・国内の重要インフラ・老朽インフラの20%でセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高度化（2020年頃）＊
- ・新材料の実用化に目途（2020年頃）＊
- ・国内の重要インフラ・老朽インフラの全てでセンサー、ロボット、非破壊検査技術等を活用した高度で効率的な点検・補修を実施（2030年）＊
- ・老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）＊

（2）総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

変化のスピードが速く、複雑化した社会経済システムの下では、既存のインフラを安全に安心して利用し続けられるようにするための取組はもとより、時代とともに変化する社会の要請に的確に対応していくことが必要である。

一方、厳しい財政状況下において人口減少や少子高齢化が進展する将来を見据えると、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新等を行うことが重要である。

アイデアやビジョンにとどまらず、必要な人材の確保・育成も含め、総合的かつ一体的にインフラをマネジメントすることにより、トータルコストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある未来を実現する。

〔目標〕

- ・行動計画で対象とした全ての施設について個別施設毎の長寿命化計画を策定（2020年頃）
- ・適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）

(3) メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

インフラの老朽化への対応は万国共通の課題である。今後、アジアの新興国などで整備されているインフラが一斉に老朽化していくことに鑑みると、その重要性は一層高まるものと考えられる。

今後は、世界最先端の技術に支えられた安全で強靱なインフラを維持・確保するシステムをインフラビジネスの柱の一つとして位置付け、メンテナンス産業として発展させることが重要である。

研究開発の推進によるイノベーションの創出や市場の整備、国際展開等の取組を通じ、メンテナンス産業において世界のフロントランナーとしての地位を築き、我が国のインフラビジネスの競争力強化を実現する。

〔目標〕

・点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）※

※ 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に記載されている目標値

Ⅲ. 基本的な考え方

1. インフラ機能の確実かつ効率的な確保

(1) 安全・安心の確保

国民生活や社会経済活動の基盤であるインフラは、時代とともに変化する社会の要請を踏まえつつ、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であり、そのために必要な取組を確実に推進する。

① メンテナンスサイクルの構築

インフラは、利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なり、その状態は時々刻々と変化する。現状では、これらの変化を正確に捉え、インフラの寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラを構成する各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要である。

このため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていく。

② 多段階の対策

維持管理・更新に係る技術的知見やノウハウは、未だ蓄積途上である。このため、新たに得られた知見やノウハウを確実に蓄積し、それらを基に、管理水準を向上させる取組を継続していく。

一方、修繕や更新の実施時期等の判断には限界があることを考慮する必要がある。このため、劣化や損傷が直ちに利用者や第三者の被害につながる可能性があるよう、施設の特性に応じて必要な多段階の対策（フェイルセーフ）を講じていく。

(2) 中長期的視点に立ったコスト管理

厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持していくためには、様々な工夫を凝らし、的確に維持管理・更新等を行うことで中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要がある。これらを確実に実行することにより、インフラ投資の持続可能性を確保する。

① 予防保全型維持管理の導入

中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化していくためには、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要である。このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進する。

② 維持管理の容易な構造の選択等

維持管理コストは、管理水準や採用する構造・技術等によって大きく変化する。このため、新設・更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用するほか、修繕時には、利用条件や設置環境等の各施設の特性を考慮するなど、合理的な対策を選択する。

③ 社会構造の変化や新たなニーズへの対応

今後、グローバルな都市間競争や、人口減少、少子高齢化、地球温暖化等の進展が見込まれる中、インフラに求められる役割や機能も変化していくものと考えられる。このため、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討する。

その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。

2. メンテナンス産業の育成

一連のメンテナンスサイクルを継続し、発展させていくためには、インフラの安全性・信頼性の向上や、維持管理・更新業務の効率性の向上を図るための新技術の開発・導入が極めて重要である。このため、

産学官の連携の下、研究開発を推進し、生み出される新技術を積極的に活用することで、メンテナンス産業に係る市場の創出・拡大を図る。
これらを通じて、民間開発を活性化させ、我が国のメンテナンス技術が世界の最先端へと導くことで、世界をリードする輸出産業へと発展させる。

3. 多様な施策・主体との連携

インフラは、社会経済活動の基盤であり、インフラ相互はもとより、ソフト施策とも相まって、様々な機能を発揮する。このため、多様な施策や主体との連携により維持管理・更新等の効率化を図りつつ、その機能を最大限発揮させていく。

(1) 防災・減災対策等との連携

インフラがその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労に加え、地震動等の災害外力にも耐える必要がある。このため、修繕等の機会を捉え、インフラの防災・耐震性能や、事故に対する安全性能についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策を推進する。

(2) 様々な主体との連携

限られた予算や人材で、安全性や利便性を維持・向上していくためには、新技術の開発・活用や、多様な主体との積極的な連携が重要である。このため、適切な役割分担の下、政府内や地方公共団体内の連携はもとより、国と地方公共団体、都道府県と市町村、官と民、地域社会等の相互連携を強化し、各々が責任を持って取組を推進する。

IV. インフラ長寿命化計画等の策定

各インフラの管理者（管理者以外の者が法令等の規定によりそのインフラの維持管理・更新等を行う場合にあっては、その者。以下同じ。）及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラを管理・更新する立場にある国や地方公共団体の各機関（以下「各インフラを管理・更新する者」という。）は、本基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定する。

さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定する。

1. インフラ長寿命化計画

必要なインフラの機能を維持していくためには、メンテナンスサイクルを構築するとともに、それらを支える技術、予算、体制、制度を一体的に

整備することが必要である。

このため、各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえた上で、以下に示す記載事項を基本として行動計画をできるだけ早期に策定する。

なお、各インフラを管理・所管する者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、行動計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラを管理・所管する者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に必要な見直しを行うよう努める。

〔記載事項〕

① 対象施設

自らが管理者である又は所管する立場にあるインフラを構成する各施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる全ての施設について、行動計画の対象とする。

② 計画期間

後述の「IV. 1. ④中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し」を踏まえつつ、「IV. 1. ⑤必要施策に係る取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮の上、計画期間を設定する。

なお、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、適宜、計画の更新を実施することで、取組を継続し、発展させていくものとする。

③ 対象施設の現状と課題

対象施設について、維持管理・更新等に係る取組状況（点検・診断、修繕・更新等の措置の進捗状況、維持管理・更新等に係る情報や組織体制、基準等の整備状況等）や、行動計画の策定時点で把握可能な施設の状態（建設年度、利用状況、点検・診断の結果等）等を踏まえ、維持管理・更新等に係る課題を整理する。

④ 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し

行動計画の策定時点で把握可能な情報に基づき、対象施設の維持管理・更新等に係る中長期的なコストの見直しを明示する。

なお、行動計画の策定時点で把握可能な情報が限定的であるなど、中長期的なコストの見直しに一定の精度が確保されず、必要施策に係る取組を検討する上で参考とすることが困難と判断される場合にあっては、必要な情報が蓄積できた段階で実施することとする。

⑤ 必要施策に係る取組の方向性

後述の「Ⅴ．必要施策の方向性」に掲げる施策のうち、「Ⅳ．１．③対象施設の現状と課題」や「Ⅳ．１．④中長期的な維持管理・更新等コストの見直し」に照らして必要性が高いと判断されるものについて、自らの取組の方向性を明確化する。

その際、「Ⅳ．２．個別施設毎の長寿命化計画」に基づく個別施設計画の策定方針についても明らかにする。

⑥ フォローアップ計画

「Ⅳ．１．⑤必要施策に係る取組の方向性」で明確にした取組について進捗状況を定期的に把握するなど、行動計画を継続し、発展させるための取組について明記する。

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラの管理者は、基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。

〔記載事項〕

① 対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「Ⅳ．２．③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「Ⅳ．２③対策の優先順位の考え方」及び「Ⅳ．２．④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

V. 必要施策の方向性

「Ⅱ．目指すべき姿」の実現に向け、各インフラを管理・所管する者は、維持管理・更新等に係る取組状況や、把握している施設の状態等を踏まえ、以下に示す取組の具体化を図るとともに、それらを行動計画や個別施設計画としてとりまとめ、必要な取組を確実に実行する。

（１）点検・診断、修繕・更新等 〔点検・診断〕

各インフラの管理者は、行動計画や個別施設計画に基づき、できるだけ早期に必要な体制を整備し、定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因等を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価（診断）を実施する。

一方、点検・診断に必要な知見やノウハウは蓄積途上であることから、維持管理・更新等に係る基準等を自ら有していない管理者は、当分の間、国が定めた基準等を参考に点検・診断を実施するものとする。その取組を継続する中で、知見やノウハウを蓄積し、必要な基準等の整備や、

一定の技術力を持った人材の確保・育成に取り組むことで、点検・診断の精度向上を図る。

また、実施に当たっては、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用することで、有用な新技術の開発・導入・普及を後押しする。

〔修繕・更新等〕

各インフラの管理者は、各施設の健全性や行動計画等の策定時点での果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえ、対策の優先順位の考え方を明確にした上で、行動計画や個別施設計画に基づき、必要な修繕・更新等を効率的かつ効果的に実施する。

その際、各施設の必要性自体についても再検討し、検討の結果、必要性が認められない施設については廃止や撤去を進めるほか、必要性が認められる施設にあつては、更新等の機会を捉え、社会経済情勢の変化に応じた用途変更や集約化なども含めて対応を検討する。また、維持管理・更新等に当たり、兼用工作物や占用物件が存在する施設等については、工事内容や実施時期等について事前に十分な調整を行うなど、効率的に実施する。

さらに、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用することで、有用な新技術の開発・導入・普及を後押しする。

(2) 基準類の整備

各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性を踏まえ、各々、法令や要領、基準、マニュアル等の基準類を全体として過不足なく、整合性をもって体系的に整備する必要がある。

このため、国は、各施設の特性に応じ、メンテナンssサイクルを構築し、継続、発展させる上で不可欠な事項について、各インフラの管理者の対応の指針となる基本的な考え方や、必要な基準類を策定し、各インフラの管理者に提供する。これを踏まえ、各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性に鑑み、維持管理・更新等に必要の基準類を整備する。

また、メンテナンssサイクルの取組を通じて得られた新たな知見やノウハウは、各インフラを管理・所管する者の間で相互に共有を図り、それらを基準類に反映することで、維持管理・更新等に係る取組の更なる高度化を図る。

その際、同種・類似の施設については、各インフラを管理・所管する者の間で連携を図るほか、各施設の利用状況や重要度等に応じて点検体制や実施ルール等の管理水準を設定するなど、効率化に向けた取組も推進する。

(3) 情報基盤の整備と活用

各インフラを管理・所管する者は、メンテナンssサイクルを継続し、発展させていくため、維持管理・更新等に係る情報を収集・蓄積する。さらに、それらを分析・利活用するとともに、広く国民に発信・共有すること、取組の改善を図る。

〔収集・蓄積〕

各インフラを管理・所管する者は、建設当初の状態^{※1}、経年劣化や疲労に影響を及ぼす要因^{※2}、強度・機能の回復・向上に係る取組の履歴^{※3}、最新の状態^{※4}等について、その利活用も念頭に置きながら、情報の収集・蓄積を推進する。

※1 施設の諸元（建設時期、構造形式、施設規模、建設費用、施工者等）等
※2 利用状況、気象条件、災害履歴 等
※3 修繕・更新の履歴（対策の実施時期・内容・費用、施工者等） 等
※4 点検・診断の履歴（劣化・損傷状況、健全性） 等

情報の収集に当たっては、現在の手法に加え、センサーやICT等の新技術も活用し、情報の高度化、作業の省力化、コスト縮減を推進するとともに、得られた情報については、各インフラを管理・所管する者で相互に共有すること等を通じ、情報のビッグデータ化を図る。その際、蓄積される情報の質を確保することが重要であることから、国は、劣化・損傷レベルの判定等の判断を要する事項について、実施主体によらず一定の水準が確保されるよう、各施設の特性に応じた尺度で評価される仕組みを構築する。

さらに、情報の蓄積に当たっては、利活用が容易となるよう、国は、電子化、フォーマットの統一はもとより、既存のデータベース等を最大限活用しつつ、3次元の形状データや施設の様々な属性を一体的にわかりやすい形式で管理できるシステム（Construction Information Modeling (CIM) 等）の導入や、GISと衛星測位を活用した地理空間情報（G空間）との統合運用についても検討し、将来的には、得られた情報を自動で解析し、修繕や更新の時期、内容を明示するシステムを構築するなど、より汎用性の高いシステムを目指す。

また、設計や施工時に作成・活用した図面等の図書や記録について、各施設の特性等も踏まえつつ、供用期間中の保存を義務付けることなどについても検討する。

〔分析・利活用〕

各インフラを管理・所管する者は、メンテナンssサイクルの発展にかなげるため、以下の観点から利活用を推進する。

- ・設計・施工時に検討・把握した維持管理上の留意事項等の継承による、効果的な維持管理の実施、作業の効率化

- ・事故等が発生した場合における、同種・類似のリスクを有する施設の特定、予防的な対策の実施
- ・安全の確保や、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る上で有効な知見・ノウハウの基準等への反映や、過去に講じた対策や新技術の導入効果の分析等による、対策の高度化
- ・インフラの資産価値の評価等、国際的な標準化の動きへの対応

【発信・共有】

各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等の必要性や重要性に対する国民の理解を促進するとともに、老朽化が進むインフラの安全性に対する不安を払拭し、併せて、民間企業等における研究開発等の取組を促すため、必要な情報について広く発信し、共有化を図る。

国は、これらの取組が円滑かつ効率的・効果的に図られるよう、各施設の特性等を踏まえつつ、維持管理・更新等に係る各データベース等とも連携しながら、情報プラットフォームを構築するとともに、情報の取扱いのルールを明確化し、メンテナンスサイクルの取組を進める中でその改善・充実を図る。

（４）新技術の開発・導入

【老朽化対策における技術開発・導入の重要性・必要性】

予算の制約のある中で、インフラの老朽化対策を進め、インフラの安全性・信頼性を確保するためには、維持管理・更新等に係る費用の低減を図りつつ、目視等のこれまでの手法では確認困難であった損傷箇所等も的確に点検・診断・対処することが重要であり、そのためには、技術開発や新技術の導入を積極的に推進することが必要である。

【技術開発・導入の方向性】

国は、技術開発を効果的・効率的に進めるため、技術開発に対する社会ニーズと、これに関連する技術シーズを的確に把握するとともに、これらのマッチングを図る。

さらに、技術開発の成果を速やかに社会的な成果へとつなげ、メンテナンスサイクル全体の底上げを図るため、研究段階における実証実験等の実施や、実用化段階における試行の実施等について、関連する事業・施策とも連携しながら、一連の取組を円滑かつ強力に推進する。

具体的には、ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術研究開発を進め、それらを積極的に活用するとともに、既存の技術や他分野の技術についてもその有用性を認識し、有効に活用する。さらに、その結果を速やかに評価し、有用な技術に

ついて基準等に反映することで、現場への導入を加速させる。評価の結果、課題がある場合には、改善点等を明らかにし、更なる技術の改善につなげる。

（５）予算管理

各インフラの管理者は、厳しい財政状況下においても、必要な維持管理・更新等を適切に行えるよう、新技術の導入等によりコスト縮減を図りつつ、行動計画や個別施設計画に基づき投資することで、必要予算の平準化を図る。

その際、既存インフラのみならず、今後新たに整備されるインフラも含め、総合的かつ計画的見地から維持すべきインフラの機能の適正化を図り、それらを賢く使うことで、維持管理・更新等に係るインフラ投資の効率化を図る。

また、費用や効果に関する知見の蓄積を図るとともに、人口減少・少子高齢化の進展等の社会情勢の変化等に鑑み、必要に応じて受益と負担のあり方等についても再考し、必要な取組を推進することで、投資の持続可能性を確保する。

（６）体制の構築

全てのインフラにおいてメンテナンスサイクルを確実に実行するため、各施設の特性に応じて、人員・人材等を確保することが必要である。

① 国

国は、自らが管理・所有するインフラについて、全国各地で発生する劣化や損傷、災害等に迅速に対応するとともに、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者の技術力の維持・向上を図られるよう、本省と地方支分部局、更には研究機関等が、適切な役割分担の下、一体となって取組を進める体制を構築する。

その際、新技術の開発・活用や、民間等の様々な主体との連携強化を図りつつ、組織・人員の再配置を行うことで、職員の技術力の維持・向上を図る。

【資格・研修制度等の充実】

インフラの安全を確実に確保するためには、一定の技術的知見に基づき基準等を体系化するとともに、それらを正確に理解し、的確に実行することが不可欠である。さらに、今後、新技術の開発・導入に伴い、メンテナンス技術の高度化が期待され、それらを現場での確に活用し、最大限の効果を発揮させることが重要である。

このため、国は、維持管理・更新等に係る様々な知見やノウハウの集約を図るとともに、資格制度の充実や、外部有識者を交えた

教育・研修制度を活用するなどにより、各インフラの管理者の技術力の底上げを図る。また、高度な技術力を有する技術者から成る組織の創設等により、管理者が実施する点検・診断等を踏まえて必要となる専門的な対応を行うなど、国や地方公共団体等の管理者の違いにかかわらず、その機能を発揮させるための新たな制度についても検討する。

【技術開発・導入を推進するための体制強化】

技術開発・導入の重要性に鑑み、国等の研究機関の機能を強化するとともに、民間で開発された新技術や新材料等について、その普及が促進されるよう、国は、評価や認証に係る制度の充実や、標準化に向けた取組を推進する。

また、各インフラに共通する課題については、産学官や関係省庁の連携を強化し、社会ニーズ及び技術シーズを踏まえた的確な研究開発を推進する。適切な役割分担の下で、現場と一体となって取組を推進することで、分野を超えた技術の統合、融合、組合せを実現し、効果の向上を図る。

なお、具体的な取組内容等については、行動計画において研究開発、実証、導入などの各段階に対応した新技術の活用推進に係る計画を明記することで、取組を着実に推進する。

【地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援】

国は、自らが保有する知見やノウハウを必要とする地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者に対し、常時相談に応じることができるよう、本省や地方支分部局、研究機関に相談窓口を設置するとともに、資格・研修制度の充実、講習会の実施等により、国が有する技術的知見やノウハウを提供する。

また、高度な技術力を要する施設の修繕・更新など、必要性が認められるものについては、国による代行制度の活用や技術者の派遣、地方公共団体等の先進事例の収集・共有等、国・都道府県・市区町村等の各インフラを管理・所管する者が相互に連携して対策を講じる仕組みを構築する。

② 地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者

人口規模や産業構造、地形、気象条件等は地域毎に様々であり、これに呼応し、施設の種類、規模、健全性等も地域によって異なる。各インフラの管理者は、各々の置かれた状況に応じ、自らの判断により維持すべきインフラの機能を適正化し、適切な管理を行うための体制を整えることが重要である。

一方、維持管理・更新業務を担当する技術職員が不在、若しくは不足している団体も存在する等、現状の体制は必ずしも十分とは言えないとの指摘もあり、厳しい財政状況の下、インフラの老朽化が進行しているにも関わらず、維持管理・更新等の必要な対策が講じられない事態も発生する恐れがある。

このような現状を打開するためには、各インフラの管理者は自らの責務に鑑み、維持管理や更新、統廃合等を含めた取組実態を再確認するとともに、積極的に国の支援制度や民間のノウハウ、新技術等を活用しつつ、インフラの健全性の把握や、必要な対策を進めることが必要である。

その取組を進める中で、維持管理や更新、統廃合等における課題を明確化し、組織・人員の維持管理・更新部門への適正な配置について検討するほか、インフラ全体を総合的かつ計画的に管理するための体制を組織全体で構築することが重要である。必要な技術職員がいない場合には、必要とするノウハウのアウトソーシングを図るなどにより、人員・人材の両面から体制を構築することも検討していく必要がある。

③ 維持管理等の担い手

財政制約の高まりや、関係予算の縮減に伴い、維持管理等の担い手となる地域の建設産業が疲弊している。また、若年入職者の減少もあり、ノウハウや技術の継承に支障が生じ、将来の施工力の低下が懸念されている。このため、各インフラの管理者と一体となって、将来にわたってインフラの維持管理・更新等に取り組んでいけるよう、対策を講じる必要がある。

一方、地域貢献を目的とする活動に対する市民意識の高揚が見られる。限られた人材・予算で膨大なインフラの維持管理・更新等が求められる状況下、これらの積極的な活用が必要である。

○ 民間企業

点検・診断、修繕、更新等を実行するためには、それらを担う建設産業における人材の確保・育成及びノウハウの蓄積、技術力・技能の向上が不可欠である。加えて、維持管理・更新等に係る業務の採算性の確保に向けた取組が必要である。

このため、建設企業が維持管理・更新等の担い手となる上で不可欠な入札契約に係る諸制度の改善等を図り、適正な協力関係を構築する。

また、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、インフラの維持管理・更新等の効率化、サービスの質的向上、

財政負担の軽減が図られる事業については、PPP/PFI の積極的な活用を検討することとする。

【入札契約制度等の改善】

維持補修工事は、施設毎に構造形式や劣化・損傷の状況等が異なることから、新設工事と比べて多くの労力を要し、人件費や機材のコストも割高になる場合がある。また、既存の施設の中には、老朽化対策を実施する上で必要となる構造形式等の情報が保存されていない施設も存在しており、このような施設の対策実施に当たっては、目視、非破壊検査等により状態を把握した上で設計を行っているものの、施工段階において設計と現場条件が異なり、手戻りが生じるケースも発生している。

このため、現場条件に見合った適切な計画的な発注や、それらを実現するための入札契約制度の改善を推進する。

具体的には、工種や施工条件に応じた積算基準の見直しを図るとともに、調査・設計・施工の各段階の連携による発注や、あらかじめ工事材料等について単価を契約で定める単価・数量精算方式の活用、発注者支援のための新たな仕組みの活用など、入札契約制度の見直しを推進する。

さらに、地方公共団体等が事業の特性に応じてこれらの入札契約方式を適切に選択し運用できるよう、国が支援していく。

【技術者・技能者の人材確保・育成】

インフラを安全に安心して利用し続けるようにするためには、維持管理・更新等の担い手となる建設産業が持続的に発展し、将来にわたって建設企業の施工力や維持・修繕を含めた工事の品質等を確保することが不可欠である。

このため、企業にとって「ヒト・モノ・カネ」の投資に値する魅力的な環境整備を図るとともに、将来を担う技術者・技能者の確保・育成に向けた取組を推進する。

具体的には、積算基準や入札契約制度の見直しにより業務の採算性の確保を図るほか、地域や施設毎に求められる技術・技能が異なる状況に鑑み、それらの習得を地域が一体となって後押しする取組や、資格制度の充実等を推進する。

併せて、技能労働者の処遇改善を図るため、各自が保有する施工力に係る資格や研修履歴、工事経験等の情報を ICT 技術により管理・蓄積・活用する仕組みの構築を始めとした取組についても、関係者とともに検討する。

○市民団体等

各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性等を踏まえつつ、インフラの維持管理の担い手としての役割を期待されている地域の市民団体等の活用を検討する。

活用が可能な施設にあっては、情報提供や人材・資機材の活用ルール等を明確化するなどにより、市民団体等による維持管理を推進する。

(7) 法令等の整備

各インフラを管理・所管する者が共通して取り組むべき事項や、必要な制度等については、各インフラを構成する各施設の特性等を踏まえつつ、法令等で定めることにより、その責務を明確化することが重要である。

このため、国は、基準類の体系的な整備や必要施策の制度化を検討する中で、機会を捉えて必要な法令等を整備するとともに、各インフラを管理・所管する者は、その体系の中で、自らの工夫や判断が求められる内容について、必要な基準、制度等を整備するものとする。

VI. 国と地方公共団体の役割

インフラの維持管理・更新等は、一義的に法令等に基づき、各インフラの管理者の責任の下で行われるべきものである。しかしながら、現状では、維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保を自ら行うことが困難な管理者も存在しており、国等が必要な支援を実施しつつ、インフラに求められる安全や機能を確保し、国民生活や社会経済活動を支えていく必要がある。

また、技術力の向上やメンテナンス産業の発展に資する取組は、産業界との連携の下、国・地方公共団体等が一体となって推進する必要がある。

【国の役割】

国は、インフラの安全や求められる機能を確保する上で必要な事項を各インフラの法令等において明確化するとともに、それらの確実な実施を図るため、管理の実態等を踏まえつつ、必要な体制や制度等を構築する。自らが管理・所有するインフラについては、他の各インフラの管理者とも連携を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理する。

また、各インフラを管理・所管する者に対しては、基本計画の考え方等に基づき、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには人口動態、市町村合併の進展状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じた行動計画及び個別施設計画を策定するよう要請する。さらに、その確実な実行に向け、各インフラの管理者に対し、

維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保について必要な支援を実施する。

あわせて、維持管理・更新等を進める中で蓄積したデータやノウハウを、各インフラを管理・所管する者や産学界等と共有し、新技術の開発等のメンテナンスの高度化に向けた取組を進めるとともに、それらの成果を積極的に活用するなどにより、我が国のメンテナン産業の発展を全面的に支援していく。

【地方公共団体の役割】

地方公共団体は、自らが管理・所有するインフラについて、国が構築した体制や制度等も活用し、国やその他の各インフラの管理者とも連携を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理するとともに、出資等を行っている各インフラの管理者に対し、必要に応じて行動計画及び個別施設計画の策定等を要請するなどにより、インフラの安全や必要な機能を確保することが求められる。

その際、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには人口動態、市町村合併の進展状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じて、インフラの維持管理・更新等を総合的かつ計画的に行うことが重要である。

また、データやノウハウの蓄積など、メンテナンスの高度化に向けた国の取組に協力し、国全体としての技術力の向上や、メンテナン産業の発展に協力していくことも求められる。

VII. 産業界の役割

産業界では、これまで、様々な分野において、センサーやデータ解析などの個別の要素技術の開発・活用が進展している一方、それらをインフラの維持管理・更新等に活用する取組は始まったばかりである。

また、大学や研究機関等においても、これまで、維持管理・更新等に関する取組は個別性が高い課題との認識の下、専門分化が進んできた。その結果、主に施設分野毎、管理者毎に知識と技術が蓄積され、相互の情報共有が十分とは言えない状況にあり、今後、更なる成熟化や体系化が求められている。

このような現状を踏まえ、今後は、これまで以上に産学官の連携を図り、適切な役割分担の下、取組を進めていく必要がある。

【「産」の役割】

これまで産業界が自らの技術開発等の取組を通じて蓄積した知見やノウハウはもとより、今後、各インフラを管理・所管する者が取組を進める中で蓄積し、共有化を図っていく情報も最大限活用しながら、

インフラの安全性や信頼性の向上、維持管理・更新業務の効率化に資する新技術の開発が進められることが求められる。

さらに、これらの取組によって生み出される我が国の先進的なメンテナンステクノロジーで世界の市場を開拓し、世界の最前線で活躍する人材を育成することが期待される。

【「学」の役割】

維持管理・更新等に係る知見やノウハウについて、これまでに蓄積された情報に加え、今後、各インフラを管理・所管する者により蓄積、共有化を図られる情報を含め、体系化が図られれば影響の評価や、それらを

踏まえた対策の検討、さらには対策による効果や耐用年数の評価等、メンテナンステクノロジーの発展や、より計画的で効果的な維持管理・更新等の実現へとつながる研究開発が進むことが期待される。

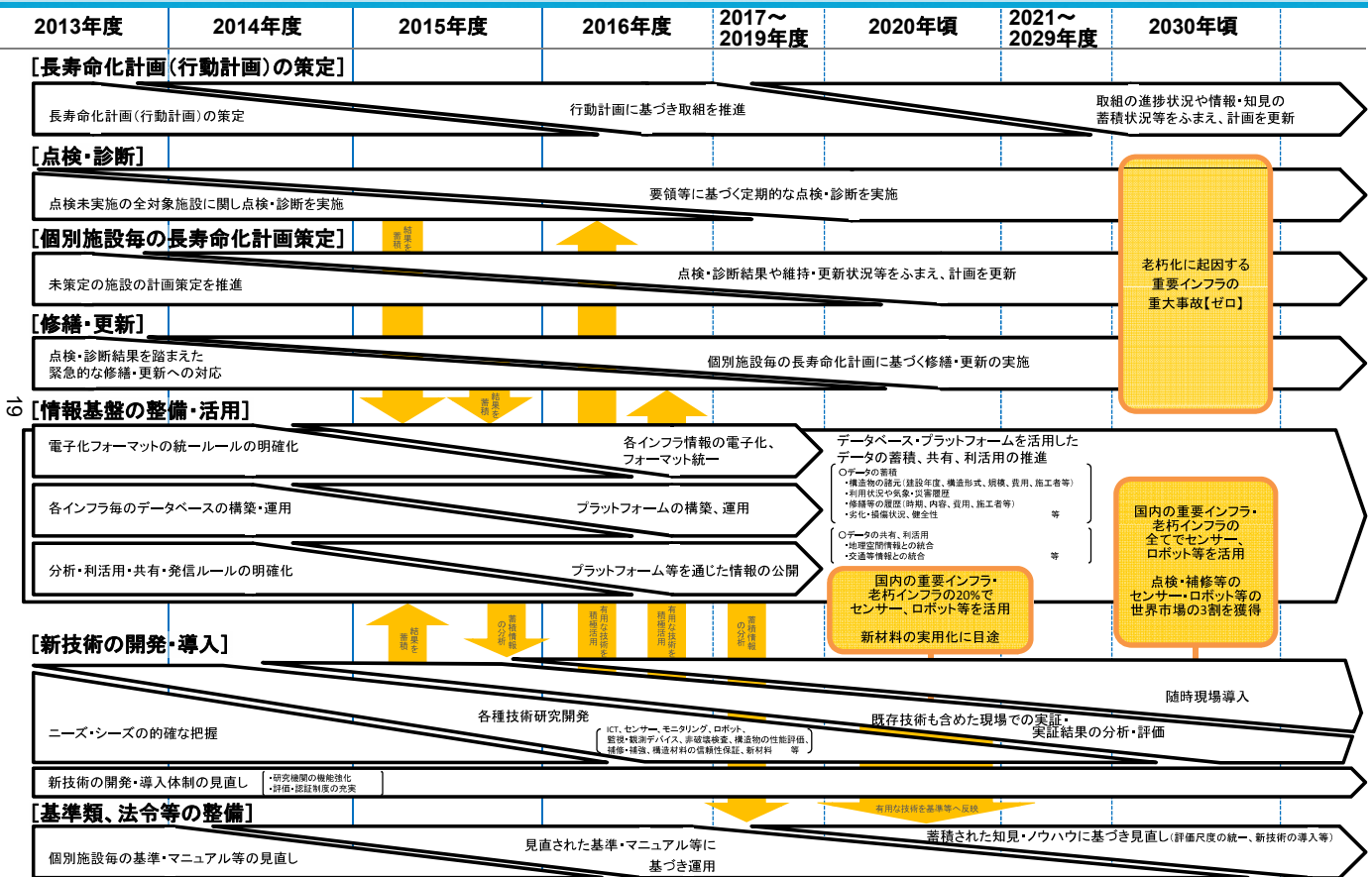
さらには、これらの取組を通じて、高度な技術力を有する技術者を社会に輩出することが期待される。

VIII. その他

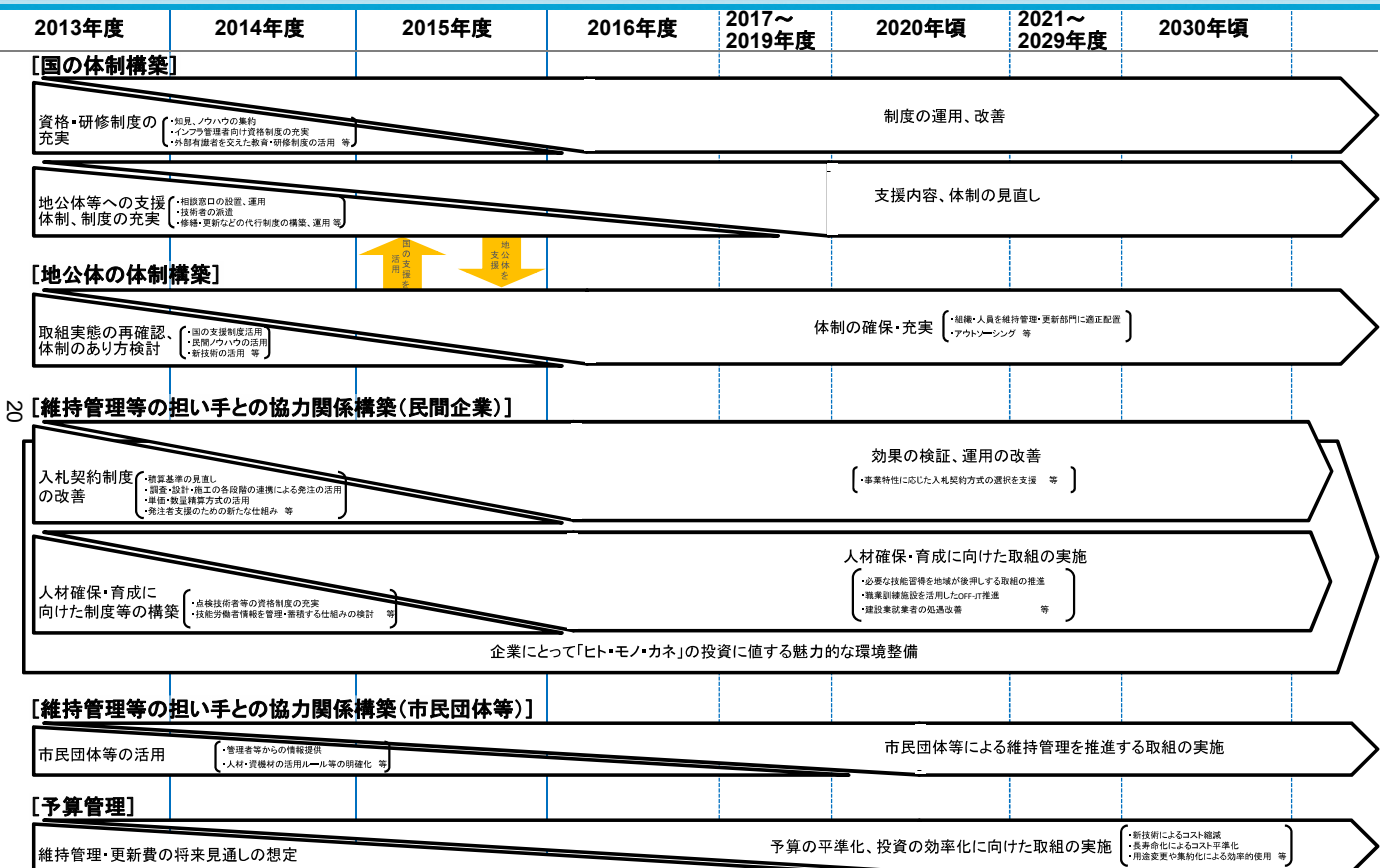
【フォローアップ】

本基本計画の実効性を確保するため、国は、各インフラを管理・所管する者の取組状況を把握、公表することとする。その結果に基づき、必要に応じ、追加的な対策を検討する。

インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)



インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)



各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いします。

各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長 } 殿

総務省自治財政局財務調査課長

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について

標記については、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号総務大臣通知）により公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を要請しているところですが、今般、総務省において別添のとおり「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定しました。

各地方公共団体におかれては、本指針を参考とするほか、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考として総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるようお願いします。

また、各都道府県及び各指定都市におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日
総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団
体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需
要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握
し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財
政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とな
っています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社
会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されて
いる国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6
月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』
から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」
(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフ
ラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿
命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・
個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき
点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計
画（以下「総合管理計画」という。）の策定に取り組まれるようお願いします。なお、総合
管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いし
ます。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載するこ
とが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等¹及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通
し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等
全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましい
こと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30 年程度が望ましい）

- (3) 公共施設等の維持管理¹⁾・修繕¹ⁱⁱ⁾・更新^{1iv)}等に係る中長期的な経費の見込みやこれ
らの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施
設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人
口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方
で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）ⁱⁱ⁾に係る基本的な方針に関するも
のでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わら
ず設定する（ただし、少なくとも 10 年以上の計画期間とする）ことも可能である
こと。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部署に
おいて管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されて
いないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取
組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制
を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むこ
とが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識(充当可能な財源の見込み等を踏まえ、
公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別
人口についての今後の今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数
量等が適正規模にあるかなど)を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を
管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を
記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、
PPP^{vi)}/PFI^{vii)}の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数
量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、
点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を
図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべ
きであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理^{viii)}の考え方を取
り入れる、トータルコスト^{ix)}の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新す

るなど）などを記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することとは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中（３）及び（４）の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適

当である。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

総合管理計画は、必ずしも全ての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提としたものではなく、まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や現状における取組状況（点検・診断、維持管理・修繕・更新等の履歴等）を整理し策定されたこと。

また、総合管理計画の策定後も、当該計画及び個別施設計画に基づく点検・診断等の実施を通じて不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に關わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行うつつ策定することが望ましいものであること。

四 数値目標の設定

総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの削減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあつては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもつて総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっており、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画の策定を検討していくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

- 一 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）について

平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）[＊]を策定することが期待されているが、総合管理計画は、これに該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定となっていることから、参考にされたいこと。

- 二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となること。

なお、総務省では、社会資本の老朽化が進む中で公営企業に係る施設・財務等の経営基盤の強化を図るために「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し検討を行ってきたところであり、同研究会における報告書及びそれを踏まえて予定されている「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成21年7月8日付け総財令第103号、総財企第75号、総財経第96号総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局公営企業経営企画室長、総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）の改定にも留意すること。

- 三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

各地方公共団体における総合管理計画の策定にあたっては、今後、昨年度実施した公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）に掲載することとしているので参考されたいこと。なお、今年度以降も公共施設マネジメントの取組状況調査の実施を予定している中で、この結果等についても参考にされたいこと。また、総合管理計画策定に係る基本的なQ&Aも併せて掲載することとしており、参考にされたいこと。

- 四 更新費用試算ソフトの活用について

総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）において、簡易に更新費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトを公開している。このソフトは、調査表にデータを入力することにより、更新費用を推計することができるとなっていることから、各地方公共団体における総合管理計画の策定にあた

った検討に寄与するものであり、必要に応じ活用されたいこと。

- 五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

総合管理計画の策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税措置を講じることとしていること。あわせて、去る平成26年3月20日の地方交付税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、平成26年度から、総合管理計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く。）の除却に地方債の充当を認める特例措置が講じられたこと。なお、公営企業に係る施設等については、これまで水道事業等に限定されていた施設処分に公営企業債の充当を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとしていること。

- 六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

総務省においては、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を前提とした新たな財務書類の作成基準の設定に向け、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の下に2つの作業部会を設け、具体的な検討を進めてきたところであり、近く最終的なとりまとめがなされる見込みである。その後、新たな基準の周知とともに、固定資産台帳を含む財務書類等の作成マニュアルを作成した上で、各地方公共団体に対し、新たな基準に基づく財務書類等の作成を要請することとしているので、この動向に留意されたいこと。

総合管理計画は、現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであること。

[＊]公共施設等・・・公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。
具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。
[※]維持管理・・・施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。
[※]修繕・・・公共施設等々直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きいのかを問わない。
[※]更新・・・老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。
[＊]個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）・・・インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をいう。
[※]PPP・・・Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
[※]PPF・・・Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
[※]予防保全型維持管理・・・損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不具合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）
[※]トータルコスト・・・中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。
[＊]インフラ長寿命化計画（行動計画）・・・インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいう。

各都道府県財政担当課長
各都道府県公共施設マネジメント担当課長
各都道府県市区町村担当課長
各指定都市財政担当課長
各指定都市公共施設マネジメント担当課長

殿

総務省自治財政局財務調査課長

公共施設マネジメントの一層の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体においても、厳しい財政事情の下、効率的に公共施設マネジメントを実施することが必要です。

各地方公共団体におかれては、公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定及び統一的な基準による固定資産台帳（以下「固定資産台帳」という。）の整備に取り組みられていることと存じますが、今後、策定された総合管理計画や固定資産台帳を基に、公共施設マネジメントが一層推進されることが期待されますので、下記事項に留意しつつ、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

また、各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知についてご連絡いただくとともに、適切なご助言をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの推進について
総合管理計画については、同計画及び個別施設ごとの長寿命化計画（「個別施設計画」）に基づく施設の点検・診断や集約化・複合化等の取組を着実に実施するとともに、実施した取組の結果等を踏まえ、計画の不断の見直しを行い、一層の充実を図ることが重要です。

このため、今後、各団体における総合管理計画の見直しや施設の集約化・複合化の検討に資するよう、平成 28 年 4 月 1 日時点において策定されている全団体の総合管理計画の主たる記載内容等とよりまとめた一覧表と、これまでに公共施設最適化事業債を活用して施設の集約化・複合化を進めている取組（まちづくりの観点や住民参加の観点に配慮して取り組まれているもの）の事例集を作成し、総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）において公表しましたので、ご活用ください。

2 保有資産情報の公表と有効活用について

公共施設マネジメントの一環として、保有資産の一層の有効活用を図ることは重要であり、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）においては「既存ストックの再活用や施設の集約化・広域連携等を踏まえ、国公有財産の最適利用や、国公有地の未利用地の売却・有効活用を推進するとともに、企業等による新たな事業の展開を促進する。」と、また、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においては「未利用資産等の全体量を公表すること等により、地域で課題を共有するとともに、民間事業者の参画を促進すること等によって有効活用を促す方策を講ずる。」と、それぞれ明記されています。これらを踏まえ、以下について特に留意願います。

(1) 固定資産台帳による資産情報の公表

固定資産台帳の整備により網羅的に把握される資産の状況を広く地域において共有し、民間事業者とも連携を図りつつ、未利用資産等の活用を進めることが重要であることから、整備した固定資産台帳については、資産の用途や売却可能区分を含めて公表するよう検討されたいこと。

(2) 政府の取組と連動した保有資産の一層の有効活用

公有資産の有効活用に関し、国においては、国土交通省が「公的不動産（PRE）ポータルサイト」を開設し、各地方公共団体が開示している公有資産の情報を集約して公表する（別紙 1）とともに、各府省が公有資産の有効活用に係る取組事例等とよりまとめている（別紙 2）ので、資産情報の公表及び保有資産の活用に当たっては、これらを参考に検討されたいこと。

(連絡先)

総務省自治財政局財務調査課
担 当：入江、伊地知、阿部
電 話：03-5253-5647
E-mail：k-management@soumu.go.jp

公有資産の有効活用に係る事例集等 一覧

※ 以下は国における全ての取組を網羅するものではない。

【内閣府】

1. 「PPP/PFI 事業 事例集」(平成 28 年 5 月)
URL: <http://www8.cao.go.jp/pfi/jireisyu.html>)

2. 「PFI 事業における先行事例集」
URL: <http://www8.cao.go.jp/pfi/practice.html>)

3. 「PFI 民間提案推進マニュアル」(平成 26 年 9 月)
URL: <http://www8.cao.go.jp/pfi/tsuutatsu.html>)

【総務省】

4. 「地方公共団体における公的不動産と民間活力の有効活用に関する調査研究報告書」(平成 27 年 3 月)
URL: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei/09_02000038.html)

【国土交通省】

5. 「民間収益施設の併設・活用に係る官民連携事業事例集」(平成 28 年 7 月)
URL: <http://www.mlit.go.jp/common/001148353.pdf>)

6. 「公的不動産 (PRE) の民間活用の手引き」(平成 28 年 3 月)
URL: http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=secondpage&p=13229)

7. 「PPP/PFI 事業を促進するための官民間の対話・提案事例集」(平成 27 年 6 月)
URL: <http://www.mlit.go.jp/common/001093085.pdf>)

8. 「公的不動産 (PRE) の活用事例集」(平成 27 年 5 月)
URL: http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=secondpage&p=13231)

9. 「PPP/PFI 事業・推進方策事例集」(平成 26 年 7 月)
URL: <http://www.mlit.go.jp/sogosei/saku/kanminrenkei/h25/h25-01.pdf>)

10. 「公共施設の集約化・再配置に係る官民連携事業事例集」(平成 26 年 7 月)
URL: <http://www.mlit.go.jp/sogosei/saku/kanminrenkei/h25/h25-02.pdf>)

11. 「公的不動産の有効活用等による官民連携事業事例集」(平成 26 年 7 月)
URL: <http://www.mlit.go.jp/common/001049273.pdf>)

12. 「まちづくりのための PRE 有効活用ガイドライン」(平成 26 年 4 月)
URL: http://www.mlit.go.jp/tochi/city_plan/PRE.html)

13. 「PRE 戦略を実践するための手引書」(平成 22 年 3 月、平成 24 年 3 月改訂)
URL: <http://tochi.mlit.go.jp/jitumu-jirei/pre-tebikisho>)

公的不動産(PRE)ポータルサイト <http://tochi.mlit.go.jp/pre-portal-site> 国土交通省

別紙 1

- 民間活用を求める**全国の地方公共団体のPRE情報を一元的に提供**し、**地方公共団体と民間事業者のマッチング**を促進。掲載情報は参加団体の増加等に伴い随時拡大・更新。※引き続き参加団体を募集中。
- 併せて、**相談窓口を設置**し、地方公共団体のPREの民間活用を積極的にサポート。

内容

● 地方公共団体のPRE情報を一元的に提供

売却・貸付け情報

全国の地方公共団体ごとにPREの売却や貸付け案件の情報を一括で見ることが可能

総合評価一般競争入札／公募型プロポーザル情報

地方公共団体が公募している低未利用公有地の再生・活用プロジェクト等に関する情報を一括で見ることが可能

民間提案募集情報

民間発意のPREの活用アイデア等を受け付けている地方公共団体の情報を一括で見ることが可能

掲載情報は随時募集中

● 地方公共団体からのPRE活用に係る相談に対応

相談窓口

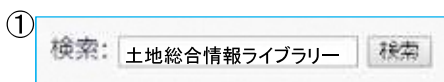
PRE活用を進めたい地方公共団体を実務的に支援
相談受付メールアドレス hqt-pre-toiwase@ml.mlit.go.jp

● PRE活用をサポートする情報を提供

PRE活用の実務的な手引き等のPRE関連情報

関係府省等がとりまとめたPREに関連する参考書、関連施策等を掲載
例: 公的不動産 (PRE) の活用事例集、公的不動産 (PRE) の民間活用の手引き 等

サイトへのアクセス方法



③ 「公的不動産(PRE)ポータルサイト」タブをクリック